

和歌山市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から、監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により別添のとおり公表する。

令和3年3月1日

和歌山市監査委員	森	田	昌	伸
同 上	柳	野	純	夫
同 上	芝	本	和	己
同 上	中	塚		隆

令和2年度

包括外部監査結果報告書

「消防事業に関する財務事務の執行について」

令和3年2月

和歌山市包括外部監査人

公認会計士 守谷義広

目次

1. 包括外部監査の概要	1
1.1 外部監査の種類	1
1.2 選定した特定の事件（テーマ）	1
1.3 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
1.4 包括外部監査対象期間	1
1.5 外部監査の方法	2
1.6 外部監査の実施時期	2
1.7 外部監査人補助者の資格と名称	2
1.8 利害関係	2
1.9 本報告書の取り扱い	2
2. 消防の概要	3
2.1 和歌山市の地理	3
2.2 和歌山市の災害	3
2.3 和歌山市の消防の概要	3
2.4 和歌山市の消防の沿革	4
2.5 消防局・消防署の配置	12
2.6 消防庁舎現況	13
2.7 消防局の組織	14
2.8 消防団の組織	15
2.9 消防局の事務分掌	16
3. 監査の結果	20
3.0 監査結果としての指摘・意見のまとめ	20
3.1 消防総務課	30
(1) 概要	30
(2) 各班に対する監査結果	30
3.2 予防課	45
(1) 概要	45
(2) 各班に対する監査結果	45
3.3 警防課	68
(1) 概要	68
(2) 各班に対する監査結果	68
3.4 指令課	86
(1) 概要	86
(2) 各班に対する監査結果	86
4. 総括	98

1. 包括外部監査の概要

1.1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

1.2 選定した特定の事件（テーマ）

消防事業に関する財務事務の執行について

1.3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

近年、我が国は気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。令和元年度は、8月の前線に伴う大雨や、台風第15号、台風第19号等の幾多の自然災害に見舞われ、平成30年の台風第21号による災害では、関西地区においても、多くの人的・物的被害が生じることとなった。また、今後においても南海トラフ地震等の大規模災害の発生も危惧されている。このような環境にあって、市民の生命・財産を守る防災・減災への取り組みは一層重要性が増しており、消防機能の充実強化は大きな課題ともいえ、市民の期待と関心は少なからず高まっているものと思われる。

また、地方自治体の消防機関として重要な役割を担う消防団員（非常備消防）については、人口減少、過疎化、少子高齢化の進展、地域住民の価値観やライフスタイルの変化等による消防団員の減少傾向が全国的に見られ、地域における消防力の維持確保が危機的な地方自治体もあるという。

こうしたことから、本市における包括外部監査テーマとして過去に実施されていないという点も含め、本市消防事業について検証することは有意義であると判断し、監査のテーマとして選定することとした。

1.4 包括外部監査対象期間

令和元年度（自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和2年度の一部についても監査対象とした。

1.5 外部監査の方法

1.5.1 監査の視点

- ▶ 消防費に係る事務執行は、関係法令・規則等に準拠して適切に行われているか。
- ▶ 工事、修繕、委託、物品購入等の契約事務は適切に行われているか。
- ▶ 施設整備及び備品管理は適正になされ、有効に利用されているか。
- ▶ 消防事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に運営されているか。

1.5.2 主な監査手続

- ▶ 所管課へのヒアリングを実施する。
- ▶ 消防局において消防事務の流れについてヒアリングを実施する。
- ▶ ヒアリングの際に関連帳票を閲覧し、消防事務の流れを理解し、上記の監査の視点に記載した観点に照らし、どのように運用されているかを確認する。

1.6 外部監査の実施時期

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

1.7 外部監査人補助者の資格と名称

公認会計士	辻戸亮平
公認会計士	岡部隆昭
公認会計士	永田祐司
公認会計士	川合峻
公認会計士試験合格者	青柳敏文

1.8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

1.9 本報告書の取り扱い

本報告書は地方自治法第252条の37第5項の規定に基づく包括外部監査の結果を記したものである。同法第252条の31第1項の趣旨に基づき、特定のテーマを選定し、包括外部監査人の視点から限られた時間と予算の中で調査を実施し、その結果検出した事項の範囲で結果及び意見を述べたものであり、事務執行全般について何らかの保証を与えるものではない。

2. 消防の概要

2.1 和歌山市の地理

和歌山市は、紀伊半島の北西部に位置し、北は和泉山脈に囲まれ、西は紀淡海峡に面し、紀の川の河口に位置している。人口約 35 万人、総面積 208.85 km²の和歌山県の県都である。

2.2 和歌山市の災害

和歌山市は、直下型地震のみならず、紀伊半島に位置することから、太平洋沖の南海トラフで発生する東南海地震や南海地震が発生した場合には、被災するリスクが考えられる。東南海地震及び南海地震は 90 年から 150 年の間隔で発生するとされており、近い将来発生する可能性もある。地震調査研究推進本部の調査によると、南海トラフで発生する地震の確率及び南海トラフ巨大地震の最大震度値は、次表のように予想されている。

■南海トラフで発生する地震の確率（マグニチュード8～9クラス）

今後 10 年以内	30%程度
今後 30 年以内	70%～80%
今後 50 年以内	90%程度もしくはそれ以上

(和歌山市のホームページから入手)

過去の被災状況を振り返り、また、今後も起こりうる災害への備えとして、市民の生命・財産を守る防災・減災への期待は高く、消防機能の果たす役割の重要性が高まっている。

2.3 和歌山市の消防の概要

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務(消防組織法第1条)としており、市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する(同6条)。

市町村長は、この責任を果たすべく条例に従って消防を管理(同7条)し、当該管理費用は市町村が負担し(同8条)、市町村はその消防事務を処理するために、消防本部・消防署・消防団を設けている(同9条)。

和歌山市の消防局は、消防本部及び3つの消防署(中消防署・東消防署・北消防署)を設置しており、402名の消防職員が所属している。設備としては16台の消防ポンプ自動車をはじめ、82台の車両を有している。また、42個の消防分団が存在し、1,630名の団員が所属している。

和歌山市における火災・救急に関する状況は、以下のとおりである。

和歌山市の情勢

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人口（人）	363,854	361,578	359,561	357,310	355,411
世帯数（世帯）	153,097	153,594	154,139	154,676	155,691
面積（km ² ）	208.84	208.84	208.84	208.84	208.85
火災件数（件）	94	121	77	87	97
損害額（千円）	86,243	126,861	52,648	96,294	160,945
焼損棟数（件）	75	86	58	79	92
建物焼損床面積（m ² ）	1,139	3,040	1,201	1,515	3,155
死者（人）	4	3	4	5	2
負傷者（人）	23	18	17	17	12
救急出動件数（件）	19,040	19,417	19,865	20,554	20,488
救急搬送人員（人）	17,703	17,851	17,960	18,491	18,203

（和歌山市のHP及び消防局の年報により作成）

2.4 和歌山市の消防の沿革

紀州和歌山藩時代の消防は、町奉行所の所管であった。水火防備の体制も厳重で、紀の川出水には大年寄以下町人足に紀の川嘉家作り堤及び市内橋々を固めさせる定めがあった。特に火災には周到な注意を払い、冬期をその危険期として毎年10月に藩から火の用心に関する触書きが出され町民はこれを守らされた。10月から翌年2月まで、町々では番人を増やし火災の警戒を特に強めた。

毎年11月には、役人が町内各戸の「かまど」を検分される例であった。

出火があれば、本町、岡山の両時鐘堂で、2ツ重、3ツ重、早鐘を撞きわけ火災の遠近、緩急を報じた。安政時代、東西町奉行の所管の消防組東西6組が設けられた。

藩では、大年寄りが助勢人足を指揮し、町奉行方、作事方火消しと協力して消火にあたらせた。

和歌山市の消防の沿革は以下のとおりである。

年 号 年 月	記 事
<ul style="list-style-type: none"> ・明治 11年 2月 ・明治 27年 5月 ・明治 44年 3月 ・明治 45年 10月 	<p>県知事の所管で県庁、和歌山県警察署にそれぞれポンプ組設置、警察官と防火夫で組織和歌山市消防組が発足、当時の組織は非常勤制で人数 242 人、腕用ポンプ 6 台配置 消防組に初めて小型蒸気ポンプが装備された。 予備消防手 2 人交代で常勤勤務を開始</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・大正 4年 7月 ・大正 6年 4月 ・大正 9年 10月 ・大正 15年 5月 	<p>消防組に常備消防部を設置、屯所を市役所前西側に設ける。 消防組に消防ポンプ自動車と機関員が配置された。 寺町、河岸町、京橋、大橋の 4 か所に分遣所を置く。 分遣所を廃止。当時、常備消防 13 人</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 初年 ・昭和 9年 5月 ・昭和 14年 4月 ・昭和 16年 5月 ・昭和 17年 ・昭和 19年 7月 ・昭和 22年 7月 ・昭和 23年 3月 (7日) ・昭和 23年 8月 ・昭和 25年 1月 ・昭和 29年 11月 ・昭和 30年 7月 ・昭和 31年 4月 ・昭和 33年 10月 ・昭和 38年 8月 ・昭和 39年 8月 ・昭和 40年 10月 ・昭和 40年 12月 ・昭和 41年 1月 ・昭和 41年 3月 ・昭和 41年 7月 	<p>防護団が各地区で結成される。 一番丁 3 番地（元中消防署庁舎位置）に常備消防庁舎和歌山市消防所、望楼を新設（鉄筋コンクリート 2 階建て、延べ 360 m²、望楼 40m）部員 27 人、消防車 2 台、即応体制が敷かれ火災専用電話を警察署から移設。なお、当時市内の鉄筋コンクリートの建物は他に 2 か所あるだけであった。 消防組と防護団が合併、警防団を結成する。 常備消防所庁舎を増築（木造 2 階建て約 254 m²） 救急車配置 消防所河西出張所を松江に新築 警防団を消防団に改組する。 消防組織法施行により、消防所（消防団・常備消防部）を廃止し、和歌山市消防本部、和歌山市消防署、同署河西出張所を設置、消防職員 70 人 消防法施行に伴い消防本部に総務、予防、消防の 3 係を置く。 本部の総務、予防、消防 3 係を課に昇格するとともに中消防署を併設したほか、小雑賀に東消防署を新設。消防職員 105 人 中消防署南出張所を和歌浦に新設 南出張所を南消防署に昇格 和歌山市消防本部を和歌山市消防局と改称 市域拡大に対処し、中消防署四箇郷分遣所を加納に、東消防署岡崎分遣所を森小手穂にそれぞれ新設した。 消防局庁舎増改築のため、広瀬中之丁岡東公園内に仮庁舎を設置、同年 9 月 1 0 日消防局庁舎の新築工事に着手 消防局庁舎竣工（規模は鉄筋コンクリート 3 階建て、延べ 1,988.86 m²、望楼 40m） 隔勤職員の業務執行体制として、1 個分隊（7 人編成）単位を主体として活動する分隊制度を実施 和歌山市消防局消防課を警防課に改称し、同課に指令員制度を新設 週休制度の実施 工業住宅地域として急速に発展しつつある河西地区の消防力を充実強化するため、孤島に消防署庁舎（鉄筋コンクリート 2 階建て、延べ 1,145.20 m²、総工費 2,030 万円）の新築工事に着手し、同年 10 月完成、同年 11 月 1 日をもって西消防署として発足、これより中消防署河西出張所を廃止した。 和歌山北部臨海地域（3 市 1 町）における石油企業等の大規模災害に対処するため、和歌山北部臨海都市広域消防協定を締結する。</p>

年 号 年 月	記 事
・昭和 42 年 8 月	和歌山市に隣接する那賀郡 6 町と和歌山北臨中部広域消防相互応援協定を締結する。同じく大阪府泉南郡岬町と消防相互応援協定を締結する。
・昭和 43 年 3 月	瀬戸内海国立公園の観光地として発展しつつある加太地区の消防力強化のため、西消防署加太分遣所庁舎（鉄筋コンクリート平屋建て 160.21 m ² 、総工費 590 万円）の新築工事に着手し、同年 8 月 15 日完成、同年 9 月 1 日業務を開始する。
・昭和 46 年 8 月 ・昭和 47 年 4 月	田辺海上保安部と和歌山市、海南市、有田市及び下津町との消防業務協定を締結する。和歌山県と大阪府の境界に所在する大阪府下 6 市 2 町と和歌山県下 2 市 6 町による阪和林野火災消防相互応援協定を締結する。
・昭和 47 年 8 月 ・昭和 47 年 11 月	和歌山市から火災をなくするため全市あげて「火災をなくす市民運動」を展開する。住宅地域として著しく発展しつつある河北地区の消防力強化のため、弘西 1101 番地の 2 に中消防署河北出張所（敷地面積 1,653.04 m ² 、鉄筋コンクリート 2 階建て、延べ 661.44 m ² 、総工費 3,558 万円）の新築工事に着手、昭和 48 年 6 月完成
・昭和 48 年 6 月	四箇郷分遣所、岡崎分遣所、加太分遣所を四箇郷出張所、岡崎出張所、加太出張所に改称する。
・昭和 48 年 7 月	市の東部開発に伴う市街地域の拡大に対処するため、鳴神 1059 番地の 6 に東消防署庁舎（敷地面積 2,903.88 m ² 、鉄筋コンクリート 2 階建て、延べ 774.31 m ² 、総工費 5,565 万円）の新築工事に着手、昭和 49 年 4 月 1 日完成、同日開庁
・昭和 49 年 3 月	東消防署新築移転に伴い消防署管轄区域を改正するとともに、中消防署河北出張所及び四箇郷出張所を東消防署河北出張所及び四箇郷出張所とし、旧東消防署を南消防署宮前出張所に改めた。
・昭和 49 年 10 月	近畿自動車道和歌山線の開通に伴い高速道路災害に対処するため、沿線 3 市が近畿自動車道和歌山線消防相互応援協定を締結する。
・昭和 50 年 8 月	庁舎老朽化に伴い南消防署庁舎（鉄骨 2 階建て、延べ 318.89 m ² 、総工費 3,193 万円）の改築工事に着手、昭和 51 年 2 月 4 日完成、同日開庁
・昭和 50 年 10 月	那賀郡消防組合消防本部の業務開始に伴い、和歌山北臨中部広域消防相互応援協定を廃止し、新たに和歌山市、那賀郡消防組合消防相互応援協定を締結する。
・昭和 51 年 4 月	都市化が進む昨今、望楼周辺には高層ビルが建築され視界が極度に悪化、市役所新庁舎屋上に高所カメラを設置し、望楼勤務は 4 月 17 日をもって廃止する。
・昭和 52 年 4 月	昭和 49 年 10 月 1 日付け締結（沿線 3 市、和歌山市、海南市、泉南市）していた近畿自動車道和歌山線消防相互応援協定は、阪南町に常備消防が組織されるに伴いこれを廃止、和歌山市、海南市、阪南町の 2 市 1 町が新たに同協定を締結する。
・昭和 52 年 11 月	庁舎老朽化に伴い南消防署宮前出張所庁舎（鉄筋コンクリート 2 建て、延べ 387.50 m ² 、総工費 3,972 万円）の新築工事に着手、昭和 53 年 5 月 10 日完成、同日開庁
・昭和 53 年 10 月	昭和 47 年 4 月締結した阪和林野火災消防相互応援協定は、大阪府泉南郡岬町の加盟に伴い廃止し、同時に大阪府下 6 市 2 町と本県下 2 市 6 町との間で新たに応援協定を締結した。
・昭和 53 年 11 月	近年の救急需要の増大に伴い救急救助体制の適正化及び管理の徹底を図るため警防課に救急救助係を新設した。
・昭和 54 年 3 月	自治体消防発足 30 周年を記念して、本市市政施行後における消防殉職者 42 柱の功績をたたえ、防災の祈りをこめて、鳴神 1059 番地の 6 東消防署敷地内に総工費 1,100 万円をかけ消防顕彰碑を建立した。
・昭和 54 年 4 月	和歌山市消防団の配置の適正化を図るため 4 月 1 日今福分団を設置した。
・昭和 54 年 4 月	庁舎老朽化に伴い東消防署岡崎出張所庁舎（鉄筋コンクリート 2 建て、延べ 208.41 m ² ）を新築、4 月 17 日完成、同日開庁した。

年 号 年 月	記 事
・昭和 55 年 2 月	石油コンビナート地域防災対策として、和歌山市防災資機材センターを設置、同年2月6日完成した。
・昭和 56 年 6 月	山地開発による住宅地域化の進む楠見、有功地区の消防力強化のため、園部 596 番地の 163 に西消防署鳴滝出張所（敷地面積 630.09 m ² 、鉄筋コンクリート 2 建て、延べ 250.00 m ² 、総工費 4,909 万円）の新築工事に着手、昭和 56 年 12 月 23 日開庁
・昭和 57 年 4 月	住宅地として急速に発展しつつある河北地区の消防力充実強化を図るため東消防署河北出張所を消防署に昇格するとともに名称を北消防署とし、同時に管轄区域を改正し、西消防署鳴滝出張所を北消防署鳴滝出張所に改めた。
・昭和 59 年 3 月	指令通信情報連絡を適確かつ迅速に処理し、火災・救急業務を一貫して運用するため、消防局警防課指令室に全電子型の消防・救急指令台が設置され、運用を開始した。 (総工費 3,000 万円)
・昭和 59 年 7 月	東部河南方面の消防力充実強化を図るため、吐前 568 番地に東消防署河南出張所（鉄筋コンクリート 2 建て、延べ 256.29 m ² ）を新築、昭和 59 年 7 月 7 日完成、同日開庁した。
・昭和 59 年 9 月	昭和 41 年 7 月締結した和歌山北部臨海都市広域消防協定は、御坊市の加盟に伴い廃止し、昭和 59 年 9 月新たに応援協定（4 市 1 町）を締結した。
・昭和 60 年 1 月	消防活動上必要な情報をマイクロフィルムに入力することにより、瞬時にその情報をテレビ画面に映し出す地図等検索装置を消防局警防課指令室に設置、昭和 60 年 1 月 18 日運用を開始した。
・昭和 61 年 2 月	警防体制の充実を図るため、警防課に消防係を新設した。
・昭和 61 年 10 月	庁舎老朽化に伴い東消防署四箇郷出張所庁舎（鉄筋コンクリート 2 建て、延べ 213.76 m ² 、総工費 5,485 万円）の改築工事に着手、昭和 62 年 3 月 31 日完成
・昭和 62 年 4 月	機構改革に伴い、総務課を消防総務課と改称、消防局警防課指令室を昇格させ 3 課 1 室体制とし、係体制を班制度とした。
・昭和 62 年 5 月	4 週 5 休制及び 5 当務 2 休制の導入に伴い、各署（中消防署を除く。） 2 個分隊を 1 個分隊に改めた。
・昭和 63 年 4 月	機構改革に伴い、消防総務課及び警防課をそれぞれ 1 班消滅させ 3 班体制とした。
・昭和 63 年 5 月	通信情報連絡を適確かつ明瞭に処理するため各消防署間をファクシミリ回線で結び運用を開始した。
・平成 2 年 3 月	近畿自動車道岸和田インターチェンジから阪南インターチェンジの供用開始に伴い、昭和 52 年 4 月 1 日付けで締結していた近畿自動車道と歌山線消防相互応援協定を廃止し、和泉市、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、泉南市、阪南町、那賀郡（組）、和歌山市及び海南市の相互間において近畿自動車道松原・海南消防相互応援協定を締結した。
・平成 3 年 2 月	石油コンビナート地域防災対策の和歌山市防災資機材センターを松江東 4 丁目に移転新築（敷地面積 435.0 m ² 、鉄骨平屋建て、延べ 120.50 m ² ）した。
・平成 3 年 4 月	指令室に自動出動指定装置、車両運用管理装置などコンピューター制御による最新の機能を備えた消防緊急情報システム及び地図検索装置を設置し、平成 3 年 4 月 1 日運用を開始した。
・平成 5 年 2 月	消防局庁舎の整備充実を図るため、旧市役所別館を改築、消防局を同別館に移転し、平成 5 年 2 月 22 日開庁した。
・平成 5 年 4 月	救急業務の高度化に対処するため警防課に救急班を新設した。
・平成 5 年 9 月	近畿自動車道岸和田インターチェンジから堺インターチェンジの供用開始に伴い、平成 2 年 3 月 29 日付けで締結していた近畿自動車道松原・海南線消防相互応援協定を廃止し、堺市高石市（組）、和泉市、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、泉南市、阪南市、那賀郡（組）、和歌山市及び海南市の相互間において近畿自動車道松原すさみ線消防相互応援協定を締結した。

年 号 年 月	記 事
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 6 年 4 月 ・平成 6 年 5 月 	<p>4 週 8 休制（日勤者は平成 5 年 12 月、隔日勤務者は平成 6 年 4 月）を導入した。 救急業務の高度化に向けて、平成 6 年 3 月高規格救急自動車を購入、中消防署に配置し、救急救命士が乗務し、5 月から運用を開始した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 6 年 7 月 	<p>マリーナシティにおいて世界リゾート博覧会の開催に伴い、7～9 月の間警備詰所として仮設出張所を開設した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 7 年 1 月 	<p>阪神・淡路大震災に伴う応援派遣 派遣先 兵庫県神戸市 派遣期間 1 月 17 日から 1 月 22 日まで 派遣隊員数 延べ 4 8 隊（指揮隊、消火隊、救助隊、後方支援隊）208 人 災害概要 平成 7 年 1 月 17 日 5 時 46 分、淡路島の深さ 16 k m を震源としてマグニチュード 7. 3 の地震が発生したもの</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 7 年 9 月 	<p>機構改革に伴い、市総務部市民生活課の防災班を消防局警防課に移管した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 8 年 3 月 	<p>消防組織法第 21 条の規定に基づき、和歌山県域内において大規模又は特殊な災害が発生した場合における消防相互応援について、和歌山県下消防広域相互応援協定を締結した。和歌山県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合が災害による被害を最小限に防止するため、和歌山県が所有する防災ヘリコプターの応援を求めることに関し、和歌山県防災ヘリコプター応援協定を締結した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 8 年 4 月 	<p>機構改革に伴い、消防局警防課防災班を防災課に昇格させ、4 課 1 室体制とした。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 8 年 5 月 	<p>消防組織法第 21 条の規定に基づき、和歌山市、堺市高石市消防組合、姫路市及び徳島市の区域において大規模災害が発生した場合に、消防活動資機材及び支援物資等の調達に関して相互に応援し、災害活動体制の補完を図るため、消防活動資機材及び支援物資等相互応援協定を締結した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 9 年 4 月 	<p>和歌山市防災行政無線の運用を開始した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 10 年 4 月 	<p>大規模災害用備蓄対策事業として芦原備蓄倉庫を雄松町 3 丁目に新築（鉄骨平屋建て、延べ 161. 43 m²）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 10 年 6 月 	<p>自動車電話・携帯電話からの 119 番通報転送装置の運用を開始した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 12 年 4 月 	<p>機構改革に伴い、次長及び課長補佐制度を廃止して、課を一部分割して室に改め消防総務室、消防人事室、予防室、警防室、救急救助室、指令室、防災室の 7 室体制とした。また、班についても新設及び一部名称を変更した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 13 年 3 月 	<p>昭和 4 2 年 8 月 10 日付けで締結していた和歌山市・岬町消防相互応援協定を廃止した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 13 年 4 月 	<p>指令室の消防緊急情報システムを発信地表示装置、指令書出力装置、車両位置管理装置など新たに備えたシステムに更新するとともに、消防事務を OA 化し局及び署所間のネットワークを開設した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 13 年 4 月 	<p>消防庁舎建設（消防局・中消防署合同庁舎）に伴い、暫定ではあるが、消防庁舎建設室を新設した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 13 年 8 月 	<p>消防庁舎建設（消防局・中消防署）用地として、八番丁の旧阪和銀行跡地を購入した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 14 年 4 月 	<p>危機管理を強化するため消防管理監制度を創設した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年 3 月 	<p>消防庁舎の老朽化に伴い、八番丁 12 番地に消防局及び中消防署庁舎の新築工事に着手した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年 4 月 	<p>機構改革に伴い、次長及び副課長制度を設置し、消防管理監及び調整室長等の制度を廃止した。従来の室体制については、室の一部を統合して課に改め、消防総務課、予防課、警防課、指令課、防災課、消防庁舎建設課の 6 課体制とした。また、班についても新設、統合及び一部名称を変更した。</p>

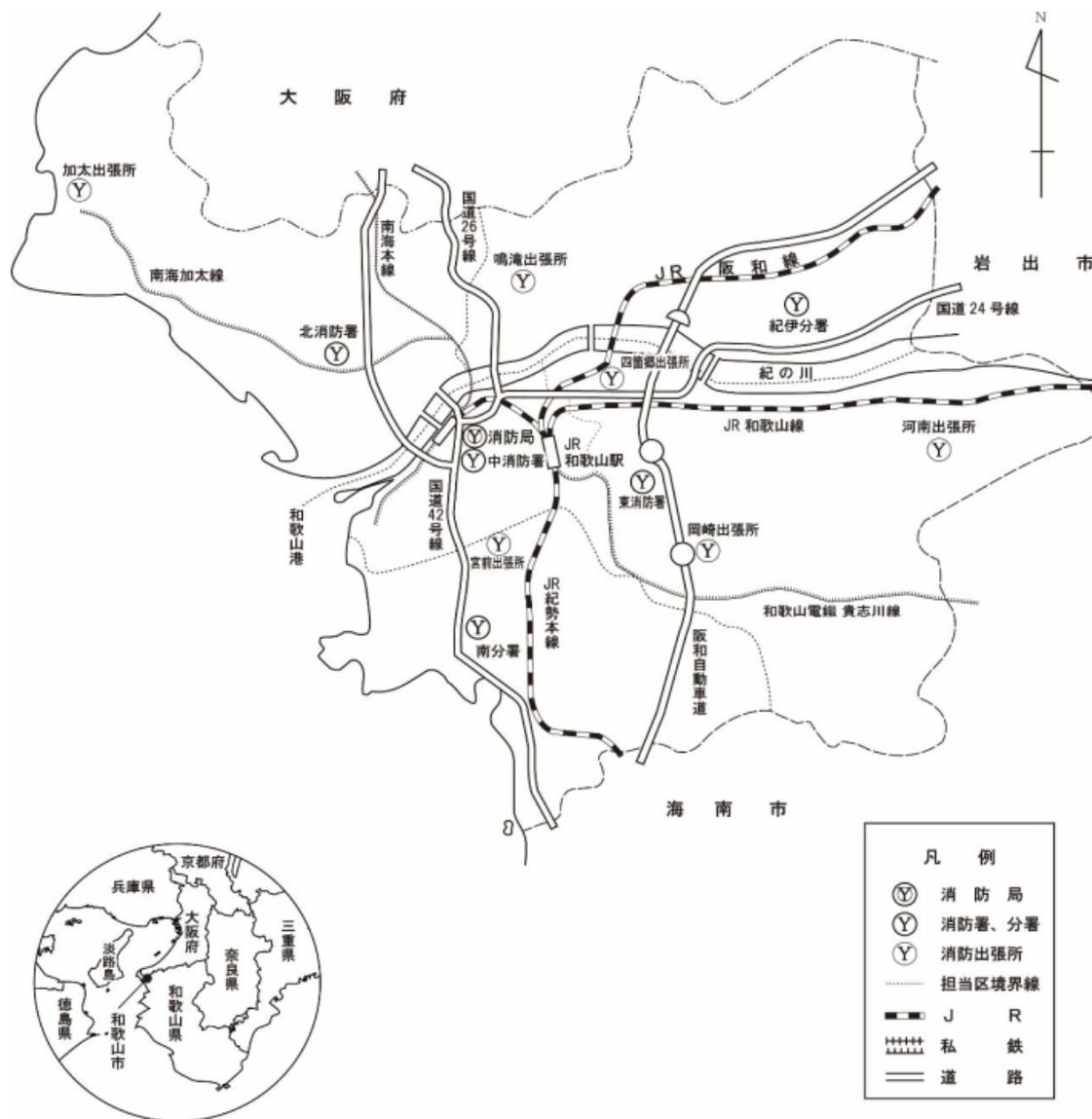
年 号 年 月	記 事
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年 4 月 ・平成 16 年 6 月 	<p>機構改革に伴い、防災課が市長部局に移管された。</p> <p>聴覚及び音声言語機能障害者からのEメールによる119番通報の受信システムの運用を開始した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年 3 月 	<p>八番丁12番地に建設中の消防局・中消防署合同庁舎が平成16年12月15日に完成、庁舎外部周辺工事が平成17年2月22日に完成し、同年3月7日に開庁した。(鉄骨鉄筋コンクリート一部鉄骨造り、地下1階地上6階建て、延べ7,260.57㎡、総工費22億4,385万円(建設工事費のみ))</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年 4 月 	<p>機構改革に伴い、消防庁舎建設課を廃止し、予防課を分割して予防課及び保安課とした。4月5日消防局庁舎3階の防災学習センターを開館した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年 4 月 	<p>機構改革に伴い、次長制度を廃止し、新たに部を置かない部長制度を新設した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年 4 月 	<p>機構改革に伴い、予防課及び保安課を統合して予防課とした。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 4 月 	<p>指令課の消防緊急通信指令システムに、災害地点に最も近い車両を自動選別する出勤車両運用管理装置、携帯電話・IP電話等発信位置情報通知システム、Webカメラなどを新たに備え高機能化し、運用を開始した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 4 月 	<p>機構改革に伴い、消防班に現場指揮に関する事務を加えて指揮支援班とした。また、権限移譲に伴い、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関する事務を開始した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 10 月 	<p>東消防署第1分隊を警防担当と救助担当に分け、それぞれが警防隊と救助隊として活動する運用を開始した。また、警防業務と救助業務の兼務隊であった四箇郷分隊を警防業務と救急業務の兼務隊とする運用を開始した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 3 月 	<p>東日本大震災に伴う緊急消防援助隊の派遣</p> <p>派遣先 宮城県石巻市</p> <p>派遣期間 第1次派遣隊 3月12日から3月17日まで 第2次派遣隊 3月15日から3月20日まで</p> <p>派遣隊員数 延べ11隊(指揮隊、消火隊、救助隊、救急隊、後方支援隊)43名</p> <p>災害概要 平成23年3月11日14時46分三陸沖の深さ24kmを震源としてマグニチュード9.0の地震が発生したものの</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 4 月 	<p>機構改革に伴い、指揮支援班と調査班を統合し、指揮調査第1班、指揮調査第2班とし、警備班を拡充して消防対策班とした。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 9 月 	<p>紀伊半島大水害に伴う和歌山県下消防広域相互応援協定に基づく派遣</p> <p>派遣先 新宮市</p> <p>派遣期間 第1次派遣隊 9月4日から9月7日まで 第2次派遣隊 9月7日から9月10日まで 第3次派遣隊 9月10日から9月12日まで</p> <p>派遣隊員数 延べ7隊(指揮隊、消火隊、救助隊、救急隊、後方支援隊)28名</p> <p>災害概要 台風第12号の影響により、和歌山県南部を中心に8月30日から9月4日にかけて激しい雨に見舞われ、河川氾濫や土砂災害が多発したものの</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 12 月 	<p>消防庁舎の老朽化に伴い、西消防署庁舎の新築工事に着手した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 4 月 	<p>機構改革に伴い、総務班と企画情報班を再編し、総務企画班と消防団班とした。また、消防署の消防部隊編成について、分隊、小隊及び中隊を小隊、中隊及び大隊に変更した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 10 月 	<p>機能別消防団制度に基づきOB団員41人、防火広報団員(消防音楽隊員)26人が任命。消防音楽隊は、吏員12人、団員26人の編成になった。</p>

年 号 年 月	記 事
・平成 25 年 10 月	和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防指令業務の共同運用を行うため、10月7日に「和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会」を設立した。
・平成 25 年 11 月	西消防署庁舎が11月5日に完成した。(鉄筋コンクリート一部鉄骨造、地上2階建て、延べ1,617.55㎡、総工事費5億5,201万円(建設工事費のみ))
・平成 26 年 4 月	<p>機構改革に伴い、南消防署を中消防署南分署、北消防署を北消防署紀伊分署とし、あわせて西消防署を北消防署とすることで、5消防署6出張所体制から3消防署2分署6出張所体制とした。</p> <p>消防局では、火災調査事務及び現場指揮を警防課から予防課及び消防署に移管したことに伴い、警防課指揮調査第1・2班を監察指揮班、予防課予防班を予防調査班とした。また、指令課に消防無線のデジタル化及び消防指令業務の共同運用に関する事務を行う情報管理班を新設した。</p> <p>消防署では、警防班及び救急救助班を設置し、指揮調査隊を新設するとともに、東消防署救助隊を特別救助隊に昇格し、北消防署に特別救助隊を新設した。</p> <p>また、中消防署南分署宮前出張所の警防隊を救急兼務隊とし、中消防署第1小隊及び第2小隊を統合し特殊消火隊を設置した。</p>
・平成 26 年 6 月	平成26年4月1日に日本赤十字社和歌山医療センター高度救命救急センターに救急ワークステーションを設置し、6月2日から派遣型とピックアップ型を併用したドクターカー運用を開始した。
・平成 26 年 8 月	救急救命士の新たな処置拡大(心肺停止前の血糖測定、低血糖発作症例へのブドウ糖の投与、ショック症例への輸液)を開始した。
・平成 26 年 12 月	救急活動に係る傷病者対応や災害時の連絡情報収集を目的として、全救急隊にタブレット端末を配置した。
・平成 27 年 4 月	<p>機構改革に伴い、査察指導班と危険物班を再編し、設備班、査察班及び危険物保安班とし、救急班を救急救助班、情報管理班を指令第3班とした。</p> <p>また、北消防署紀伊分署鳴滝出張所の警防隊を救急兼務隊とした。</p> <p>那賀消防組合消防本部、海南市消防本部及び紀美野町消防本部と消防指令業務の共同運用に伴い、平成27年3月29日に「和歌山広域消防指令センター」を開所し、4月1日から和歌山市、岩出市、紀の川市、海南市、紀美野町からの119番通報受付を開始した。</p>
・平成 28 年 4 月	<p>災害対応力の強化を図るため、大規模災害発生時において設置する和歌山市災害対策本部と和歌山広域消防指令センター間の情報伝達や調整をはじめとする消防通信指令に係る事務を掌理する指令統括監を新設した。</p> <p>また、消防局予防課で行っていた危険物規制に係る事務の一部を管轄消防署に移管した。</p>
・平成 29 年 1 月	平成29年1月16日から、平成26年度に日本赤十字社和歌山医療センター高度救命救急センターに設置した救急ワークステーションを常設化し、平日9時から17時30分までのドクターカー運用を24時間365日体制の運用とした。
・平成 29 年 1 月	<p>和歌山北部臨海都市広域消防協定及び和歌山北部臨海地域事業場消防相互応援協定に基づく派遣</p> <p>派遣先 旧東燃ゼネラル石油株式会社和歌山工場(有田市初島町)</p> <p>派遣期間 1月22日から1月24日まで(第1次派遣隊から第5次派遣隊まで)</p> <p>派遣隊員数 延べ39隊(指揮隊、消火隊、後方支援隊、通信支援隊)140名</p> <p>災害概要 平成29年1月22日15時40分頃、旧東燃ゼネラル石油株式会社和歌山工場内にある潤滑油製造装置群において火災が発生したもの</p>

年 号 年 月	記 事
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 9 月 	<p>メキシコ地震災害に伴う国際消防救助隊登録隊員の派遣 派遣国 メキシコ合衆国 派遣期間 9月21日から9月28日 派遣職員 中消防署 高度救助隊員1名 災害の概要 平成29年9月20日3時14分（現地時間19日13時14分）メキシコ合衆国において、M7.1の地震が発生</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 10 月 	<p>平成29年10月30日に和歌山市中消防署南分署開庁式を挙行了。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 11 月 	<p>平成29年11月11日から和歌浦東1丁目1番13号において、和歌山市中消防署南分署業務を開始した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 12 月 	<p>救急支援スマートフォンアプリ（My SOS）の運用開始</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 3 月 	<p>平成30年3月1日から、消防団員として貢献した大学生等の就職活動を支援する「和歌山市学生消防団活動認証制度」を開始した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 7 月 	<p>平成30年7月豪雨災害に伴う緊急消防援助隊の派遣 派遣先 広島県広島市安芸区上瀬野町 派遣期間 第1次派遣隊 7月12日から7月16日まで 第2次派遣隊 7月15日から7月19日まで 第3次派遣隊 7月18日から7月20日まで 派遣隊員数 延べ12隊（指揮隊、消火隊、救助隊、後方支援隊）63名 災害概要 梅雨前線や台風第7号の影響により、6月28日から7月8日にかけて、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に河川氾濫や土砂災害が多発したもの</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年 4 月 	<p>消防署に置く2名の中隊長のうち1名を副中隊長とし、2隊編成する消防部隊（中隊）を1隊に統合することで、指揮命令系統を明確化した。 また、警防隊員から指名していた指揮調査隊員を、専従化した。</p>

2.5 消防局・消防署の配置

和歌山市の市域は東西約 29 km、南北は約 17.5 kmにわたり、面積は 208.85 km²（令和元年 7 月 1 日現在）である。和歌山市消防局は、和歌山市を管轄区域として 3 消防署、2 分署、6 出張所の体制で、市内をほぼ半径 3 km の円で包含するよう署所を配置している。



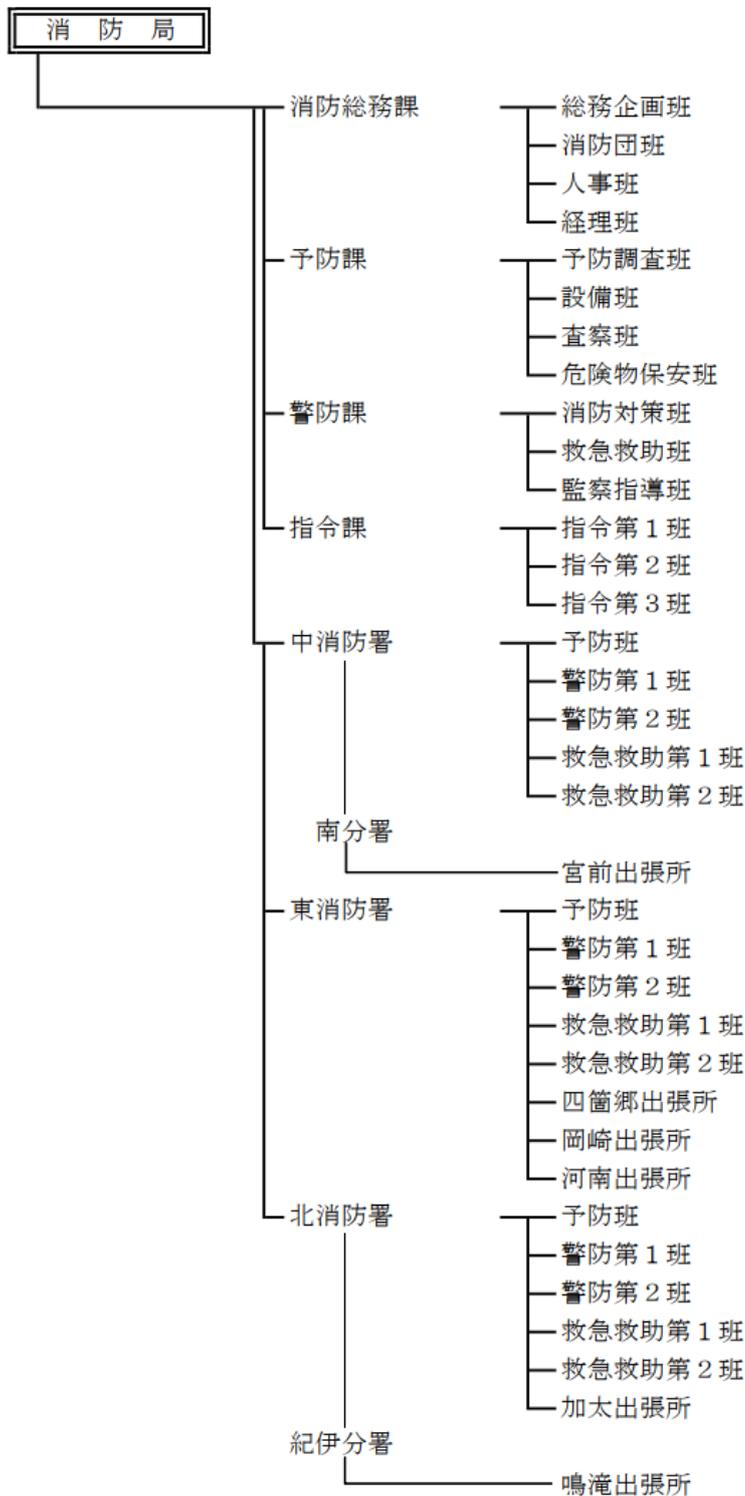
2.6 消防庁舎現況

(令和2年4月現在)

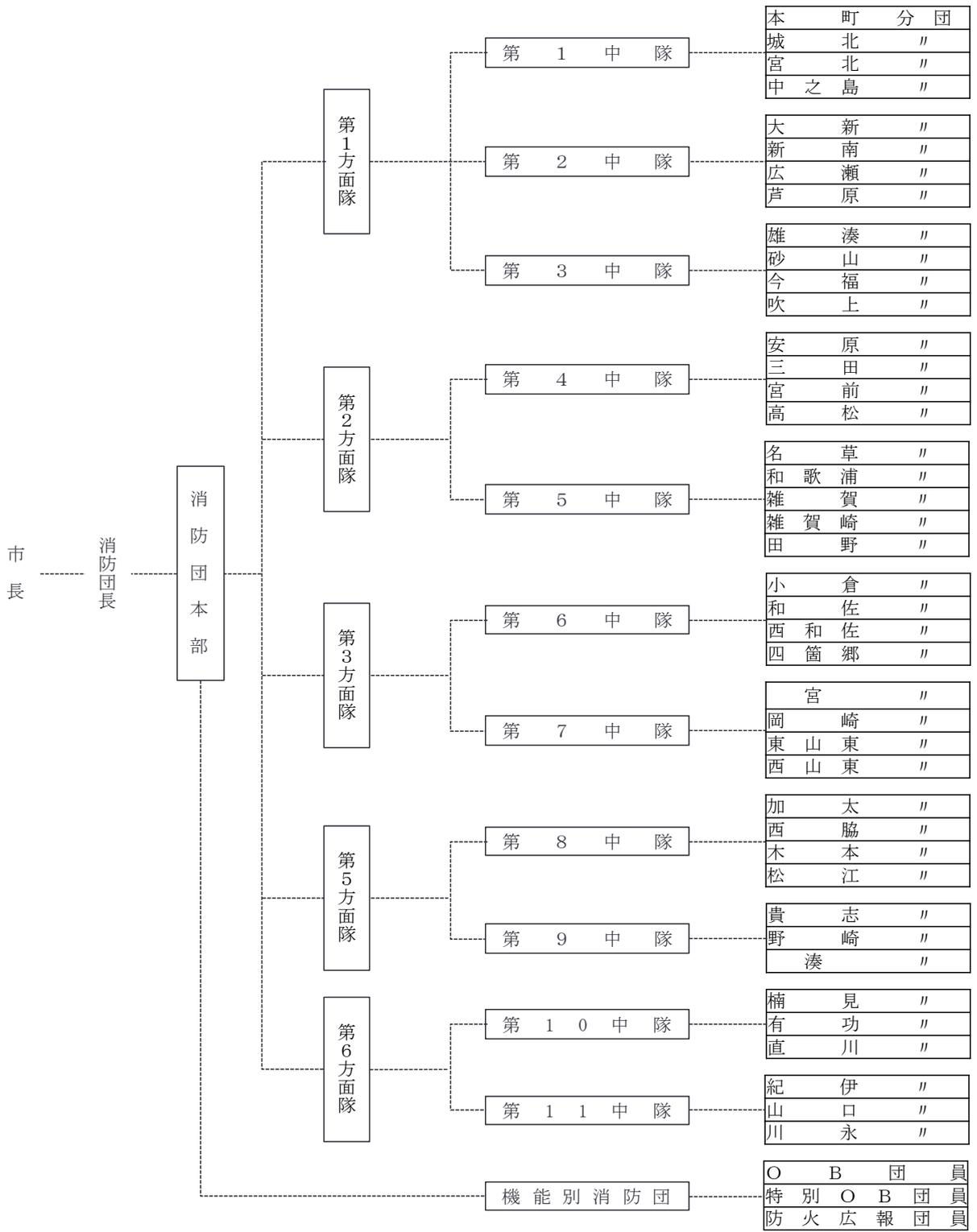
名称	所在地	構造	建築年月	面積(m ²)			
				敷地面積	建築面積	延べ面積	
消防局・ 中消防署	八番丁 12番地	鉄骨鉄筋コンクリート 一部鉄骨 地下1階地上 6階建て	H16.12	1856	1148.82	7260.57	
中 消 防 署	南分署	和歌浦東 1丁目1番 13号	鉄筋コンクリート 3階建て	H29.8	866.11	322.96	693.75
	宮前 出張所	小雑賀 2丁目2番 8号	鉄筋コンクリート 2階建て	S53.5	595.92	220.58	284.28
東 消 防 署	本署	鳴神 1059番地6	鉄筋コンクリート 2階建て	S49.4	2480.59	481.35	806.52
	四箇郷 出張所	加納 246番地3	鉄筋コンクリート 2階建て	S62.3	330.64	159.04	213.76
	岡崎 出張所	森小手穂 295番地2	鉄筋コンクリート 2階建て	S54.4	286.8	152.32	204.81
	河南 出張所	吐前 568番地	鉄筋コンクリート 2階建て	S59.7	998.8	191.45	245.45
北 消 防 署	本署	狐島 645番地3	鉄筋コンクリート一部 鉄骨2階建て	H25.11	4318.98	1148.98	1617.55
	加太 出張所	加太 1203番地4	鉄筋コンクリート 平屋建て	S43.9	697.95	160.21	160.21
	紀伊 分署	弘西 1101番地2	鉄筋コンクリート 2階建て	S48.6	1663.29	349.53	661.41
	鳴滝 出張所	園部 596番地 163	鉄筋コンクリート 2階建て	S56.12	630.09	216.33	268.33

2.7 消防局の組織

和歌山市は、本部に消防総務課、予防課、警防課、指令課があり、各種事務、調査、指導といった機能を果たしている。消防署は中消防署、東消防署、北消防署の3つがあり、さらに、2か所の分署と6か所の出張所がある。



2.8 消防団の組織



2.9 消防局の事務分掌

消防局の事務分掌は次のとおりである。

消防総務課

総務企画班

- ① 公印の保管及び管理に関する事。
- ② 文書管理の総括に関する事。
- ③ 儀式及び渉外に関する事。
- ④ 消防長会に関する事。
- ⑤ 局の総合計画に関する事。
- ⑥ 局の重要事務事業の進行管理の総括に関する事。
- ⑦ 局の組織に関する事。
- ⑧ 訓令、内規等の審査に関する事。
- ⑨ 課の庶務に関する事。
- ⑩ 課内他班の所管に属しない事。

消防団班

- ① 消防団員の任免、表彰、服務その他身分に関する事。
- ② 消防団員の報酬に関する事。
- ③ 消防団員の被服等の貸与に関する事。
- ④ 消防団員等の公務災害に関する事。
- ⑤ 消防団員の教育訓練及び安全管理に関する事。
- ⑥ 消防団の施設に関する事。
- ⑦ 消防音楽隊に関する事。
- ⑧ 消防広報（他課の所管に属するものを除く。）に関する事。
- ⑨ 消防統計に関する事。
- ⑩ 消防事務に係る電子計算機の処理に関する事。

人事班

- ① 職員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他身分に関する事。
- ② 職員の配置及び勤務に関する事。
- ③ 職員の給与の支給に関する事。
- ④ 職員の公務災害に関する事。
- ⑤ 職員の福利厚生に関する事。
- ⑥ 職員の旅行手続に関する事。
- ⑦ 職員の教養に関する事。
- ⑧ 職員の保健衛生に関する事。
- ⑨ 退職職員に関する事。
- ⑩ 消防職員委員会に関する事。

経理班

- ① 職員の被服等の貸与に関する事。
- ② 公有財産の取得及び処分の手続に関する事。
- ③ 物品の購入及び修繕に関する事。
- ④ 消防庁舎施設の整備に関する事。

予防課

予防調査班

- ① 火災予防対策に関する事。
- ② 防火広報に関する事。
- ③ 火災をなくす市民運動に関する事。
- ④ 自主防災組織の訓練指導の総括に関する事。
- ⑤ 予防統計に関する事。
- ⑥ 防災学習センターの管理に関する事。
- ⑦ 火災の調査に関する事。
- ⑧ 火災統計に関する事。
- ⑨ 火災調査資料の収集及び分析に関する事。
- ⑩ 火災調査技術の研究及び指導に関する事。
- ⑪ 火災証明に関する事。
- ⑫ 課の庶務に関する事。
- ⑬ 課内他班の所管に属しない事。

設備班

- ① 建築物の確認等の同意に関する事。
- ② 消防用設備等の設置指導に関する事。
- ③ 事業所の防火指導に関する事。
- ④ 建築物の防火に関する事。
- ⑤ 少量危険物及び指定可燃物の規制に関する事（他班の所管に属するものを除く。）。
- ⑥ 防火管理講習に関する事。
- ⑦ 防災認定等の事務に関する事。

査察班

- ① 消防用設備等の検査に関する事。
- ② 危険物施設の検査に関する事。
- ③ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）の規定に基づく検査に関する事（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に係るものを除く。）。
- ④ 石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく検査に関する事。

- ⑤ 消防法の規定の違反の処理に関する事。
- ⑥ 液化石油ガス法の規定の違反の処理に関する事（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に係るものを除く。）。
- ⑦ 石油コンビナート等災害防止法の規定の違反の処理に関する事。
- ⑧ 和歌山市火災予防条例の規定の違反の処理に関する事。
- ⑨ 予防査察及び査察教育の推進に関する事。

危険物保安班

- ① 危険物の許可、認可及び規制に関する事（他班の所管に属するものを除く。）。
- ② 危険物災害の予防対策及び調査研究に関する事。
- ③ 液化石油ガス法に関する事（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に係るものを除く。）（他班の所管に属するものを除く。）。
- ④ 石油コンビナート等災害防止法に関する事（他班の所管に属するものを除く。）。
- ⑤ 高圧ガスその他特殊な物質の防火に関する事。

警防課

消防対策班

- ① 災害及び有事の消防活動対策に関する事。
- ② 消防警備に関する事。
- ③ 消防広域応援に関する事。
- ④ 職員の招集に関する事。
- ⑤ 消防用水利の開発及び保全に関する事。
- ⑥ 水防調査及び水防訓練に関する事。
- ⑦ 水防倉庫及び水防資器材の維持管理に関する事。
- ⑧ 消防機械器具の整備及び管理に関する事。
- ⑨ 消防機械器具の整備技術の指導に関する事。
- ⑩ 消防機械器具等の購入に関する事。
- ⑪ 公用車による交通事故の損害賠償に関する事。
- ⑫ 課の庶務に関する事。
- ⑬ 課内他班の所管に属しない事。

救急救助班

- ① 救急及び救助活動に関する事。
- ② 救急及び救助対策に関する事。
- ③ 救急隊員の教育訓練に関する事。
- ④ 応急手当の普及啓発活動に関する事。
- ⑤ 救急関係機関との連絡調整に関する事。
- ⑥ 救急及び救助統計に関する事。

- ⑦ 救急救命協議会に関する事。
- ⑧ 民間の患者等搬送事業に関する事。

監察指導班

- ① 消防対策に関する事。
- ② 消防隊の活動、運用及び教育訓練に関する事。
- ③ 現場の監察及び指導に関する事。

指令課

指令第1班・指令第2班・指令第3班

- ① 災害の受報及び出動指令に関する事。
- ② 消防部隊の統制及び運用に関する事。
- ③ 消防通信の統制に関する事。
- ④ 災害の現場情報収集、情報支援及び連絡に関する事。
- ⑤ 医療機関等との連絡及び調整に関する事。
- ⑥ 防災気象の通信連絡に関する事。
- ⑦ 通信施設等の研究、整備、運用等に関する事。
- ⑧ 消防緊急通信施設の管理に関する事。
- ⑨ 無線従事者の育成指導に関する事。
- ⑩ 課の庶務に関する事。

3. 監査の結果

3.0 監査結果としての指摘・意見のまとめ

対象課	指摘・意見の区分	指摘・意見の内容	該当頁
消防 総務課	指摘 1	<p>消防団員の教育訓練について（指摘）</p> <p>消防団への委託業務契約書において、「消防団の教育、訓練は年間5回以上実施する」としているが、計画通り実施しているかどうかについて、具体的な確認が和歌山市において行われていない。</p> <p>消防団には、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行うことが求められているため、災害に対して、適切に対応できる能力が確保されるように、教育訓練結果について、把握することが必要である。</p>	P. 34
消防 総務課	指摘 2	<p>業務委託料の確認について（指摘）</p> <p>和歌山市は、消防団と業務委託契約を締結し、消防団の運営管理や、消防団の施設等の維持管理、団員の教育訓練業務を委託している。</p> <p>和歌山市においては、各分団に業務委託料使用明細書を提出させており、ほとんどの分団に関しては、業務委託料を適切に執行している。しかし、一部の分団から提出された明細内訳に研修旅行等の明細が含まれており、業務委託費の用途として、適切であったかどうか調査すべきであったと考えられるが、和歌山市では調査を実施していなかった。</p> <p>業務委託契約書において、消防団は委託料に余剰金が生じた時は、速やかに和歌山市に返納しなければならないと規定されていることから、業務委託料使用明細書を確認し、業務委託料の用途が適切であったかどうかを調査することが必要である。</p>	P. 34
消防 総務課	指摘 3	<p>消防団報酬の見直しの必要性に関する検討について（指摘）</p> <p>和歌山市における消防団では、定数 1,750 名のところ 1,630 名であり、定数不足の状態になっている。</p> <p>一方、和歌山市の消防団員の報酬は、地方交付税の普通交付税標準額と比して低い水準にあり、他の中核市や県内市町村に比しても低い水準にある。</p> <p>地方交付税については、制度上必要額をそのまま支給されるものではないとはいえ、一定の額が交付されており、また、交付税標準額は消防団員の報酬額の妥当性を判断する基準であるとも考えられるため、支給水準の見直しを引き続き検討する必要がある。</p>	P. 35

消防 総務課	指摘 4	<p>消防団員の寄付金受領の有無について（指摘）</p> <p>消防団は、市町村の組織であり、市が把握していない状態において、寄付金を募る或いは寄付金を受領することは、違法行為となる可能性がある。他の自治体においては、市民の声を受け、消防団員による寄付金の募集や受領を禁止している自治体もあるが、和歌山市消防局では、和歌山市消防団が寄付金を募っているかどうかについて、別途把握をしていない。</p> <p>違法行為の発生を防止・発見するため、和歌山市として、各分団長から寄付金を受領していないこと等の確認書を入手するなど、消防団の寄付金行為に関し調査を行う必要がある。</p>	P. 36
消防 総務課	指摘 5	<p>女性消防吏員の活躍推進のための取組について（指摘）</p> <p>総務省消防庁では、女性消防職員の割合を 2026 年度当初までに 5%に引き上げる数値目標を定めており、和歌山市消防局においても、当該目標を達成するため、ホームページ上に女性消防職員の活躍に関する情報等、一定の対応策を講じているが、上記のとおり、消防職員全体に占める女性消防職員の割合は、全国平均を下回った水準となっている。</p> <p>和歌山市消防局においても、女性消防職員の割合を増加させるべく、一定の対策は講じているものの、そもそもの受験者数が少ないことに加え、2026 年度までの具体的な増員に向けた取り組みも存在していない。効果的かつ効率的に女性消防職員の割合を増加させる目標を達成するため、一定の具体的な取り組みが必要である。</p>	P. 42
消防 総務課	指摘 6	<p>土地の貸借契約に係る交渉記録の文書化について（指摘）</p> <p>消防出張所として民間事業者より賃借している土地について、毎期貨料について交渉のうえ、更新契約を締結しているが、当該賃料の交渉経緯について、文書による記録が残されていない。</p> <p>少額ながら、賃料は少しずつ上昇傾向にあり、業務の適切な引継ぎ及び監督の観点からも、交渉記録を文書化しておく必要がある。</p>	P. 42
消防 総務課	指摘 7	<p>自動販売機設置にかかる業者選定の公募について（指摘）</p> <p>自動販売機設置については、一般社団法人和歌山市消防協会に公有財産の使用許可を出しているものの、業者の選定において公募等は実施していない。</p> <p>業者の選定においては、公平性の観点から公募を実施し入札等により業者を選定すべきである。</p>	P. 44

予防課	指摘 8	<p>防災学習センターの運営委託費について（指摘）</p> <p>消防局は一般社団法人和歌山市消防協会に対し、随意契約により防災学習センターの運営・講習会等開催業務を包括的に委託し、令和元年度においては年間 34,640,131 円の委託費を支出している。</p> <p>当該協会への委託費は協会提出の見積書をもとに算定されているが、見積書における積算根拠は必要な費用の単価及び工数又は数量が記載されているのみであり、委託料を算定するにあたり十分な情報が記載されているとは言い難い。</p> <p>特に、人件費については、課として必要人員の概算はしているものの、ポジションごとの年収単価と人員数により算出しているのみであり、どのような業務をするにあたり、どのような資格・給料の人員を業務ごとに週何日・何時間を割り当てるかといったタイムテーブルのような情報がなければ、業務ごとに対する人員の過不足が判断できず、委託料の積算根拠として十分とは言えない。</p> <p>消防局は業務委託料を算定するにあたっては、積算根拠を十分に吟味し委託料を決定する必要がある。</p>	P. 49
予防課	指摘 9	<p>防火管理者の長期にわたる未選任について（指摘）</p> <p>令和 2 年 11 月時点で 5 年以上にわたって防火管理者を選任していない防火対象物が 65 件存在する。防火管理者を定めていないことは重大な消防法令違反であり（和歌山市火災予防査察要綱第 23 条）、消防長又は署長は、査察により不備欠陥事項を是正指導したにもかかわらず是正されない場合において、これを放置することが著しく危険であると認めるときは、和歌山市火災予防違反処理要綱により必要な措置を講じるものとされている（和歌山市火災予防査察要綱第 24 条）。</p> <p>長期にわたって違法状態になっている建築物については、具体的な計画を作成させた上、違反を解消することが必要である。</p>	P. 57
予防課	指摘 10	<p>市の施設における防火管理者の未選任について（指摘）</p> <p>市の施設において、防火管理者が未選任・未届出の施設が 1 件存在した。今年の 4 月の人事異動により前任の防火管理者が異動したことによる未選任であり、監査期間中の 11 月時点で選任・届出がなされたものの、これは、重大な消防法令違反にあたる。（和歌山市火災予防査察要綱第 23 条）</p> <p>市の施設である以上、人事異動があったとしても防火管理者が不在となることのないよう適切な引継ぎ、選任が必要である。</p>	P. 57

予防課	指摘 11	<p>防火対象物・防災物品の違反に関する予防システムへの保存について（指摘）</p> <p>防火対象物・防災物品については、法令違反となっているものは紙面において違反を記載し、都度指導をしているが、予防システムへは未設置等の重要な違反については登録しているものの、細かな違反については登録していない。</p> <p>和歌山市火災予防査察要綱第20条における査察の結果不備欠陥事項が認められた場合には、同第21条、第22条において、立入検査結果の通知書を交付した上で、改善計画の提出を求め、改善状況を確認するための調査を実施することとなる。</p> <p>当該改善状況の記録及び継続的なモニタリングのためにも、予防システムを更に活用し、違反の履歴はシステムにおいても保存することが必要である。</p>	P. 64
警防課	指摘 12	<p>消防車両の更新投資について（指摘）</p> <p>予算の流用とは、年度途中において、緊急を要する支出が発生した場合に、予算が足りないときに補正予算を編成することなく、他の予算を減額して当該予算を増額することをいう。地方自治法第220条2項によると、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができるとしており、緊急性がある場合等のやむを得ないときの例外的な対応策である。</p> <p>和歌山市消防局では、令和2年度に消防ポンプ自動車（CD-I型）を購入しており、47,432,000円の予算執行に際して予算流用を実施している。</p> <p>流用した経緯として、消防局で所有している16台のポンプ車のうち3台が出動不能となったとのことで、別の古い車両を更新するための予算を2台に充当し、残り1台について予算の流用により対応したとのことである。</p> <p>ポンプ車は消火活動に必要不可欠な車両であり、故障が原因で出動できないという事態は避ける必要があり、緊急の予算の必要性が生じたという経緯は理解できるが、今回のような多額の予算の流用は、予算統制の意義を鑑みて可能な限り避けることが望ましい。当該流用は節間の流用であり、法令で禁止された流用ではないものの、一般論として、多額の流用は可能な限り補正予算で対応すべきである。また、根本的な問題として、通常であれば、車両が故障した際に、他の15台のポンプ車で代替え運用しながら対応すべきところ、予備車両も含めて3台同時に故障すること自体が問題であり、後述する（車両の利用年数について）で記載しているが、耐用年数を大きく超えて車両を使用していることも故障の一因と考えられる。</p> <p>このような故障案件が発生しないように、また発生した場合でも他の車両を代替え運用する範囲内で対応できるよう予算編成の段階で十分な検討をする必要がある。</p>	P. 72

消防 総務課	意見 1	<p>消防機関の出動状況について（意見）</p> <p>火災・風水害等の出動状況については、常備消防及び非常備消防ともに集計にとどまり、前年度との比較等の分析がされていない。</p> <p>業務改善や情報開示拡充のためにも、集計データを活用し、また、分析結果を消防年報等により公開することが望ましい。</p>	P. 30
消防 総務課	意見 2	<p>消防団報酬の支給方法について（意見）</p> <p>消防団員への報酬の支給は各消防分団に団員の報酬総額を支給し、各団員への支給については、全員の受領印を入手することにより確認を実施している。この支給方法により和歌山市では、消防団員として登録はされているものの活動実績がない、いわゆる「幽霊団員」に対する支給に関し一定の牽制が効いていると考えられる。</p> <p>一方で、総務省消防庁は更に踏み込んで、報酬を団員の個人口座に振り込む方法により、団員本人に支給をすることを求めている。団員個人の振込口座を把握するにあたり、一定の時間はかかると考えられるが、団員個人への振り込み支給の検討が望まれる。</p> <p>また、幽霊団員が発生しないよう、東京消防庁が導入を検討している出動アプリの導入等、活動実態についても把握に努めることが望まれる。</p>	P. 35
消防 総務課	意見 3	<p>消防音楽隊見直し検討について（意見）</p> <p>消防音楽隊は多くの政令市等において設置され、消防活動の広報や消防のイベントにおける集客といった目的があることは認められる。一方で、消防音楽隊は消防隊員及び消防団員で構成されており、勤務時間外においても楽曲の練習をする必要があり隊員及び団員の負担になっている可能性がある。</p> <p>他の自治体においても廃止している自治体もあり、広報や集客の効果と隊員及び団員の負担を勘案して存続の可否を検討する必要がある。</p>	P. 37
消防 総務課	意見 4	<p>一般社団法人和歌山市消防協会を通じた自動販売機の設置について（意見）</p> <p>空きスペース利用の一環で、自動販売機の設置を行っているが、当該設置契約について、一般社団法人和歌山市消防協会を通じて行っている。</p> <p>設置に伴う地代及び電気代は、収受しているものの、自動販売機売上収入に係る収益は計上しておらず、直接契約を結んでいた場合に得られる利益を逸失している可能性があるため、直接契約を結ぶことの検討をすることが望ましい。</p>	P. 44

予防課	意見 5	<p>住宅用火災警報器の設置率の増加について（意見）</p> <p>平成 18 年の義務化から 10 年以上が経過しており、既存住宅用火災警報器の機能劣化が懸念されるため、老朽化した住宅用火災警報器の交換など適切な維持管理を促進することが望まれる。</p> <p>住宅用火災警報器の未設置については、訪問調査により設置の有無を確認し集計し統計を取っているものの、未設置の理由までは聞き取りを実施していない。</p> <p>住宅用火災警報器の設置率は 100%を目指しているものの、伸び悩んでいる状況であり、未設置の理由を分析することにより、より高い設置率を目指すことが必要である。</p>	P. 51
予防課	意見 6	<p>立入検査の際のノウハウの蓄積について（意見）</p> <p>消防予防・危険物ともに立入検査については規定や細則は存在するものの、詳細に手順を記載したようなチェックリストは存在しないが、運用としては、新規に配属された職員が立入検査を実施する際には、経験のある職員と一組になって検査を実施しているとのことである。</p> <p>課として経験から得た知識やノウハウを蓄積するため、実務で判断に迷う点に関しては積み上げてきた判断実績を残すためにも、実地判断に則したチェックリストを作成することが望ましい。</p>	P. 59
予防課	意見 7	<p>予防システムの活用について（意見）</p> <p>予防査察の違反に関しては、予防システムに登録しているものの違反通知は当該システムから出力するのみではなく、文書作成ソフトから作成して発出することもある。</p> <p>和歌山市火災予防査察要綱第20条においては、システム以外からの作成も認められるが、業務効率化の観点からも予防システムへ違反を登録し違反通知についても当該システムから出力するべきである。</p>	P. 64
警防課	意見 8	<p>随意契約について（意見）</p> <p>和歌山市消防局では、令和 2 年度に消防ポンプ自動車（CD－I 型）を購入しており、47,432,000 円の予算執行をしている。</p> <p>和歌山市では、物品を購入する際、原則的には予定価格が 20,000,000 円以上の場合に一般競争入札、20,000,000 円未満の場合に指名競争入札とし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の各号に該当する場合は随意契約としている。</p> <p>47,432,000 円の消防車両を購入する場合は、金額の要件に当てはめると、一般競争入札に該当することとなるが、3 台のポンプ車が故障したことにより、火災発生時、ポンプ車の現場到着が遅延することが予想されることから、同項第 5 号の緊急の必要により競争入札に付することができない</p>	P. 72

		<p>ときに該当するとして随意契約により業者を決定したものである。</p> <p>今後、同様の事案が生じた場合は、多額の予算を執行するため、競争性の原理及び公平性の観点を含めた慎重な議論が必要である。</p> <p>また、ポンプ車の発注から納品までの期間は半年以上が必要であり、このことが契約を急ぐ要因の一つとなっている。当該要因の解消のためにも、ポンプ車の仕様の標準化についても検討されたい。</p>	
警防課	意見 9	<p>車両の利用年数について（意見）</p> <p>車両の耐用年数は、その車両を安全に使用できる目安の期間を定めたものであり、その年数を超えたことにより直ちに安全性に支障がでるといった性質のものではない。しかし、消防局で取り扱う車両は、消火活動や救命活動に使用される重要性の高い車両であり、車両の老朽化等が原因で業務に支障が出た場合の影響は甚大である。</p> <p>車両の更新には多額の予算が必要となり、耐用年数が経過するごとに即座に更新していくことは困難であるという事情はあるが、計画的に更新し、緊急時に適切に稼働できる体制を構築していく必要がある。</p> <p>可能な範囲で耐用年数に近い年数で更新していけるよう努力していくべきである。</p>	P. 76
警防課	意見 10	<p>備品台帳の管理について（意見）</p> <p>警防課では、購入した備品について備品台帳上で管理しており、年に一度備品の現物を確認する実査の手続きを実施しているが、同課は非常に多数の備品を保有しており、その管理は煩雑であると思われるが、各備品に対して管理番号を付すということをしていない。</p> <p>一般に備品を管理する際に、各備品にその対象物が明確になるように管理番号を付し、その管理番号で管理する方法が用いられることが一般的である。</p> <p>実査を実施する際に、備品台帳とその対象となる備品の紐づけをしていく作業に苦勞することもあるとのことであり、今年度、備品管理の方法を改めシステムに登録し、その際に管理番号も付与する取り組みをされているとのことである。</p> <p>効率的な管理ができるよう積極的に推進していただくことが望ましい。</p>	P. 76

警防課	意見 11	<p>警備本部運用マニュアルの整備について（意見）</p> <p>警防課は、令和元年度において警備本部運用マニュアルの更新作業をしているが、令和元年度は改訂作業の途中であることから、警備本部を設置する必要がある場合は、「（仮）和歌山市消防局警備本部運用マニュアル」として、正式版では無いバージョンを用いて運用している。</p> <p>警備本部は災害時等に災害対応等の中核を担う役割があり、万全の体制で設置される必要があることから、警備本部運用マニュアルについて正式版を策定する必要がある。</p>	P. 77
警防課	意見 12	<p>防火水槽の耐震化の状況について（意見）</p> <p>地震等の大規模災害が発生した際に、水道管等が破損した場合、消火栓を利用した消火ができなくなることがあり、そのとき、防火水槽が消防活動において重要な役割を果たすこととなる。</p> <p>一方で防火水槽についても耐震化が不十分な場合、亀裂や破損が発生し、十分に役割を果たすことができないことが想定される。</p> <p>そのため、防火水槽の耐震化は防災の観点から非常に重要である。</p> <p>和歌山市では、非耐震の防火水槽に対して簡易耐震の工事を進めている。</p> <p>簡易耐震は通常の耐震工事と比較して費用が軽微で済み、また、規模の大きい地震に対しても耐えうることであり、積極的に推進しているとのことである。</p> <p>和歌山市では、令和2年4月時点において、耐震の防火水槽が743カ所、非耐震の防火水槽が1,032カ所市内各所に設置されている。</p> <p>非耐震の防火水槽のうち周りに有効な水利が無いものは、有事に備え順次整備が推進されているところであるが、簡易耐震化が未了となっているカ所については、近い将来大規模災害が発生したときに防火水槽が破損し、十分に役割を果たすことができないことが考えられる。</p> <p>予算の状況を考慮しながらとはなるが、積極的に耐震化を進めて、災害時への備えを充実することが必要である。</p>	P. 77

警防課	意見 13	<p>防火水槽用地の無償借り受けについて（意見）</p> <p>警防課では、防火水槽用地として和歌山市内の民有地について合計 70 カ所の借受を実施している。</p> <p>借上期間は長期にわたるものが多く、古いものでは昭和 26 年から借受を行っている。</p> <p>契約書のあるものは、いずれも無償であり、また、契約期間も永年であるとされている一方で、そもそも契約書が締結されていないケースや、契約書のあるものでも所有者が自身の所有地に防火水槽があることに気づいていないケースもある。</p> <p>契約の締結が無い防火水槽については、トラブル回避の観点から可能な限り契約を締結することが望ましい。また、契約の締結がある防火水槽についても、トラブルとなりうるものをあらかじめ識別している場合には、事前に内容を把握し、スムーズに対応できるよう体制を構築していく必要がある。</p> <p>さらに、契約が古いものの場合、相続等により土地所有者が変更となっていることも考えられることから、定期的に契約内容を見直すことが必要である。</p>	P. 78
警防課	意見 14	<p>救急隊の人員確保について（意見）</p> <p>消防力の整備指針第 28 条で必要とされる救急隊員数は和歌山市の場合上述したとおり 130 名であり、実際の和歌山市の消防隊員数 128 名とほぼ同数であるが、兼務隊員が 72 名であることを考慮すると十分に人員が足りているという状況には無い。</p> <p>救急出動回数は、年々増加傾向であることを鑑みても人員数の充足は重要である。人事交流等を活用し事務職に従事する人員を増員する等の対策も有効である。</p>	P. 81
警防課	意見 15	<p>救急車の適正利用の広報について（意見）</p> <p>和歌山市では、救急安心センター事業（#7119）の活用を検討中であり、令和 2 年度に和歌山県消防長会救急部会において導入を要望しているところである。</p> <p>和歌山市では、市民からの救急車の通報に対して真摯に取り組んでおり、市民の安心安全を守っていく活動を実施しており、こうした施策を積極的に活用していくことで、救急車を利用するほどでは無い軽微な傷病者等の通報を回避できる可能性が高まると考える。</p> <p>さらなる救急車の適正利用を促す取り組みを実施していくことが望ましい。</p>	P. 83

警防課	意見 16	<p>訓練におけるフィードバックの活用について（意見）</p> <p>消防局では日常から災害対策の強化、救急・救助体制の強化等を図るため、訓練を実施している。</p> <p>訓練では、基礎錬成、救助訓練、小隊訓練といった項目が設定され実施されている。</p> <p>実際の訓練回数、実施延べ人員及び実施延べ時間については集計され、消防局で把握している。目標数値の設定は、各小隊の任務や車両次第で条件が大きく異なることから各小隊で設定している。</p> <p>目標を設定した場合、フィードバックを活用することが重要であるが、各小隊のフィードバックが他の小隊に十分に活用できていない。</p> <p>フィードバックを活用する一般的な管理手法として PDCA サイクルがあり、これに基づいた訓練の実施が望ましい。</p> <p>具体的には、まず Plan（計画）として、各種訓練の回数等の目標を設定する。次に、Do（実行）として、計画に基づいて実際に訓練を実施する。そして、Check（評価）として、計画と実績を比較し、計画に沿った訓練が実行できたかを検証する。さらに、Action（改善）として、Check（評価）の結果あぶりだされた課題について解決策を検討し改善する。また、この改善策を考慮に入れながら次年度の Plan（計画）を策定するというサイクルである。</p> <p>個々の隊員ごとの得手不得手を把握し個別に訓練のアフターフォロー等については実施されているとのことである。警防課で各小隊の計画値、実績値を収集し、各小隊のフィードバックを活用し訓練の効果をより高めていくことが望まれる。</p>	P. 84
指令課	意見 17	<p>大災害における指令共同運用システムの利用について（意見）</p> <p>4市1町で通信指令業務の共同運用システムを導入したことで、機器購入費の削減や人員の適正な配置ができ、また隣町の情報を得られるといったメリットがあったようだが、台風や地震により大規模な災害が4市1町を同時に襲った場合に多数の119番通報が一局に集中することによる対応の遅延、また同システムが被害を受けた場合、4市1町に影響が及ぶというデメリットがある。</p> <p>なお、同システムは、部分的な故障で各市町に影響が及ぶということがないように、冗長化及びバックアップが行なわれている。</p> <p>同システムを運用開始後、上記デメリットのような事例は発生していないが、今後予想される大災害に備え、対策を綿密に立てておくことが望ましい。</p>	P. 91

3.1 消防総務課

(1) 概要

消防総務課は、総務企画班、消防団班、人事班、経理班の4班からなり、消防行政の円滑な管理運営を図り、市民の安心及び安全を確保することを目的として、班ごとにその目的達成に必要な事務を所掌する。

(2) 各班に対する監査結果

(ア) 総務企画班

総務企画班では、消防局の総合計画策定及び消防長会に関する事務、文書管理及び訓令・内規等の審査に関する事務などを管掌している。

(イ) 消防団班

消防団班では、消防団及び消防音楽隊に関すること、消防統計に関する事項、消防広報に関する事務などを管掌している。

消防機関の出動状況について

和歌山市消防局では、消防機関の出動状況について、要因別に分類して把握・集計し、消防年報等や火災・救急・救助統計により公開、消防庁などに報告している。

		計(2)～(14)	火災	風水害等の災害	演習・訓練等	救急	救助活動	広報・指導	警防調査	火災調査
消防本部・署所	出動回数	27,113	121	76	5	20,488	145	924	765	15
	出動延人数	98,205	2,527	14	91	64,334	2,684	10,100	3,237	110
消防団	出動回数	1,969	111	2	261	9	1,359			
	出動延人数	7,523	706	18	2,288	19	2,720			
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
		特別警戒	捜索	予防査察	誤報等	その他				
消防本部・署所	出動回数			3,804	248	522				
	出動延人数			9,838	1,794	3,476				
消防団	出動回数	34	3		45	145				
	出動延人数	234	41		298	1,199				
		(10)	(11)	(12)	(13)	(14)				

(消防局から入手した資料を加工)

消防機関の出動状況について（意見）

火災・風水害等の出動状況については、常備消防及び非常備消防ともに集計にとどまり、前年度との比較等の分析がされていない。

業務改善や情報開示拡充のためにも、集計データを活用し、また、分析結果を消防年報等により公開することが望ましい。

消防団について

消防団とは、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関である。

和歌山市消防団は、11 中隊 42 分団で構成されており、令和2年4月時点で、団員定数 1,750 名のところ 1,630 名となっている。

なお、消防団員の現況、年齢構成及び勤続年数は以下のとおりである。

消防団の現況

(令和2年4月現在)

区分	計	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員								
実員	1,630	1	5	42	80	145	184	1,173								
定数	1,750															
区分 分団名	計	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	ポンプ車	積載用車両		その他車両	小型ポンプ	器具庫	警鐘台
											普通車	軽四輪車				
団本部		1	5						92		1			1		
OB団員						31										
特別OB団員						21										
防火広報団員								34								
本町				1	2	2	2	15	22			1		1	1	
城北				1	2	2	3	9	17			1		1	1	
宮北				1	2	2	6	13	24		1	1		2	2	
中之島				1	2	2	2	5	12		1	1		2	1	
大新				1	2	2	3	8	16		1			1	1	
新南				1	1	2	1	7	12			2		2	1	1
広瀬				1	2	2	3	10	18		1			1	1	
芦原				1	2	2	1	5	11			1	1	1	2	
雄湊				1	2	2	3	5	13		1			1	1	
砂山				1	2	2	2	7	14		1	1		2	2	
今福				1	2	2	3	12	20			1	1	1	1	
吹上				1	2	2	3	8	16		1		1	1	1	
安原				1	2	3	11	71	88		3	8		11	11	8
三田				1	2	3	4	37	47			3		3	3	1
宮前				1	2	3	7	49	62			7		7	7	1
高松				1	2	2	1	9	15			1		1	1	
名草				1	2	5	5	48	61		3	2		5	5	4
和歌浦				1	2	2	6	22	33		1	1		3	2	1

区分 地区名	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計	ボ ン プ 車	積載用車両		そ の 他 車 両	小 型 ボ ン プ	器 具 庫	警 鐘 台
										普 通 車	軽 四 輪 車				
雑賀			1	2	2	6	23	34			3		3	3	2
雑賀崎			1	2	2	2	11	18			1		1	1	
田野			1	1	1	1	9	13			1		1	1	
小倉			1	2	3	5	69	80			6		7	7	2
和佐			1	2	2	6	39	50			6		8	8	2
西和佐			1	2	2	7	37	49			6		6	6	1
四箇郷			1	2	2	3	22	30		1	1		2	2	
宮			1	2	3	5	41	52			4		4	4	1
岡崎			1	2	2	6	52	63			6		6	6	
東山東			1	2	3	9	65	80			9		9	9	3
西山東			1	2	2	5	47	57			5		5	5	1
加太			1	1	2	7	31	42		1	1		2	1	
西脇			1	2	2	4	30	39	3					3	2
木本			1	2	2	5	38	48	3	1	1	1	2	4	
松江			1	2	2	6	36	47	2		4		4	6	2
貴志			1	2	2	3	23	31	1		1		1	2	1
野崎			1	2	2	3	15	23	1					1	
湊			1	2	2	3	17	25	1				1	2	
楠見			1	2	2	5	22	32		1	1		2	2	
有功			1	2	2	6	25	36			2		2	2	1
直川			1	2	2	4	12	21			2		2	3	
紀伊			1	2	3	8	70	84			6		9	10	5
山口			1	1	2	5	33	42			2		3	3	
川永			1	2	2	4	32	41			2		2	2	3
合計	1	5	42	80	145	184	1,173	1,630	11	19	101	4	129	137	42

消防団員の年齢構成

(令和2年4月現在)

区分	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～70歳	70～74歳	75歳以上	計
団長												1		1
副団長								1		3		1		5
分団長					1		3	4	2	17	15			42
副分団長			1	1		2	7	15	12	27	15			80
部長						6	12	15	23	30	41	18		145
班長				4	10	17	31	50	36	25	11			184
団員	3	20	30	75	106	201	256	212	140	85	45			1,173
計	3	20	31	80	117	226	309	297	213	187	127	20	0	1,630

消防団員の勤続年数

(令和2年4月現在)

区分	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	計
団長							1	1
副団長					1		4	5
分団長	1	1	1	3	9	9	18	42
副分団長		3	7	11	15	20	24	80
部長	22	18	10	17	20	21	37	145
班長	13	24	28	38	34	34	13	184
団員	300	262	225	155	109	64	58	1,173
計	336	308	271	224	188	148	155	1,630

(消防年報より)

和歌山市では、毎年度、和歌山市消防団と業務委託契約を締結しており、①和歌山市消防団本部ほか42個分団の運営管理、②消防団施設等の維持管理、③団員の教育、訓練の強化促進業務について委託し、和歌山市消防団は、契約書に基づき、毎事業年度終了後事業報告書及び収支決算書を和歌山市に提出している。

令和2年度当初予算は、消防団費211,743千円であり、消防予算額5,754,470千円に占める割合は、おおよそ3.7%程度となっている。

以下は、令和2年度(当初)予算の概要である。

令和2年度（当初）予算の概要

目 節	計	消 防 費	消防団費	消防施設費	水 防 費
	千円	千円	千円	千円	千円
報 酬	36,842		36,842		
給 料	1,649,503	1,649,503			
職 員 手 当 等	1,552,973	1,552,973			
共 済 費	628,307	628,307			
災 害 補 償 費	223	7	207		9
報 償 費	66,311	1,990	59,404		4,917
旅 費	2,228	1,764	186	278	
需 用 費	142,238	133,163	8,893		182
役 務 費	32,382	30,218	1,513	396	255
委 託 料	147,830	139,488	8,342		
使用料及び賃借料	9,257	9,250	7		
工 事 請 負 費	1,167,543	19,326	12,704	1,135,513	
原 材 料 費	188	110			78
備 品 購 入 費	230,714	3,271	38,522	188,811	110
負担金、補助及び交付金	85,486	40,089	44,850		547
補償、補填及び賠償金	4	2	2		
公 課 費	2,441	1,842	271	328	
計	5,754,470	4,211,303	211,743	1,325,326	6,098

(消防年報より)

消防団員の教育訓練について（指摘）

消防団への委託業務契約書において、「消防団の教育、訓練は年間5回以上実施する」としているが、計画通り実施しているかどうかについて、具体的な確認が和歌山市において行われていない。

消防団には、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行うことが求められているため、災害に対して、適切に対応できる能力が確保されるように、教育訓練結果について、把握することが必要である。

業務委託料の確認について（指摘）

和歌山市は、消防団と業務委託契約を締結し、消防団の運営管理や、消防団の施設等の維持管理、団員の教育訓練業務を委託している。

和歌山市においては、各分団に業務委託料使用明細書を提出させており、ほとんどの分団に関しては、業務委託料を適切に執行している。しかし、一部の分団から提出された明細内訳に研修旅行等の明細が含まれており、業務委託費の使途として、適切であったかどうか調査すべきであったと考えられ

るが、和歌山市では調査を実施していなかった。

業務委託契約書において、消防団は委託料に余剰金が生じた時は、速やかに和歌山市に返納しなければならないと規定されていることから、業務委託料使用明細書を確認し、業務委託料の用途が適切であったかどうかを調査することが必要である。

消防団報酬の見直しの必要性に関する検討について（指摘）

先述のとおり、和歌山市における消防団では、定数 1,750 名のところ 1,630 名であり、定数不足の状態になっている。

一方、和歌山市の消防団員の報酬は、地方交付税の普通交付税標準額と比して低い水準にあり、他の中核市や県内市町村に比しても低い水準にある。

地方交付税については、制度上必要額をそのまま支給されるものではないとはいえ、一定の額が交付されており、また、交付税標準額は消防団員の報酬額の妥当性を判断する基準であるとも考えられるため、支給水準の見直しを引き続き検討する必要がある。

消防団報酬の支給方法について（意見）

消防団員への報酬の支給は各消防分団に団員の報酬総額を支給し、各団員への支給については、全員の受領印を入手することにより確認を実施している。この支給方法により和歌山市では、消防団員として登録はされているものの活動実績がない、いわゆる「幽霊団員」に対する支給に関し一定の牽制が効いていると考えられる。

一方で、消防庁は更に踏み込んで、報酬を団員の個人口座に振り込む方法により、団員本人に支給をすることを求めている。団員個人の振込口座を把握するにあたり、一定の時間はかかると考えられるが、団員個人への振り込み支給の検討が望まれる。

また、幽霊団員が発生しないよう、東京消防庁が導入を検討している出動アプリの導入等、活動実態についても把握に努めることが望まれる。

消防団員の寄付金受領

消防団による寄付金の受領は、2010年に横浜地方裁判所において、市民等から慰労などの趣旨で直接寄付金を受領することは違法となる余地があるとの見解が示されており、消防団又は消防団員の名義をもって、寄付金を募る行為を条例で禁止している自治体も存在している。

和歌山市消防局においては、市民の方からの消防団による寄付金要請に関する苦情などは認識しておらず、別途、条例・規則などにより寄付金を受領することを禁止しているわけではない状態となっている。

消防団員の寄付金受領の有無について（指摘）

消防団は、市町村の組織であり、市が把握していない状態において、寄付金を募る或いは寄付金を受領するということは、違法行為となる可能性がある。他の自治体においては、市民の声を受け、消防団員による寄付金の募集や受領を禁止している自治体もあるが、和歌山市消防局では、和歌山市消防団が寄付金を募っているかどうかについて、別途把握をしていない。

違法行為の発生を防止・発見するため、和歌山市として、各分団長から寄付金を受領していないこと等の確認書を入手するなど、消防団の寄付金行為に関し調査を行う必要がある。

消防音楽隊について

和歌山市消防音楽隊は、昭和34年に和歌山市消防職員の音楽同好会として結成されたのが始まりで、昭和44年9月27日に和歌山市消防音楽隊として正式に発足している。平成24年10月1日に機能別消防団員の制度に基づき消防団員（防火広報団員）が隊員として加わり、令和2年4月時点においては、消防吏員隊員10名、消防団員隊員34名による44名編成の音楽隊となっている。

以下が令和元年度の消防音楽隊の月別活動状況である。

（令和元年度）

月別	合計活動回数	訓練回数（回）			訓練従事時間	派遣演奏	
		合同演奏	パート別	カラーガード		回数	従事時間
平成31年4月	7	4	1	2	14:15		
令和元年5月	8	4	1	1	12:15	2	6:30
6月	6	3		1	8:00	2	4:40
7月	10	3	1	2	12:30	4	15:10
8月	8	3	1	4	17:15		
9月	8	3	1	2	12:45	2	13:35
10月	8	4	1	2	14:15	1	3:45
11月	10	3	1	2	12:15	4	28:55
12月	10	3	1	4	16:15	2	4:20
令和2年1月	11	4	1	5	21:30	1	2:30
2月	10	3	1	3	14:35	3	7:45
3月	0						
合計	96	37	10	28	155:50	21	87:10

（消防年報より）

消防音楽隊見直し検討について（意見）

消防音楽隊は多くの政令市等において設置され、消防活動の広報や消防のイベントにおける集客といった目的があることは認められる。一方で、消防音楽隊は消防隊員及び消防団員で構成されており、勤務時間外においても楽曲の練習をする必要があり隊員及び団員の負担になっている可能性がある。

他の自治体においても廃止している自治体もあり、広報や集客の効果と隊員及び団員の負担を勘案して存続の可否を検討する必要がある。

（ウ）人事班

人事班では、職員人事に関する事、職員給与に関する事、職員の福利厚生に関する事などの事務を管掌している。

人員数及び構成

和歌山市消防局は、定員 410 名のところ、令和 2 年 4 月時点で 402 名であり、各職階別人員数及び年齢構成、部門別人員数、各種免許の取得状況などの状況は、下記のとおりとなっている。

消防職員の年齢・勤務年数

（令和2年4月現在）

区分 階級別	人 員	年 齢			勤 務 年 数		
		最 高	最 低	平 均	最 高	最 低	平 均
消 防 正 監	1人	56 歳	56 歳	56.0 歳	37 年	37 年	37.0 年
消 防 監	5	58	56	57.2	40	32	36.2
消 防 司 令 長	14	59	51	55.6	41	31	35.1
消 防 司 令	112	59	36	49.6	40	14	27.6
消 防 司 令 補	113	59	32	39.9	40	10	18.0
消 防 士 長	85	42	27	32.0	21	4	9.9
消 防 副 士 長	22	31	24	26.2	8	2	4.0
消 防 士	36	29	19	22.2	5	0	1.5
再 任 用 職 員	11	62	60	60.3	2	0	0.3
小 計	399			40.0			17.1
事 務 系 職 員	3	52	34	41.0	28	6	14.3
技 術 系 職 員	0						
合 計	402			40.0			17.1

消防職員の任用等

(令和元年度)

区 分	採 用 (再任用)	退 職	昇 任
人 数	15 人 (2 人)	16 人	83 人

消防職員の配置表

定員410人 実員402人 (令和2年4月現在)

所 属	職 階	合 計	消 防 吏 員										事 務 系 職 員	技 術 系 職 員
			小 計	消 防 正 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	消 防 副 士		
		402	399	1	5	14	112	114	95	22	36	3	0	
消 防 局	消 防 局 長	1	1	1										
	副 局 長 ・ 指 令 統 括 監	2	2		2									
	消 防 総 務 課	課 長 ・ 副 課 長	2	1		1							1	
		総 務 企 画 班	4	4			2	1	1					
		消 防 団 班	3	3			2	1						
		人 事 班	5	5			2	2	1					
		經 理 班	4	3			2	1					1	
		課 付	16	16			1	4	1		10			
	予 防 課	課 長 ・ 副 課 長	3	3		3								
		予 防 調 査 班	4	4			2	2						
		査 察 班	4	4			2	2						
		設 備 班	4	4			2	1	1					
		危 険 物 保 安 班	4	4			2	1	1					
	警 防 課	課 長 ・ 副 課 長	3	3		3								
		消 防 対 策 班	5	4			2	2					1	
救 急 救 助 班		5	5			2		3						
	監 察 指 導 班	4	4			3	1							
指 令 課	課 長 ・ 副 課 長	2	2		2									
	指 令 第 1 ・ 2 ・ 3 班	15	15			7	7	1						
	小 計	90	87	1	2	9	31	25	9		10	3		
中 消 防 署	日 勤	署 長 ・ 分 署 長 ・ 副 署 長	3	3		1	2							
	隔 勤	予 防 班	7	7			1	2	3	1				
		警 防 第 1 ・ 第 2 班	24	24			5	6	6	1	6			
		救 急 救 助 第 1 ・ 第 2 班	36	36			12	9	12	1	2			
南 分 署	日 勤	予 防 班	3	3			1	1	1					
	隔 勤	警 防 ・ 救 急 第 1 ・ 第 2 班	21	21			3	10	6	1	1			
		宮 前 出 張 所	20	20			4	8	6	2				
	小 計	114	114	1	2	26	36	34	6	9				
東 消 防 署	日 勤	署 長 ・ 副 署 長	2	2		1	1							
	隔 勤	予 防 班	4	4			2	1		1				
		警 防 第 1 ・ 第 2 班	15	15			4	4	5		2			
		救 急 救 助 第 1 ・ 第 2 班	32	32			11	10	6	3	2			
		四 箇 郷 出 張 所	12	12			2	4	5		1			
		岡 崎 出 張 所	12	12			3	3	3	3				
河 南 出 張 所	12	12			2	5	2	2	1					
	小 計	89	89	1	1	24	27	21	9	6				
北 消 防 署	日 勤	署 長 ・ 分 署 長 ・ 副 署 長	3	3		1	2							
	隔 勤	予 防 班	4	4			2	1	1					
		警 防 第 1 ・ 第 2 班	13	13			5	4	2	1	1			
		救 急 救 助 第 1 ・ 第 2 班	32	32			8	9	9	3	3			
		加 太 出 張 所	12	12			4	2	3	1	2			
紀 伊 分 署	日 勤	予 防 班	3	3			1	1	1					
	隔 勤	警 防 ・ 救 急 第 1 ・ 第 2 班	22	22			6	4	8	2	2			
		鳴 滝 出 張 所	20	20			5	5	7		3			
	小 計	109	109	1	2	31	26	31	7	11				

※再任用短時間勤務職員を除く。

消防職員の各種免許取得状況

(令和2年4月現在)

種別		階級別	計	消 防 正 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	その 他の 職員
自動車運転免許	大型特殊	8			1	2			5			
	大型第1種	314	1	4	8	89	95	85	20	12		
	大型第2種	7			1	5		1				
	中型第1種	63		1	6	23	19	10	1			3
	普通第1種	24									24	
小型船舶操縦士	1級	10		1		4	2	3				
	2級・特殊	80	1	2	6	30	26	12	3			
予防技術資格者	防火査察	87			2	17	32	31	4	1		
	消防用設備	23				9	8	6				
	危険物	27			1	9	9	6	2			
消防設備士	甲種	3				3						
	乙種	8				4	2	2				
消防設備点検資格者	第1種	0										
	第2種	0										
救急隊員資格	救急Ⅰ課程	11		2	2	1	2	4				
	救急Ⅱ課程	50	1	3	8	26	9	3				
	専科教育救急科	203			1	52	79	62	9			
	救急救命士	86			3	33	23	18	3	6		
陸上特殊無線技士	第一級	1				1						
	第二級	383	1	5	14	110	112	93	22	26		
危険物取扱者	甲種	2				1	1					
	乙種	66			2	14	20	18	6	6		
	丙種	4			1	1	2					
衛生管理者	6		1		3	2						
酸素欠乏危険作業主任者	24			2	14	5	3					
足場組立作業主任者	1							1				
潜水士	134		3	6	39	43	29	10	4			
移動式クレーン運転士	54		1		14	23	12	3	1			
玉掛け	48				11	22	11	3	1			

(消防年報より)

給料及び諸手当

消防吏員に係る給与については、その職務の危険度及び勤務の態様の特殊性等を踏まえ、和歌山市職員給与条例により、行政職給料表と異なる消防職給料表を適用して計算され、1級から10級の区分となっている。なお、当該消防職給料表は、国家公務員公安職俸給表一を基に定められているが、行政職と異なる給料表を適用している趣旨に鑑み、課長の職務である8級、消防副局長の職務である9級、消防局長の職務である10級については、それぞれ、和歌山市行政職給料表の7級（課長の職務）、8級（部長の職務）、9級（局長の職務）と同じ号給区分を採用している。

各等級別支給人数は、下記のとおりである。

消 防 職 給 料 表				
級	職員数	平均給料 月 額	平均 年 齢	平均経 験 年 数
計	人	円	歳 月	年 月
	388	333,923	39.11	19.01
1	36	199,456	22.09	2.09
2	22	232,568	26.07	5.05
3	45	260,824	31.04	10.04
4	79	297,166	35.03	14.04
5	74	362,203	42.04	21.01
6	96	410,341	49.07	28.11
7	24	432,767	54.00	33.10
8	6	444,900	56.05	36.04
9	5	460,800	57.09	37.05
10	1	*	*	*

※調査実人員が2人以下の場合は、個人情報保護の観点から、「*」としている。

(令和2年 職員の給与等に関する報告及び勧告より)

また、和歌山市職員給与条例の規定に基づき、和歌山市職員特殊勤務手当支給規則により定められている特殊勤務手当のうち、消防業務手当として12種類の手当てが定められており、各支給要件及び支給金額、直近の支給実績は、下記のとおりとなっている。

手当の名称	支給対象職員及び対象業務		支給実績 (31年度実績)	支給単価	
消防業務手当	ア 消防職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる消防業務に従事したとき。	(ア) 指令業務に従事したとき。	1,045,800円	1勤務	700円
		(イ) (ア) 以外の業務に従事したとき。	20,348,400円	1勤務	600円
	イ 消防職員が道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項の緊急自動車の運転業務に従事したとき。	(ア) 大型自動車免許を必要とする緊急自動車	185,200円	1回	400円
		(イ) 中型自動車免許を必要とする緊急自動車	253,200円	1回	200円
		(ウ) (ア) 及び (イ) に掲げる緊急自動車以外の緊急自動車	3,132,000円	1回	150円
	ウ 消防職員が、専ら火災原因の調査業務に従事したとき。		455,500円	1日	50円
	エ 消防職員が、水災現場又は救助現場に出勤したとき。		2,410,080円	1回	240円
	オ 消防職員が、救急現場に出勤したとき。	(ア) 救急救命士の資格を有する消防職員	10,550,400円	1回	300円
		(イ) (ア) に掲げる消防職員以外の消防職員	5,518,400円	1回	200円
	カ 消防職員が、災害現場に出勤し、はしご自動車のはしご上において作業に従事したとき又は地上若しくは水面上10メートル以上の箇所で行う作業に従事したとき。		920円	1回	230円
	キ 消防職員が、地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う消防検査の業務に従事したとき。		98,670円	1日	230円
	ク 消防職員が、災害現場に出勤し、潜水作業又は放射性物質、生物剤若しくは毒劇物対応作業に従事したとき。		7,200円	1回	800円
	ケ 消防職員が、心肺機能停止状態の者に対して胸骨を繰り返し圧迫する心臓マッサージを行ったとき、又は救急救命士の資格を有する消防職員が、救急救命士法(平成3年法律第36号)第2条第1項に規定する救急救命処置を行ったとき。		725,500円	1件	500円
コ 消防職員が、防災航空隊の業務に従事したとき。		75,900円	1日	300円	
サ 消防職員が、火災予防に関する法令違反処理業務(認定の取消しを除く。)のため外勤したとき。		40,400円	1回	200円	
シ 消防職員が、焼死体又は変死体の収容業務に従事したとき。		53,100円	1体	900円	

(消防局より入手した資料より作成)

女性消防職員の状況

令和2年4月時点における和歌山市消防局における女性消防職員数は7名であり、救急業務や救助業務、予防業務等、様々な業務において、女性ならではの強みを活かして業務を遂行しているが、消防職員402名に対する割合は、約1.7%と平成31年4月1日時点の全国平均2.9%より低い水準となっている。

なお、直近の職員採用試験(消防職)における受験者数及び合格者数は、以下のとおりである。

実施時期	試験区分	女性受験者数(人)	女性最終合格者数(人)
2017年度 第1回 和歌山市消防職員採用試験	消防Ⅰ種	3	0
2017年度 第2回 和歌山市消防職員採用試験	消防Ⅲ種	2	0
2018年度 第1回 和歌山市消防職員採用試験	消防Ⅰ種	0	0
2018年度 第2回 和歌山市消防職員採用試験	消防Ⅲ種	0	0
2019年度 第1回 和歌山市消防職員採用試験	消防Ⅰ種	1	0
2019年度 第2回 和歌山市消防職員採用試験	消防Ⅲ種	2	1

(和歌山市ホームページより抜粋)

女性消防吏員の活躍推進のための取組について（指摘）

総務省消防庁では、女性消防職員の割合を2026年度当初までに5%に引き上げる数値目標を定めており、和歌山市消防局においても、当該目標を達成するため、ホームページ上に女性消防職員の活躍に関する情報等、一定の対応策を講じているが、上記のとおり、消防職員全体に占める女性消防職員の割合は、全国平均を下回った水準となっている。

和歌山市消防局においても、女性消防職員の割合を増加させるべく、一定の対策は講じているものの、そもそもの受験者数が少ないことに加え、2026年度までの具体的な増員に向けた取り組みも存在していない。効果的かつ効率的に女性消防職員の割合を増加させる目標を達成するため、一定の具体的な取り組みが必要である。

（エ）経理班

職員の被服等の貸与に関する事、公有財産の取得及び処分の手続に関する事、その他物品の購入及び修繕に関する事その他、消防庁舎施設の整備に関する事務を管掌している。

土地の賃借契約

和歌山市消防局では、旧分署用地及び消防出張所（水防倉庫用地含む）用地として、国及び民間事業者から土地を有償で借入し、利用している。

契約期間については、国とは20年（平成28年10月15日～平成48年10月14日）、民間団体とは毎事業年度（4月～3月）契約を結んでおり、長期契約である国とは、3年に1度、民間団体とは契約の都度、賃借料につき、交渉の上、更新している。

土地の賃借契約に係る交渉記録の文書化について（指摘）

消防出張所として民間事業者より賃借している土地について、毎期賃料について交渉のうえ、更新契約を締結しているが、当該賃料の交渉経緯について、文書による記録が残されていない。

少額ながら、賃料は少しずつ上昇傾向にあり、業務の適切な引継ぎ及び監督の観点からも、交渉記録を文書化しておく必要がある。

消防庁舎の状況について

和歌山市公共施設マネジメント基本方針のもと、和歌山市消防局個別施設計画を、令和2年度から令和26年度までの期間を短期目標期間（令和2年度から令和6年度）、中期目標期間（令和7年度から令和16年度）、長期目標期間（令和17年度から令和26年度）に区分けし、策定している。

当該計画は、消防施設の劣化・損傷が市民生活の安心・安全を脅かすことのないようにするとともに、勤務する職員の職場環境を一定の水準以上に保

つため、施設の適切な維持管理及び更新を行うことを目的としている。

当該計画において、目標耐用年数を50年として設定しているが、業務を継続しながらの長寿命化改修が可能かどうか検討し、可能であると判断したもののについては、建築後30年を経過した時点で大規模改修を実施、目標耐用年数から最大15年程度の長寿命化を図ることとしている。なお、計画策定時において築30年を経過している庁舎については、長寿命化改修を実施せず、目標耐用年数の50年での更新(移転、他施設との統合含む)を目標としている。

和歌山市消防局では、全11施設のうち、令和元年12月時点で築30年を経過している施設が8施設、うち1施設(加太出張所)が築50年をすでに経過している状態となっており、当該50年経過施設については、令和9年度を目標に、津波浸水予定区域外への移転を考慮した更新を検討することとしている。

また、各施設における女性専用施設の整備状況は、11施設中4施設、個室仮眠室の整備状況は、11施設中3施設となっており、今後の対応が必要となっている。

庁舎名称	建築年月	築30年経過	築50年経過	女性専用施設の整備状況	仮眠室の個室化対応
加太出張所	昭和43年9月	○	○	—	—
紀伊分署	昭和48年6月	○	—	—	—
東消防署	昭和49年4月	○	—	○	—
宮前出張所	昭和53年5月	○	—	—	—
岡崎出張所	昭和54年4月	○	—	—	—
鳴滝出張所	昭和56年12月	○	—	—	—
河南出張所	昭和59年7月	○	—	—	—
四箇郷出張所	昭和62年3月	○	—	—	—
和歌山市消防庁舎	平成16年12月	—	—	○	○
北消防署	平成25年11月	—	—	○	○
南分署	平成29年8月	—	—	○	○

(和歌山市消防局個別施設計画より作成)

消防局敷地内空きスペースの活用について

和歌山市消防局では、空きスペースの活用及び職員の福利厚生のため、自動販売機の設置を行っている。

以下は、各設置施設の状況である。

名称	住所	専有面積 (㎡)	許可物件	数量 (台)
消防局 (中消防署)	(2階エレベーターホール)	1	飲料水販売機	1
	(3階オープンスペース)	2	飲料水販売機	2
	(4階エレベーターホール)	1	飲料水販売機	1
	(5階エレベーターホール)	1	飲料水販売機	1
南分署	屋外	1	飲料水販売機	1
宮前出張所	屋外	1	飲料水販売機	1
東消防署	屋外	1	飲料水販売機	1
四箇郷出張所	屋外	1	飲料水販売機	1
岡崎出張所	屋外	1	飲料水販売機	1
河南出張所	屋外	1	飲料水販売機	1
北消防署	屋外	2	飲料水販売機	2
紀伊分署	屋外	1	飲料水販売機	1

一般社団法人和歌山市消防協会を通じた自動販売機の設置について（意見）

空きスペース利用の一環で、自動販売機の設置を行っているが、当該設置契約について、一般社団法人和歌山市消防協会を通じて行っている。

設置に伴う地代及び電気代は、収受しているものの、自動販売機売上収入に係る収益は計上しておらず、直接契約を結んでいた場合に得られる利益を逸失している可能性があるため、直接契約を結ぶことの検討をすることが望ましい。

自動販売機設置にかかる業者選定の公募について（指摘）

自動販売機設置については、一般社団法人和歌山市消防協会に公有財産の使用許可を出しているものの、業者の選定において公募等は実施していない。

業者の選定においては、公平性の観点から公募を実施し入札等により業者を選定すべきである。

3.2 予防課

(1) 概要

予防課は、予防調査班、設備班、査察班、危険物保安班の4班からなり、火災予防の普及・推進を目的として、以下の業務を実施している。

- ① 住宅防火対策（放火含む）の推進
- ② 防災規制と防災品の普及促進
- ③ 火気使用設備及び器具等の規制
- ④ 防火管理・防災管理の充実強化
- ⑤ 防火対象物定期点検報告制度
- ⑥ 立入検査と違反是正
- ⑦ 消防用設備等の設置基準の確認
- ⑧ 危険物安全対策の推進

(2) 各班に対する監査結果

(ア) 予防調査班

市民防火の推進

予防調査班は火災をなくす市民運動として、かけがえのない生命や財産を脅かす火災を防止するため家庭及び地域における防火対策として、火気の正しい安全な使用方法、初期消火要領、防火に関する知識及び技能の普及推進を図っている。一般市民で消火器を設置しようとする者には、「消火器設置奨励補助事業」として補助金を交付している。また、一般住宅の防火診断を実施し地域ぐるみの防火安全対策を実施している。

消火器設置奨励補助事業の実績

一般市民で消火器を設置しようとするものに対し、補助金を交付している。

各年度の消火器補助本数

(本数)

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1,118	1,222	1,460	1,559	1,181

地域防火活動の推進

防火委員会、婦人防火クラブ、幼年消防クラブによる防火協力団体の活動と協力を得て、地域防火活動の推進を行っている。

▶ 防火委員会の推移

各地区での防火のリーダーとなる防火委員を育成指導し、自主防火体制の充実を図っている。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
地区数	42	42	42	42	42
防火委員 選出単位 自治会数	982	982	1,144	1,144	1,144
会員数	1,647	1,628	1,595	1,610	1,610

(和歌山市消防年報より作成)

▶ 婦人防火クラブの推移

家庭の火の元をあずかる主婦たちが、婦人防火クラブを組織し、家庭や地区から火災を出さないよう活動している。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
クラブの数	35	35	33	33	33
隊員数	1,191	1,229	1,071	1,054	1,057

(和歌山市消防年報より作成)

▶ 幼年消防クラブの推移

幼年消防クラブの結成を促進するとともに、結成したクラブの園児に火遊びの防止を訴え、防火・防災の意識を養うよう指導している。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
クラブの数	90	88	88	88	83
クラブ員数	10,930	11,129	10,215	10,886	10,673

(和歌山市消防年報より作成)

▶ 防火防災行事の開催状況の推移

各地区、業種ごとに開催し、自主防火体制の充実に努めている。消火器の使い方、天ぷら油火災の消火実験、避難訓練、防火映画上映、座談会等を市民又は事業所の従業員を対象として集合指導会を実施している。

開催回数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
防火防災の つどい	38	53	43	50	49
事業所 防火行事	176	172	174	155	95
防火・防災等 出前講座	42	64	50	48	46
合計	256	289	267	253	190

(和歌山市消防年報より作成)

参集人数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
防火防災の つどい	3,859	5,940	4,279	7,859	9,069
事業所 防火行事	9,677	11,492	11,547	8,372	6,904
防火・防災等 出前講座	4,430	7,864	4,795	5,588	3,887
合計	17,966	25,296	20,621	21,819	19,860

(和歌山市消防年報より作成)

▶ わが家の消防検査の実施状況

秋の火災予防運動期間中、市教育委員会、小学校長会の協力を得て、市内全小学校の2年生及び5年生児童が家庭の火の元検査を実施し、家族ぐるみの防火思想の普及を図っている。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象数(校)	58	58	58	54	54
人員(人)	5,974	5,987	6,020	5,886	6,057

(和歌山市消防年報より作成)

防災学習センターの運営

防災学習センターにて、防火、防災意識の高揚を図り、地震体験車による体験等災害時の行動力の向上と防災教育の普及推進を図っている。防災学習センターは消防庁舎の3階にあり、災害への危機意識を促し、防災意識の高揚を図るとともに、防災への動機づけ及びいざという時の行動力を高め防災対応能力を学習する施設である。

主なコーナー

- ① 災害体感シアター「そのときあなたは」
- ② 津波ハザード
- ③ 煙避難体験
- ④ 初期消火体験
- ⑤ 災害への備え 防災グッズ
- ⑥ 多目的学習コーナー
- ⑦ 地震体験



(出典：「消防局防災学習センター」(和歌山市 HP))

➤ 消防局防災学習センターの利用者数

防災学習センター及び地震体験車で、学習体験することにより、災害への危機意識を促し、防災への動機付けと防災意識の高揚を図るとともに、災害時の行動力を高めるために、個人から地域へと防災対応能力の向上を図っている。

防災学習センター利用者数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用団体数	266	267	273	280	286
団体利用者数	8,768	8,719	9,417	9,425	9,284
個人利用者数	2,294	2,099	2,252	2,444	2,745
合計利用者数	11,062	10,818	11,669	11,869	12,029

(和歌山市消防年報より作成)

地震体験車の利用者数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用団体数	138	139	123	124	125
貸出団体数	39	57	44	43	39
合計団体数	177	196	167	167	164
団体利用者数	3,673	3,952	3,842	3,541	3,400
個人利用者数	591	518	499	421	304
貸出利用者数	5,147	7,639	4,769	5,568	3,737
合計利用者数	9,411	12,109	9,110	9,530	7,441

(和歌山市消防年報より作成)

防災学習センターの運営委託費について（指摘）

消防局は一般社団法人和歌山市消防協会に対し、随意契約により防災学習センターの運営・講習会等開催業務を包括的に委託し、令和元年度においては年間34,640,131円の委託費を支出している。

当該協会への委託費は協会提出の見積書をもとに算定されているが、見積書における積算根拠は必要な費用の単価及び工数又は数量が記載されているのみであり、委託料を算定するにあたり十分な情報が記載されているとは言い難い。

特に、人件費については、課として必要人員の概算はしているものの、ポジションごとの年収単価と人員数により算出しているのみであり、どのような業務をするにあたり、どのような資格・給料の人員を業務ごとに週何日・何時間を割り当てるかといったタイムテーブルのような情報がなければ、業務ごとに対する人員の過不足が判断できず、委託料の積算根拠として十分とは言えない。

消防局は業務委託料を算定するにあたっては、積算根拠を十分に吟味し委託料を決定する必要がある。

防火広報の強化

ラジオ放送による防火広報の実施、防火ポスター・パンフレット及び回覧板等の配布、防火啓発看板の掲出、ホームページ、フェイスブック、ツイッターを利用した防火情報の提供、あるいは、車両及び街頭での防火広報を実施して、市民に対して「火の用心」の呼びかけを行っている。

住宅用火災警報器の設置

全国における、平成30年中の住宅火災の件数11,019件は建物火災の件数20,764件の約5割である。また、住宅火災による死者数1,028人は建物火災による死者数1,146人の約9割となっている。

和歌山市においては、令和元年中の住宅火災の件数37件は建物火災の件数70件の約5割である。また、住宅火災による死者数1人は建物火災による死者数1人の10割となっている。

これらの現況を踏まえ、平成16年の消防法改正により住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成18年6月から義務化され、既存住宅についても平成23年6月までに各市町村の条例に基づき義務化された。

消防庁は「住宅用火災警報器設置対策基本方針」を踏まえ、全国の消防本部等において、消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と協力して、設置の徹底及び維持管理のための各種取組を展開している。令和元年6月1日時点での全国の設置率は82.3%、条例適合率は67.9%となっており、消防用設備の中でも住宅用火災警報器の設置率の向上は全国的な課題である。

住宅火災の火災件数と死者数

住宅火災	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
和歌山市火災件数	36	39	21	36	37
全国火災件数	12,097	11,354	11,408	11,019	10,784
和歌山市死者数	4	2	2	4	1
全国死者数	1,020	987	985	1,028	1,000

(和歌山市は消防年報より、全国については消防統計より)

住宅用火災警報器の設置率（各年6月1日時点）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
和歌山市	84%	83%	85%	84%	83%
和歌山県	80%	80%	80%	80%	79%
全国	81%	81%	82%	82%	82%

住宅用火災警報器の条例適合率（各年6月1日時点）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
和歌山市	83%	77%	76%	69%	74%
和歌山県	66%	68%	62%	61%	63%
全国	66%	67%	66%	67%	68%

設置率：市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一カ所以上設置されている世帯（自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除される世帯を含む。）の全世帯に占める割合

条例適合率：市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分の全てに設置されている世帯（自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除される世帯を含む。）の全世帯に占める割合

以上のとおり、和歌山市は住宅用火災警報器の設置率・条例適合率ともに全国平均と比較や和歌山県と比較しても、両者を両指数とも上回っている。しかし、経年で見ると設置率・適合率ともに増加しておらず、より一層の設置率・適合率の上昇に向けての方策を取られたい。

住宅用火災警報器の設置率の増加について（意見）

平成18年の義務化から10年以上が経過しており、既存住宅用火災警報器の機能劣化が懸念されるため、老朽化した住宅用火災警報器の交換など適切な維持管理を促進することが望まれる。

住宅用火災警報器の未設置については、訪問調査により設置の有無を確認し集計し統計を取っているものの、未設置の理由までは聞き取りを実施していない。

住宅用火災警報器の設置率は100%を目指しているものの、伸び悩んでいる状況であり、未設置の理由を分析することにより、より高い設置率を目指すことが必要である。

（イ）設備班

建築同意数

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度である。

この制度の運用に当たり、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるよう体制の充実や連携の強化を図っている。

令和元年度の和歌山市における消防同意事務に係る処理件数は、480 件であった。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
確認申請	411	460	460	443	391
許可申請	54	51	45	59	53
計画通知	26	30	26	16	36
総件数	491	541	531	518	480

工程検査及び完成検査数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
工程検査数	20	18	46	21	115
完成検査数	147	139	562	268	261

防火対象物について

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等の設置、防災物品の使用などを義務付けている。

調査時点において（全国においては平成31年3月31日現在）、防火対象物数（消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150㎡以上のもの及び（十七）項から（十九）項までに掲げる防火対象物が対象。）は、14,385件（全国においては418万5,804件）である。

対象物数

区分	用途	和歌山市	全国	
1	イ	映画館・観覧場	18	4,428
	ロ	公会堂・集会場	18	65,435
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ	0	843
	ロ	遊技場・ダンスホール	40	9,823
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等	0	192
	ニ	カラオケボックス等	6	2,592
3	イ	待合・料理店	1	2,781
	ロ	飲食店	386	84,391
4		百貨店、マーケット	535	160,298
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所	98	60,480
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	3,809	1,357,705
6	イ	病院・診療所・助産所	298	63,867
	ロ	老人短期入所施設・養護老人ホーム	281	49,953
	ハ	老人デイサービスセンター・保育所・児童養護施設	316	82,284
	ニ	幼稚園・特別支援学校	62	16,652
7		小・中・高・高専・大・各種学校	430	126,499
8		図書館・博物館・美術館	8	7,638
9	イ	公衆浴場のうち蒸気・熱気浴場	10	1,438
	ロ	イに掲げる以外の公衆浴場	10	4,327
10		車両の停車場・船舶・航空機の発着場	15	3,876
11		神社・寺院・教会	318	58,319
12	イ	工場・作業場	1,839	492,825
	ロ	映画・テレビスタジオ	4	428
13	イ	自動車車庫・駐車場	185	52,184
	ロ	航空機の格納庫	0	705
14		倉庫	1,095	334,154
15		前各項に該当しない事業場	2,101	485,979
16	イ	特定防火対象物が存在する複合用途防火対象物	1,501	373,532
	ロ	上記以外の複合用途防火対象物	951	271,916
16の2		地下街	0	61
16の3		準地下街	0	7
17		重要文化財	43	8,926
18		アーケード	7	1,266
合計			14,385	4,185,804

防火管理者等取得状況

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者（管理権原者）に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者を選任し、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた防火管理に係る消防計画の作成等、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。調査時点において（全国の数値は平成31年3月31日現在）、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、和歌山市において2,678件（全国に107万4,294件）あり、そのうち86%にあたる2,301件（全国では82%に当たる88万1,000件）について防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。また、防火管理者が自らの事業所等の適正な防火管理業務を遂行するために防火管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は2,212件で全体の83%（全国では82万5,194件で全体の77%）となっている。

防火管理者選任状況及び計画の届出状況

（和歌山市は調査時点、全国は平成31年3月31日時点）

	和歌山市	全国
対象物件	2,678	1,074,294
管理者届出済	2,301	881,000
管理者選任率	86%	82%
計画届出済	2,212	825,194
計画提出率	83%	77%

統括防火管理者

消防法では、高層建築物（高さ31mを超える建築物）、地下街、準地下街、一定規模以上の特定防火対象物等で、その管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防火管理者を選任して防火管理を実施する一方、建築物全体の防火管理を一体的に行うため、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物全体にわたる防火管理に係る消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施等を行わせることにより、防火対象物全体の防火安全を図ることを各管理権原者に対して義務付けている。調査時点において（全国の数値は平成31年3月31日現在）、統括防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、293件（全国に8万9,258件）あり、そのうち65%に当たる189件（全国では61%に当たる5万4,423件）について統括防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。また、建物全体の防火管理を一体的に行うため、全体についての消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は176件で、全体の60%（全国では5万2,064件で、全体の58%）となっている。

統括防火管理者選任状況及び計画の届出状況

(和歌山市は調査時点、全国は平成31年3月31日時点)

	和歌山市	全国
対象物件	293	89,258
管理者届出済	189	54,423
管理者選任率	65%	61%
計画届出済	176	52,064
計画提出率	60%	58%

防災管理者

消防法では、切迫する大地震等の危険に対応するため、大規模・高層建築物等の管理権原者に対して、地震災害等に対応した防災管理に係る消防計画の作成、地震発生時に特有な被害事象に関する応急体制や避難の訓練の実施等を担う防災管理者の選任及び火災その他の災害による被害を軽減するために必要な業務等を行う自衛消防組織の設置を義務付けている。調査時点において(全国の数値は平成31年3月31日現在)、法令により防災管理体制を確立し防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、24件(全国に1万37件)あり、79%の19件(全国では85.6%に当たる8,588件)について防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。また、防災計画を届け出ている対象物件は16件で全体の67%(全国では8,058件で全体の80%)、自衛消防組織を設置届出している対象物件も16件で全体の67%(全国では8,870件で全体の88%)である。

防災管理者選任状況及び計画の届出状況

(和歌山市は調査時点、全国は平成31年3月31日時点)

	和歌山市	全国
対象物件	24	10,037
管理者届出済	19	8,588
管理者選任率	79%	86%
計画届出済	16	8,058
計画提出率	67%	80%
自衛消防組織設置数	16	8,870
設置届出率	67%	88%

統括防災管理者

消防法では、防災管理を要する建築物等のうち、管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防災管理者を選任して防災管理を実施する一方、建築物全体の防災管理を一体的に行うため、統括防災管理者を協議して定め、防災管理対象物全体の防火・防災安全を確立す

ることを各管理権原者に対して義務付けている。

調査時点において（全国の数値は平成31年3月31日現在）、統括防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、9件（全国に2,999件）あり、そのうち全件（全国では90.0%に当たる2,700件）について統括防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。また、建物全体の防災管理を一体的に行うための消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は全件の9件（全国では2,601件で全体の86.7%）となっている。

統括防災管理者選任状況及び計画の届出状況

（和歌山市は調査時点、全国は平成31年3月31日時点）

	和歌山市	全国
対象物件	9	2,999
管理者届出済	9	2,700
管理者選任率	100%	90%
計画届出済	9	2601
計画提出率	100%	87%

和歌山市では防火管理者及び防災管理者の資格の新規取得・再取得に対し、以下のとおり、講習を実施し、取得を推進している。

防火管理者等取得状況（昭和36年からの累計）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
防火管理甲種	29,259	29,915	30,391	30,922	31,424
防火管理乙種	728	728	728	728	728
防災管理	306	332	367	408	453

防火・防災管理講習開催状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
甲種防火 管理新規講習	回数	7	8	8	8	8
	受講人員	453	518	476	531	502
甲種防火 管理再講習	回数	1	2	1	1	1
	受講人員	26	55	74	71	73
防災管理 新規講習	回数	1	1	1	1	1
	受講人員	40	26	35	41	45
防災管理 再講習	回数	1	1	1	1	1
	受講人員	8	3	5	4	8

防火管理者の長期にわたる未選任について（指摘）

令和2年11月時点で5年以上にわたって防火管理者を選任していない防火対象物が65件存在する。防火管理者を定めていないことは重大な消防法令違反であり（和歌山市火災予防査察要綱第23条）、消防長又は署長は、査察により不備欠陥事項を是正指導したにもかかわらず是正されない場合において、これを放置することが著しく危険であると認めるときは、和歌山市火災予防違反処理要綱により必要な措置を講じるものとされている（和歌山市火災予防査察要綱第24条）。

長期にわたって違法状態になっている建築物については、具体的な計画を作成させた上、違反を解消することが必要である。

市の施設における防火管理者の未選任について（指摘）

市の施設において、防火管理者が未選任・未届出の施設が1件存在した。今年4月の人事異動により前任の防火管理者が異動したことによる未選任であり、監査期間中の11月時点に選任・届出がなされたものの、これは、重大な消防法令違反にあたる。（和歌山市火災予防査察要綱第23条）

市の施設である以上、人事異動があったとしても防火管理者が不在となることのないよう適切な引継ぎ、選任が必要である。

（ウ）査察班

査察班においては、消防用設備等の検査・危険物施設の検査・消防法の規定の違反の処理・予防査察及び査察教育の推進を実施している。

立入検査と違反是正の現況

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って検査を行っている。平成30年度中に全国の消防機関が行った立入検査回数は、86万2,630回となっている。

立入検査等により判明した防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等について、消防長又は消防署長は、消防法第8条、第8条の2又は第17条の4の規定に基づき、防火管理者の選任、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。また、火災予防上危険であると認める場合には、消防法第5条、第5条の2又は第5条の3の規定に基づき、当該防火対象物の改修、移転、危険排除等の必要な措置や使用禁止、制限等を命ずることができるとされており、これらの命令をした場合には、その旨を公示することとされている。

このように立入検査を行った結果、消防法令違反を発見した場合、消防長又は消防署長は、警告等の改善指導及び命令等を行い、法令に適合したものとなるよう違反状態の是正に努めている。特に、特定違反对象物（床面積1,500㎡以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が11以上の非特定防火対象物の

うち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務部分の全部又は過半にわたって未設置の防火対象物をいう。) については、火災発生時における人命の危険性が大きい等、その違反の重大性を踏まえ、厳しく指導を行い、引き続き重点的な違反是正の徹底を図っていく必要がある。

立入検査

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象物数	14,423	14,406	14,372	14,403	14,385
査察数	4,441	4,316	4,457	4,272	4,868

立入検査数

区分	用途	対象物数	計画数	査察数	
1	イ	映画館・観覧場	18	17	10
	ロ	公会堂・集会場	18	13	11
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ	0	0	0
	ロ	遊技場・ダンスホール	40	28	21
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等	6	6	2
3	イ	待合・料理店	1	1	0
	ロ	飲食店	386	193	934
4		百貨店、マーケット	535	260	176
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所	98	66	58
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	3,809	858	587
6	イ	病院・診療所・助産所	298	136	110
	ロ	老人短期入所施設・養護老人ホーム	281	255	223
	ハ	老人デイサービスセンター・保育所・児童養護施設	316	175	172
	ニ	幼稚園・特別支援学校	62	45	13
7		小・中・高・高専・大・各種学校	430	165	174
8		図書館・博物館・美術館	8	4	7
9	イ	公衆浴場のうち蒸気・熱気浴場	10	5	3
	ロ	イに掲げる以外の公衆浴場	10	5	2
10		車両の停車場・船舶・航空機の発着場	15	7	11
11		神社・寺院・教会	318	117	199
12	イ	工場・作業場	1,839	657	608
	ロ	映画・テレビスタジオ	4	2	4
13	イ	自動車車庫・駐車場	185	46	44
	ロ	航空機の格納庫	0	0	0
14		倉庫	1,095	372	316
15		前各項に該当しない事業場	2,101	399	540
16	イ	特定防火対象物が存在する複合用途防火対象物	1,501	732	430
	ロ	上記以外の複合用途防火対象物	951	247	147
16の2		地下街	0	0	0
16の3		準地下街	0	0	0
17		重要文化財	43	43	65
18		アーケード	7	0	1
合計			14,385	4,854	4,868

立入検査の際のノウハウの蓄積について（意見）

消防予防・危険物ともに立入検査については規定や細則は存在するものの、詳細に手順を記載したようなチェックリストは存在しないが、運用としては、新規に配属された職員が立入検査を実施する際には、経験のある職員と一組になって検査を実施しているとのことである。

課として経験から得た知識やノウハウを蓄積するため、実務で判断に迷う点に関しては積み上げてきた判断実績を残すためにも、実地判断に則したチェックリストを作成することが望ましい。

消防用設備等の設置の現況

消防法では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所要の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

和歌山市における消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、調査時点において（全国は平成31年3月31日現在）、スプリンクラー設備の設置率、自動火災報知設備ともに100%（全国においてはスプリンクラー設備の設置率（設置数／設置必要数）は99.7%、自動火災報知設備の設置率は99.1%）となっている。

消防用設備等に係る技術上の基準については、技術の進歩や社会的要請に応じ、逐次、規定の整備を行っている。近年では、平成25年10月に発生した福岡県福岡市の有床診療所火災（死者10人、負傷者5人）を踏まえ、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置を義務付けることとする消防法施行令の一部を改正する政令等が平成26年10月16日に公布され、平成28年4月1日から施行された。施行に際し、既存の施設については、令和7年6月30日までに設置することとする経過措置が定められた。

また、平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災（焼損床面積30,213.45㎡）を踏まえ、火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等には、原則として面積にかかわらず消火器具の設置を義務付けることとする消防法施行令の一部を改正する政令等が平成30年3月28日に公布され、令和元年10月1日から施行された。

消防用設備等の設置義務違反等の消防法令違反對象物については、消防法に基づく措置命令等を積極的に発し、迅速かつ効果的な違反処理を更に進めることとしている。

区分	用途	スプリンクラー設置率		自動火災報知設備 設置率			
		和歌山市	全国 平均	和歌山市	全国 平均		
1	イ	劇場等	100	100	100	99.7	
	ロ	公会堂等		99.4	100	99.9	
2	イ	キャバレー等		100		97.8	
	ロ	遊技場等	100	99.2	100	99.7	
	ハ	性風俗店等				98.8	
	ニ	カラオケボックス等		100	100	99.4	
3	イ	料理店等		100	100	98.6	
	ロ	飲食店等	100	100	100	99.0	
4		百貨店、マーケット等	100	99.6	100	99.5	
5	イ	ホテル等	100	99.6	100	97.9	
6	イ	(1)	病院	100	99.5	100	99.8
		(2)	有床診療所	100	99.8	100	99.8
		(3)	(1)・(2)以外の病院・ 有床診療所、有床助産所	100	99.9	100	99.9
		(4)	無床診療所、無床助産所	100	100	100	99.8
	ロ	(1)	老人短期入所施設等	100	99.8	100	99.9
		(2)	救護施設	100	99.5	100	100
		(3)	乳児院		97.5		98.7
		(4)	障害児入所施設	100	99.8	100	99.8
		(5)	障害者支援施設等	100	99.6	100	99.8
	ハ	(1)	老人デイサービスセンター等	100	99.6	100	99.7
		(2)	更生施設		40.4	100	100
		(3)	保育所等	100	96.5	100	100
		(4)	児童発達支援センター等		100	100	99.9
		(5)	身体障害者福祉センター等	100	99.7	100	99.5
	ニ	幼稚園等	100	100	100	100	
	9	イ	熱気浴場等		100	100	99.8
16	イ	特定複合建物	100	99.7	100	98.6	
16の2		地下街		100		100	
16の3		準地下街		100		100	

消防用設備の設置数は以下のとおりである。

消防用設備等設置状況（各年度設置数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
屋内消火栓設備	15	15	11	27	29
屋外消火栓設備		3	3	7	4
スプリンクラー設備	30	21	34	43	43
泡消火設備		1	2	3	4
不活性ガス消火設備			1	4	5
ハロゲン化物消火設備			1	1	7
粉末消火設備	8	3	9	12	10
動力消防ポンプ設備	3		7	1	
パッケージ型消火設備	8	11	15	19	13
パッケージ型自動 消火設備	2		4	8	2
自動火災報知設備	112	116	186	278	355
非常警報設備	49	43	54	115	106
漏電火災警報器		1	1	4	1
消防機関へ通報する 火災報知設備	24	17	101	54	28
避難器具	23	15	25	44	57
誘導灯	102	103	121	205	203
消防用水			1	1	4
連結送水管	9	5	7	5	12
非常コンセント	4	1	1	1	3
連結散水設備					1
排煙設備		1	1		1
無線通信補助設備					

防災物品の使用状況

建築物内等で着火物となりやすい各種の物品に燃えにくいものを使用することで、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制することは、火災予防上非常に有効である。このため、高層建築物や地下街のような構造上、形態上特に防火に留意する必要がある防火対象物や、劇場や旅館、病院等の不特定多数の人や要配慮者が利用する防火対象物（以下「防災防火対象物」という。）において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（以下「防災対象物品」という。）には、消防法により、所定の防災性能を有するもの（以下「防災物品」という。）を使用することを義務付けている。

令和元年度（全国では平成31年3月31日現在）、防災防火対象物数は、2,994件（全国では97万7,729件）であり、適合率（防災防火対象物において使用される防災対象物品が全て防災物品である防災防火対象物の割合）は、カーテ

ン・どん帳等を使用する防災防火対象物で84.6%（全国では88%）、じゅうたんを使用する防災防火対象物で80.4%（全国では88%）、展示用合板を使用する防災防火対象物で53.1%（全国では84.7%）となっている。

防災物品の使用状況

区分	用途	該当 防火対象物	カーテン等		じゅうたん等		合板			
			カーテン 等使用	適合率 (%)	じゅうたん 等使用	適合率 (%)	合板 使用	適合率 (%)		
1	イ	劇場等	16	10	100.0	6	100.0	1	100.0	
	ロ	公会堂等	12	9	88.9	6	100.0			
2	イ	キャバレー等								
	ロ	遊技場等	21	9	88.9	6	100.0	1	100.0	
	ハ	性風俗店等								
	ニ	カラオケボックス等	5	2	100.0	2	100.0			
3	イ	料理店等								
	ロ	飲食店等	256	90	83.3	65	87.7	10	60.0	
4		百貨店、マーケット等	443	196	86.2	89	68.5	45	46.7	
5	イ	ホテル等	70	59	93.2	49	91.8	7	85.7	
6	イ	(1)	病院	23	23	82.6	14	92.9	1	100.0
		(2)	有床診療所	9	9	100.0	3	100.0		
		(3)	(1)・(2)以外の病院・ 有床診療所、有床助産所	27	23	91.3	17	88.2	3	33.3
		(4)	無床診療所、無床助産所	147	106	85.8	45	80.0	13	69.2
	ロ	(1)	老人短期入所施設等	241	215	89.8	108	87.0	26	57.7
		(2)	救護施設	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0
		(3)	乳児院							
		(4)	障害児入所施設	1	1	100.0	1	100.0		
		(5)	障害者支援施設等	21	20	90.0	10	80.0	1	100.0
	ハ	(1)	老人デイサービスセンター等	67	50	84.0	22	77.3	3	33.3
		(2)	更生施設	2	2	100.0				
		(3)	保育所等	97	82	86.6	46	80.4	11	45.5
		(4)	児童発達支援センター等	9	7	85.7	3	100.0		
		(5)	身体障害者福祉センター等	65	35	82.9	15	80.0	4	100.0
ニ	幼稚園等	48	33	97.0	11	100.0	1	100.0		
9	イ	熱気浴場等	10	7	100.0	6	83.3	2	50.0	
12	ロ	映画スタジオ等	4							
16	イ	特定複合建物	1198	464	79.3	272	75.4	97	49.5	
	ロ	その他の複合建物	78	10	60.0	11	72.7	1	0.0	
16の2		地下街								
16の3		準地下街								
—		高層建築物	94	57	75.4	49	75.5	15	40.0	
—		工事中の建築物等								
合計			2965	1520	84.6	857	80.4	243	53.1	

システム管理について

予防システム及び危険物システムについては、和歌山市火災予防査察要綱において以下のとおり定められており、各種届出や査察の情報をシステムに入力して保管することとなっている。

和歌山市火災予防査察要綱

第 19 条 消防長及び署長は、予防システム及び危険物システムの管理について次の各号に定められる入力を行い、常に最新かつ正確な情報を維持するよう管理しなければならない。

(1) 予防システム

ア 消防長

消防法第 7 条に規定する消防同意及び消防同意に伴う随時査察並びに各種届出

イ 署長

消防法第 7 条に規定する消防同意、査察及び各種届出

(2) 危険物システム

ア 消防長

許認可及び許認可に伴う随時査察並びに各種届出

イ 署長

許認可、査察及び各種届出

(以下略)

第 20 条 査察員は、査察の結果、不備欠陥事項が認められるものについては、立入検査結果通知書を作成し手交するとともに、関係者に記載内容を分かりやすく説明すること。(以下略)

(略)

3. 第 1 項に規定する通知書の作成は、次のいずれかによること。

- (1) 予防システム又は危険物システムによる通知書を印刷して作成する。
- (2) 立入検査結果通知書に不備事項指摘表を添付して作成する。
- (3) 立入検査結果通知書により作成する。ただし、危険物施設は除く。

防火対象物・防災物品の違反に関する予防システムへの保存について(指摘)

防火対象物・防災物品については、法令違反となっているものは紙面において違反を記載し、都度指導をしているが、予防システムへは未設置等の重要な違反については登録しているものの、細かな違反については登録していない。

和歌山市火災予防査察要綱第20条における査察の結果不備欠陥事項が認められた場合には、同第21条、第22条において、立入検査結果の通知書を交付した上で、改善計画の提出を求め、改善状況を確認するための調査を実施することとなる。

当該改善状況の記録及び継続的なモニタリングのためにも、予防システムを更に活用し、違反の履歴はシステムにおいても保存することが必要である。

予防システムの活用について(意見)

予防査察の違反に関しては、予防システムに登録しているものの違反通知は当該システムから出力するのみではなく、文書作成ソフトから作成して発出することもある。

和歌山市火災予防査察要綱第20条においては、システム以外からの作成も認められるが、業務効率化の観点からも予防システムへ違反を登録し違反通知についても当該システムから出力するべきである。

危険物査察について

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵又は取扱いが消防法で定められた基準に適合しているかについて立入検査を行うことができる。

立入検査を行った結果、消防法に違反していると認められる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、貯蔵又は取扱いに関する遵守命令、施設の位置、構造及び設備の基準に関する措置命令等を発することができる。

危険物査察数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
製造所	60	64	60	65	63
貯蔵所	867	916	849	956	887
取扱所	319	273	288	331	297
少量危険物貯蔵・ 取扱所	274	166	219	267	353
指定可燃物貯蔵・ 取扱所	10	16	17	36	55

石油コンビナート等特定事業所の査察件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定事業所への査察	3	3	3	3	2

液化石油ガス施設等の査察件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
販売事業所	3	9	9	2	1
保安機関	3	9	9	2	1
充填事業者	0	1	2	1	0
特定液化石油 ガス設備工事事業者	2	5	7	1	0
貯蔵施設	1	5	8	2	1
特定供給設備	0	0	0	1	0
充填設備	1	0	7	7	0
供給設備 (設備工事対象施設)	4	6	21	50	47
合計	14	35	63	66	50

違反対象物の公表制度

平成25年12月の通知による「違反対象物の公表制度」は、特定防火対象物で、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず未設置であるものについて、市町村の条例に基づき、市町村等のホームページに法令違反の内容等を公表する制度であり、平成27年4月には全ての指定都市において公表制度が開始された。

また、平成30年4月から、管轄人口が20万人以上の全ての消防本部においても公表制度が開始されたほか、管轄人口が20万人未満の消防本部においても、順次開始されている。

特定違反对象物の改善状況の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度当初違反对象物数	0	1	0
屋内消火栓設備違反	0	0	1
スプリンクラー設備違反	0	1	1
自動火災報知設備違反	2	4	1
合計違反件数	2	5	3
是正件数	1	6	3

(エ) 危険物保安班

危険物規制の体系

消防法では、①火災発生の危険性が大きい、②火災が発生した場合にその拡大の危険性が大きい、③火災の際の消火が困難であるなどの性状を有する物品を「危険物」として指定し、これらの危険物について、貯蔵・取扱い及び運搬において保安上の規制を行うことにより、火災の防止や、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、又は火災による被害を軽減することとされている。

危険物に関する規制は、昭和34年（1959年）の消防法の一部改正及び危険物の規制に関する政令の制定により、全国統一的に実施することとされ、それ以来、危険物施設に対する、より安全で必要十分な技術上の基準の整備等を内容とする関係法令の改正等を逐次行い、安全確保の徹底を図ってきた。

なお、危険物に関する規制の概要は、次のとおりである。

- ・ 指定数量（消防法で指定された、貯蔵又は取扱いを行う場合に許可が必要となる数量）以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を法令で定める基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならない。
- ・ 危険物の運搬については、その量の多少を問わず、法令で定める安全確保のための基準に従って行わなければならない。
- ・ 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いなどの基準については、市町村条例で定める。

危険物製造所等の許可及び認可事務取扱状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設置許可	32	36	16	27	23
変更許可	341	352	444	408	423
完成検査	371	337	451	409	387
廃止届	29	58	49	67	41
許可申請取下	3				5
予防規程認可	109	30	94	165	124

危険物関係の承認、届出事務処理状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
危険物仮貯蔵承認	14	1		1	10
危険物仮取扱承認	13	13	22	19	19
仮使用承認	385	369	480	443	467
廃止届	29	58	49	67	41
許可申請取下	3			3	10
危険物保安監督者 選任届	409	120	309	309	163
危険物保安監督者 解任届	384	108	303	291	134
危険物施設災害 発生届	3	1	5	3	3
軽微変更工事届	1,230	1,242	1,344	1,325	1,479
火気使用工事届		1	3	1	
休止届	6	13	13	13	12
再開届			2	2	2
危険物製造所等譲 渡引渡届	15	15	23	56	39
危険物製造所等の 設置者の氏名住所 変更届	205	185	452	406	504
品名・数量又は 指定数量の倍数 変更届	91	70	50	98	53
危険物保安統括 管理者選解任届			2		3

3.3 警防課

(1) 概要

警防課は、消防対策班、救急救助班、監察指導班の3班からなる。

警防課では、警防業務として以下の業務を行っている。

- ① 消防用資機材の購入・整備
- ② 消防用資機材の管理
- ③ 災害及び有事の消防活動対策
- ④ 消防用水利の開発及び保全
- ⑤ 消防相互応援体制に関する活動
- ⑥ 救急及び救助活動
- ⑦ 応急手当普及講習の実施
- ⑧ 救命救急士の養成
- ⑨ 消防吏員の研修及び訓練

(2) 各班に対する監査結果

(ア) 消防対策班

消防機械器具等の購入・整備

消防対策班は救急自動車・消防自動車といった消防機械器具等の購入・管理を実施している。

購入や修繕・点検業務の発注は、仕様書の作成から見積書（参考）請求（2社～5社）、予算要求、予算内示、仕様書の再検討・確定、入札依頼までを警防課で実施し、その後入札から契約までを財政局調達課が担当している。業務フローについてはP71に記載する。

業者を決定する方法としては、原則的には予定価格20,000,000円以上の入札については一般競争入札、20,000,000円未満のものについては指名競争入札又は随意契約により調達契約を行うものとしている。

「和歌山市財務に関する条例」によると、予定価格20,000,000円以上の動産の買入れについては、議会の議決が必要とされていることから、この金額を基準として発注方法を決定している。

また、随意契約とできる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項に列挙されており次に示す。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 売買、貸借、請負その他の契約で、予定価格（貸借の場合は予定賃借料の年額又は総額）が一定の額を超えないものをするとき（以下、少額随契とする。）。

同項第 2 号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

同項第 3 号 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所において製作された物品を買い入れる契約、及び上記施設に加えて、シルバー人材センター連合、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約をするとき。

同項第 4 号 新たな事業分野の開拓を図る者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。

同項第 5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

同項第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき。

同項第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

同項第 8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

同項第 9 号 落札者が契約を締結しないとき。

令和元年度において競争入札で購入等した消防機械器具は、次のとおりである。

件名	契約金額 (税込)	契約相手先	契約方法	指名 業者数
救急自動車	19,470,000 円	和歌山トヨタ 自動車株式会社	指名 競争入札	11
高度救命処置用 資機材（救急自動 車積載分）	11,385,000 円	日本船舶薬品 株式会社	指名 競争入札	5
屈折はしご付き 消防ポンプ自動車	143,660,000 円	有限会社 和歌山防火協会	指名 競争入札	7

令和元年度までは、予定価格が 20,000,000 円以上のものについても指名競争入札としており、屈折はしご付き消防ポンプ自動車の契約方法についても指名競争入札により決定している。

その他、令和元年度において随意契約（同項第1号に規定する少額随契を除く。）で購入等した消防機械器具は、次のとおりである。

件名	契約金額 (税込)	契約相手先	契約方法	根拠法令
自動車修理 (和歌山800は761) L1201	40,700,000円	株式会社 モリタテクノス 西日本営業部	随意契約	地方自治法施行 令第167条の2 第1項第2号
消防用ホース 50ミリ	1,975,435円	有限会社 志賀野設備	随意契約	地方自治法施行 令第167条の2 第1項第8号
消防用ホース 65ミリ	2,035,000円	有限会社 和歌山防火協会	随意契約	地方自治法施行 令第167条の2 第1項第8号

表1つ目の自動車修理は、過去に購入した車両のオーバーホール作業に係る修理であり、消防車両のオーバーホール作業は、限られたメーカーでしか対応できないことから随意契約としている。

表2つ目と3つ目の消防用ホースは、指名競争入札の結果、落札業者が無かったため、随意契約により対応したものであり、いずれも合理的な理由であり問題ないと判断する。

また、令和2年度上半期において競争入札で購入等した消防機械器具は、次のとおりである。

件名	契約金額	契約相手先	契約方法	入札 参加者数
消防ポンプ自動車 (CD-I型)	94,864,000円	有限会社 和歌山防火協会	制限付き 一般競争入札	4
水槽付き消防ポン プ自動車(II型)	79,750,000円	有限会社 和歌山防火協会	制限付き 一般競争入札	4

その他、令和2年度上半期において随意契約（同項第1号に規定する少額随契を除く。）で購入等した消防機械器具は、次のとおりである。

件名	契約金額 (税込)	契約相手先	契約方法	根拠法令
消防ポンプ自動車 (CD-I型)	47,432,000円	有限会社 和歌山防火協会	随意契約	地方自治法施行 令第167条の2 第1項第5号

令和元年度に消防局で管理している消防ポンプ自動車3台ほぼ同時期に故障し、上記2表に示す消防ポンプ自動車3台を購入している。

消防ポンプ自動車は本来、一般競争入札により購入先を決定することが必要であるが、消防局で管理している消防ポンプ自動車がほぼ同時に3台故障したため、一般競争入札により2台の更新を行い、緊急対応として1台を随意契約により車両を購入したものである。

消防車両が3台同時に故障するという事は特殊な状態であり、こうした事態に陥った要因分析を十分に実施する必要がある。

業務フロー表



(消防局より入手)

消防車両の更新投資について（指摘）

予算の流用とは、年度途中において、緊急を要する支出が発生した場合に、予算が足りないときに補正予算を編成することなく、他の予算を減額して当該予算を増額することをいう。地方自治法第 220 条第 2 項によると、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができるとしており、緊急性がある場合等のやむを得ないときの例外的な対応策である。

和歌山市消防局では、令和 2 年度に消防ポンプ自動車（CD-I 型）を購入しており、47,432,000 円の予算執行に際して予算流用を実施している。

流用した経緯として、消防局で所有している 16 台のポンプ車のうち 3 台が出動不能となったとのことで、別の古い車両を更新するための予算を 2 台に充当し、残り 1 台について予算の流用により対応したとのことである。

ポンプ車は消火活動に必要不可欠な車両であり、故障が原因で出動できないという事態は避ける必要があり、緊急の予算の必要性が生じたという経緯は理解できるが、今回のような多額の予算の流用は、予算統制の意義を鑑みて可能な限り避けることが望ましい。当該流用は節間の流用であり、法令で禁止された流用ではないものの、一般論として、多額の流用は可能な限り補正予算で対応すべきである。

また、根本的な問題として、通常であれば、車両が故障した際に、他の 15 台のポンプ車で代替え運用しながら対応すべきところ、予備車両も含めて 3 台同時に故障するということが自体が問題であり、後述する（車両の利用年数について）で記載しているが、耐用年数を大きく超えて車両を使用していることも故障の一因と考えられる。

このような故障案件が発生しないように、また発生した場合でも他の車両を代替え運用する範囲内で対応できるよう予算編成の段階で十分な検討をする必要がある。

随意契約について（意見）

和歌山市消防局では、令和 2 年度に消防ポンプ自動車（CD-I 型）を購入しており、47,432,000 円の予算執行をしている。

和歌山市では、物品を購入する際、原則的には予定価格が 20,000,000 円以上の場合に一般競争入札、20,000,000 円未満の場合に指名競争入札とし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の各号に該当する場合は随意契約としている。

47,432,000 円の消防車両を購入する場合は、金額の要件に当てはめると、一般競争入札に該当することとなるが、3 台のポンプ車が故障したことにより、火災発生時、ポンプ車の現場到着が遅延することが予想されることから、同項第 5 号の緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するとして随意契約により業者を決定したものである。

今後、同様の事案が生じた場合は、多額の予算を執行するため、競争性の原理及び公平性の観点を含めた慎重な議論が必要である。

また、ポンプ車の発注から納品までの期間は半年以上が必要であり、このことが契約を急ぐ要因の一つとなっている。当該要因の解消のためにも、ポンプ車の仕様の標準化についても検討されたい。

➤ 消防用車両の利用

和歌山市消防機械器具管理規程第 16 条によると、消防機械器具は車両の分類ごとに使用期間の目安となる耐用年数が設定されている。

消防機械器具の耐用年数

分類		種類	耐用年数
消防車両	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	15 年
		水槽付き消防ポンプ自動車	
		小型動力ポンプ付き水槽車	
		小型動力ポンプ積載車	
	特殊消防自動車	はしご付き消防ポンプ自動車	20 年
		はしご付き消防自動車	
		屈折はしご付き消防ポンプ自動車	
		化学消防ポンプ自動車	15 年
		救助工作車	
		その他の特殊消防自動車	
	支援系自動車	支援車	15 年
		人員搬送車	
		燃料補給車	
	救急自動車	高規格救急自動車	7 年
	指揮・指令系自動車	無線中継車	10 年
指令車			
指揮車			
広報車			
資機材搬送車	資機材搬送車	15 年	
その他の自動車	乗用車		
	地震体験車		
	原動機付自転車	随時(リース)	
消防機械及び消防器具			随時

(和歌山市ホームページより入手)

例えば、消防活動に使用される消防ポンプ自動車であれば15年、救急活動に使用される救急自動車であれば7年といった具合に耐用年数が設けられている。

一方で、和歌山市の実際の車両の利用年数、走行距離は次のとおりである。

車両の登録日一覧（令和2年12月8日現在）

【消防ポンプ自動車】ポンプ					【水槽付き消防ポンプ自動車】タンク					【化学消防ポンプ自動車】ケミカル				
No.	愛称	管理番号	登録	所属名	No.	愛称	管理番号	登録	所属名	No.	愛称	管理番号	登録	所属名
1	いそ風	P9312	H06.02	東2	1	銀龍	T8903	H02.03	河南	1	月光	C0104	H14.02	中・化学
2	ゆう風	P9511	H07.12	宮前2	2	南龍	T0001	H13.02	中	2	日光	C0303	H16.03	北・化学
3	はや風	P9610	H09.03	中2	3	昇龍	T1404	H27.03	紀伊	3	明光	C0502	H18.03	南・化学
4	さわ風	P0006	H12.12	河南	4	天龍	T1702	H30.02	南	4	陽光	C1001	H22.12	東・化学
5	きよ風	P0405	H17.01	北2	【梯子車】ラダー					【救助工作車】レスキュー				
6	あさ風	P0604	H19.01	四箇郷	No.	愛称	管理番号	登録	所属名	No.	愛称	管理番号	登録	所属名
7	はる風	P1103	H24.03	南	1	千手	L0902	H21.12	東・梯子	1	なぐさ	R9804	H11.03	東・救助
8	あき風	P1102	H24.03	紀伊	2	普賢	L1201	H25.01	中・梯子	2	たかつし	R0703	H20.03	中・救助
9	やま風	P1301	H25.12	加太	3	大日	L1903	R02.02	北・梯子	3	あたご	R1302	H25.12	東・救助
10	そよ風	P1515	H27.12	鳴滝	【支援系車両】サポート					4	とらふず	R1301	H26.03	中・救助
11	さち風	P1516	H27.12	宮前	No.	旧愛称	管理番号	登録	所属名	5	あきば	R1805	H31.03	北・救助
12	うみ風	P1614	H28.10	東	1	燃料補給車	S1202	H24.11	紀伊	【指揮指令系・広報車】コマンド・プレゼンション				
13	いわ風	P1713	H29.11	岡崎	2	サトーカー	S1201	H25.03	中	No.	旧愛称	管理番号	登録	所属名
14	はつ風	P2009	R02.12	北	3	人員搬送車	S1504	H28.02	局	1	P-6	CP9909	H12.01	局指令2
15	たに風	P2007	R02.12	中	【貨物車】サポート・トラック					2	P-20	CP0108	H13.11	局広報1
16	かわ風	P2008	R03.02	東	No.	旧愛称	管理番号	登録	所属名	3	P-21	CP0207	H14.11	東広報1
【救急自動車】アンビュランス					1	軽四ダンプ	ST0205	H14.10	局	4	MP-5	CP0906	H21.11	紀伊広報1
No.	愛称	管理番号	登録	所属名	2	L-5	ST0304	H16.03	局	5	MP-3	CP0905	H21.11	北広報2
1	おおるり	A0806	H20.12	中2	3	搬送車3	ST1103	H24.03	北	6	MP-2	CP0904	H21.11	東広報2
2	かわせみ	A1004	H22.05	北2	4	搬送車1	ST1102	H24.03	中	7	MP-4	CP0903	H21.11	南広報1
3	たんちよう	A1103	H24.01	鳴滝2	5	搬送車2	ST1201	H24.11	東	8	MP-1	CP0902	H21.11	中広報2
4	はやぶさ	A1202	H25.01	宮2	6	中搬送1	ST1408	H27.03	中	9	査察	CP1201	H25.01	局広報3
5	らいちよう	A1301	H26.02	加太	7	搬送車	ST1506	H28.02	南	10	広報・査察車	CP1611	H29.02	局広報4
6	ちどり	A1413	H27.01	岡崎	8	搬送車	ST1507	H28.02	紀伊	11	広報・査察車	CP1612	H29.02	中広報1
7	うみぼと	A1415	H27.01	四箇郷	【指揮指令系車両】コマンド・コントロール					12	災害用広報車	CP1810	H31.02	北広報1
8	しらすぎ	A1514	H28.01	紀伊	No.	愛称	管理番号	登録	所属名	【乗用車・その他】				
9	めじろ	A1516	H28.01	河南	1	指令車	CC0406	H17.02	局指揮2	No.	旧愛称		登録	所属名
10	やませみ	A1611	H28.09	南	2	まえだ号2	CC0505	H17.11	局広報2	1	局長車	乗用車1	H08.06	局
11	はくちよう	A1612	H28.09	鳴滝	3	まえだ号1	CC0504	H17.11	局指揮3	2	地震体験車	地震体験車	H18.11	局
12	せきれい	A1710	H29.04	局3	4	県指揮隊車	CC1201	H24.05	局指揮1	3	JA	乗用車2	H24.06	局
13	やまどり	A1809	H31.03	北	5	無線中継車	CC1207	H25.03	局指令1					
14	ひばり	A1908	R01.12	宮前	6	たちばな	CC1402	H27.03	東指揮1					
15	かもめ	A2007	R02.11	中	7	あやめ	CC1503	H28.03	北指揮1					
16	おしどり	A2005	R02.11	東	8	あおい	CC1608	H29.02	中指揮1					

合計 81

(消防局から入手した資料を加工)

車両の実際の走行距離一覧（令和2年3月31日時点）

管理番号	愛称	総走行距離	管理番号	愛称	総走行距離
P1301	やま風	22,985.0	T8903	銀龍	48,676.0
T0001	南龍	78,412.5	A1202	はやぶさ	120,620.0
P9610	はや風	61,655.5	P0405	きよ風	35,124.2
C0104	月光	7,499.0	C0303	日光	24,738.1
L1201	普賢	9,357.0	R1805	あきば	5,238.0
S1201	支援車	9,614.0	P9809	はつ風	65,079.2
ST1102	搬送車1	9,158.0	CC1503	あやめ	19,334.3
R0703	たかつし	66,742.4	ST1103	搬送車3	12,718.2
R1301	とらふす	10,204.1	A1809	やまどり	23,323.8
ST1408	搬送車	6,446.2	A0707	かもめ	182,696.0
A1710	せきれい	63,499.0	CP1810	広報車	3,492.0
CP0902	広報車MP-1	60,982.0	CP0905	広報車MP-3	69,406.4
CP1612	広報車	13,721.0	L1903	大日	907.0
CC1608	あおい	11,690.4	A1514	しらすぎ	94,997.8
A0806	おおるり	188,550.6	P1102	あき風	28,029.3
P1103	はる風	27,454.0	T1404	昇龍	12,296.3
ST1506	搬送車	8,318.0	ST1507	搬送車	7,660.0
C0502	明光	26,981.0	CP0906	広報車MP-5	65,759.0
T1702	天龍	2,834.0	S1202	燃料補給車	3,328.0
A1611	やませみ	68,186.4	P1515	そよ風	19,127.0
CP0903	広報車MP-4	70,369.0	A1612	はくちょう	80,783.2
P1516	さち風	18,996.1	A1103	たんちょう	147,878.0
P9511	ゆう風	70,276.0	P9908	かわ風	65,080.3
A0905	おしどり	161,938.0	A1301	らいちょう	97,336.5
A1908	ひばり	6,626.6	ST0205	軽四連絡員	125,086.0
P1614	うみ風	14,520.6	S1504	人員搬送車	7,859.0
C1001	陽光	22,838.6	乗用車1	局長車	89,784.0
L0902	千手	9,158.0	乗用車2	JA(セレナ)	74,269.0
P9312	いそ風	71,074.0	CC0505	まえた号2	74,082.0
CC1402	たちばな	24,946.9	CP9909	局広報車	87,074.0
R1302	あたご	30,326.1	CP1201	予防査察車	24,066.0
R9804	なぐさ	68,284.8	地震体験車	地震体験車	8,309.0
ST1201	搬送車2	10,445.0	CP1611	予防調査車	2,664.0
A1516	めじろ	80,492.0	CC1207	無線中継車	20,200.0
CP0207	広報車P-21	106,603.0	CC0504	まえた号1	55,248.0
CP0904	広報車MP-2	82,439.0	CC0406	指令車サーフ	63,094.0
P0604	あさ風	39,655.4	CP0108	局広報車P-20	84,609.0
A1415	うみばと	119,009.4	ST0304	局搬送車L-5	50,606.0
P1713	いわ風	8,949.1	CC1201	県指軍隊車	37,577.0
A1413	ちどり	108,493.1	A1004	かわせみ	188,397.4
P0006	さわ風	50,887.0	計		4,157,170.8

(消防局から入手した資料を加工)

特に利用年数が長いものとしては、水槽付き消防ポンプ自動車銀龍（管理番号 T8903）について、和歌山市消防機械器具管理規程では耐用年数が 15 年と設定されているところ、登録が平成 2 年 3 月であることから、令和 2 年 3 月末時点では利用年数が 30 年にも及ぶというものが確認できた。

また、車両の走行距離も過大となっており、管理番号 A0806 おおるり、A0707 かもめ、A1004 かわせみについては総走行距離が 18 万 km を超えていることが確認できた。

車両の利用年数について（意見）

車両の耐用年数は、その車両を安全に使用できる目安の期間を定めたものであり、その年数を超えたことにより直ちに安全性に支障がでるといった性質のものではない。しかし、消防局で取り扱う車両は、消火活動や救命活動に使用される重要性の高い車両であり、車両の老朽化等が原因で業務に支障が出た場合の影響は甚大である。

車両の更新には多額の予算が必要となり、耐用年数が経過するごとに即座に更新していくことは困難であるという事情はあるが、計画的に更新し、緊急時に適切に稼働できる体制を構築していく必要がある。

可能な範囲で耐用年数に近い年数で更新していけるよう努力していくべきである。

▶ 消防用資機材の管理

消防用資機材の購入後は、車両については車両の種類ごとに定められた定期点検（3 ヶ月、6 ヶ月、12 ヶ月）及び車検を受けている。各車両ごとに点検期間を記載し、また、点検時期もエクセル上で把握できるようにしており点検漏れがないよう管理している。

また、消防用資機材全般について、年に一度現物実査をしており、エクセル上で管理している備品台帳と各消防署で保管している現物の突合せを実施し、備品台帳の記載もれや、すでに除却済みの備品の有無の把握をしている。警防課では、消防用資機材の取り換え用の部品等も含め、多数の物品を保有しており、備品管理が煩雑となっていることから、備品管理を新システムで効率的に実施できるよう取り組んでいるところである。

備品台帳の管理について（意見）

警防課では、購入した備品について備品台帳上で管理しており、年に一度備品の現物を確認する実査の手続きを実施しているが、同課は非常に多数の備品を保有しており、その管理は煩雑であると思われるが、各備品に対して管理番号を付すということをしていない。

一般に備品を管理する際に、各備品にその対象物が明確になるように管理番号を付し、その管理番号で管理する方法が用いられることが一般的である。

実査を実施する際に、備品台帳とその対象となる備品の紐づけをしていく作業に苦勞することもあるとのことであり、今年度、備品管理の方法を改めシステムに登録し、その際に管理番号も付与する取り組みをされているとのことである。

効率的な管理ができるよう積極的に推進していただくことが望ましい。

災害及び有事の消防活動対策

警備本部機能の役割を果たすため、災害が発生した場合等には警備本部を設置し、令和元年度には気象警報に伴い7件、港まつりの実施に伴い1件を設置している。警備本部の設置・運用については警備本部運用マニュアルに従い実施し、和歌山市災害本部と連携しながら運用している。

令和元年度は、体制の変更等に対応するため、警備本部運用マニュアルの改訂作業を行っている。

警備本部運用マニュアルの整備について（意見）

警防課は、令和元年度において警備本部運用マニュアルの更新作業をしているが、令和元年度は改訂作業の途中であることから、警備本部を設置する必要がある場合は、「(仮)和歌山市消防局警備本部運用マニュアル」として、正式版では無いバージョンを用いて運用している。

警備本部は災害時等に災害対応等の中核を担う役割があり、万全の体制で設置される必要があることから、警備本部運用マニュアルについて正式版を策定する必要がある。

消防水利の開発及び保全

消防水利は、消防車両、人員とともに消防力の増強に欠かせない重要な施設である。和歌山市は消防水利として、水道事業の拡張事業に伴い上水道消火栓の設置・増強や、地震等の災害時に対処できるよう、防火水槽の設置を実施している。

また、開発行為に伴う消防水利の適正な設置の推進として、開発業者等と開発行為に伴う消防協議を実施のうえ、開発に伴い設置した防火水槽について和歌山市が帰属を受け、管理する。

防火水槽の耐震化の状況について（意見）

地震等の大規模災害が発生した際に、水道管等が破損した場合、消火栓を利用した消火ができなくなることがあり、そのとき、防火水槽が消防活動において重要な役割を果たすこととなる。

一方で防火水槽についても耐震化が不十分な場合、亀裂や破損が発生し、

十分に役割を果たすことができないことが想定される。

そのため、防火水槽の耐震化は防災の観点から非常に重要である。

和歌山市では、非耐震の防火水槽に対して簡易耐震の工事を進めている。

簡易耐震は通常の耐震工事と比較して費用が軽微で済み、また、規模の大きい地震に対しても耐えうるとのことであり、積極的に推進しているとのことである。

和歌山市では、令和2年4月時点において、耐震の防火水槽が743カ所、非耐震の防火水槽が1,032カ所市内各所に設置されている。

非耐震の防火水槽のうち、周りに有効な水利が無いものは、有事に備え順次整備が推進されているところであるが、簡易耐震化が未了となっているカ所については、近い将来大規模災害が発生したときに防火水槽が破損し、十分に役割を果たすことができないことが考えられる。

予算の状況を考慮しながらとはなるが、積極的に耐震化を進めて、災害時への備えを充実することが必要である。

防火水槽用地の無償借り受けについて（意見）

警防課では、防火水槽用地として和歌山市内の民有地について合計70カ所の借受を実施している。

借上期間は長期にわたるものが多く、古いものでは昭和26年から借受を行っている。

契約書のあるものは、いずれも無償であり、また、契約期間も永年であるとされている一方で、そもそも契約書が締結されていないケースや、契約書のあるものでも所有者が自身の所有地に防火水槽があることに気づいていないケースもある。

契約の締結が無い防火水槽については、トラブル回避の観点から可能な限り契約を締結することが望ましい。また、契約の締結がある防火水槽についても、トラブルとなりうるものをあらかじめ識別している場合には、事前に内容を把握し、スムーズに対応できるよう体制を構築していく必要がある。

さらに、契約が古いものの場合、相続等により土地所有者が変更となっていることも考えられることから、定期的に契約内容を見直すことが必要である。

▶ 消防相互応援体制について

不測の大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、併せて民心の安定を図るため、各機関等と広域消防協定を結び、相互の協力体制を確立している。

具体的な協定内容は下記のとおりである。

(令和2年4月現在)

名称	協定市町村等	応援内容
和歌山県下消防広域相互応援協定	和歌山県下 30 市町村・ 和歌山県下 4 消防組合	大規模又は特殊な災害
和歌山県防災ヘリコプター応援協定	和歌山県・和歌山県下 30 市町村・ 和歌山県下 4 消防組合	火災・救急・救助
和歌山北部臨海都市広域消防協定	和歌山市・海南市・有田市・御坊市	火災・救急・必要資機材
阪和林野火災消防相互応援協定	[和歌山県] 和歌山市・橋本市・岩出市・紀の川市・かつらぎ町・那賀消防組合・伊都消防組合 [大阪府] 河内長野市・和泉市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・岬町・泉州南消防組合	林野火災
阪和自動車道、湯浅御坊道路、関西空港自動車道及び京奈和自動車道消防相互応援協定	[和歌山県] 和歌山市・岩出市・海南市・有田川町・湯浅町・広川町・日高川町・御坊市・印南町・みなべ町・田辺市 [大阪府] 堺市・和泉市・岸和田市・貝塚市・熊取町・泉佐野市・泉南市・阪南市	火災・救急・救助
消防活動資機材及び支援物資等相互応援協定	和歌山市・堺市・姫路市・徳島市	消防活動資機材及び支援物資等
和歌山海上保安部と和歌山市との消防業務協定	和歌山海上保安部・和歌山市	火災・警戒等
和歌山広域消防指令共同運用に係る消防相互応援協定	和歌山市・那賀消防組合・海南市・紀美野町	火災・救急・救助

(消防年報より入手)

非常時に迅速・円滑に対応できるよう、各団体と共同して訓練を実施しており、令和元年度においては和歌山県津波災害対応実践訓練（有田川町）、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練（三重県）、和歌山県石油コンビナート等総合防災訓練等を実施している。

(イ) 救急救助班

救急及び救助体制

令和2年4月1日現在の救急隊員数、救急自動車数は以下のとおりである。

救急隊数	13隊（専任 7隊、兼任 6隊）			
救急車 配置年度	中消防署	昭和 17 年	河南出張所	昭和 59 年
	南分署	昭和 41 年	北消防署	昭和 41 年
	宮前出張所	昭和 49 年	加太出張所	昭和 57 年
	宮前出張所 （兼務運用）	平成 26 年	紀伊分署	昭和 48 年
	東消防署	昭和 45 年	鳴滝出張所	昭和 59 年
	四箇郷出張所	平成 22 年	鳴滝出張所 （兼務運用）	平成 27 年
	岡崎出張所	昭和 56 年		
救急隊員数	専任隊員 56 人 兼務隊員 72 人（資格保有者 350 人）			
救急救命士	86 人 （内認定救急救命士 気管挿管 55 人・薬剤 60 人・拡大 59 人・指導 11 人）			
救急自動車数	高規格 16 台			

（和歌山市消防年報より入手）

救急隊員数が専任隊員 56 名、兼務隊員が 72 名の計 128 名であり、救急隊数が 13 隊である。また、救急自動車数は高規格型 16 台が常備されている。

各自治体に必要とされる救急自動車数、救急隊員数については消防力の整備指針に規定されている。

同指針第 13 条によると、消防本部又は署所に配置する救急自動車の数は、人口 10 万人以下の市町村にあってはおおむね人口 2 万ごとに 1 台を基準とし、人口 10 万を超える市町村にあっては 5 台に人口 10 万を超える人口についておおむね人口 5 万ごとに 1 台を加算した台数を基準として、当該市町村の昼間人口、高齢化の状況、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数とするとされている。和歌山市の人口は、国勢調査によると令和 2 年 4 月 1 日現在で約 35 万人であり、この算式に当てはめると、10 台以上必要であり、救急車の台数について要件を満たしている。

また、同指針第 28 条によると、救急隊の救急自動車に搭乗する救急隊員の数は、救急自動車 1 台につき 3 人とする、としている。和歌山市では、救急隊数が 13 隊であり、消防局での体制が昼夜での交代制であること、休暇が取られることを考慮して算定する必要がある。昼夜での交代制であることについては、単純に 2 を乗じて、また、休暇については、和歌山市では休暇係数として 1.515 を採用しており、救急隊数 1 隊あたり 10 名の隊員数が必要ということとなる。和歌山市の救急隊員数は、128 名であり、同指針で必要とされる人数である 10 名×13 隊である 130 名とほぼ同数であるが、兼務隊員が 72 名おり、人員確保が十分でない状況となっている。

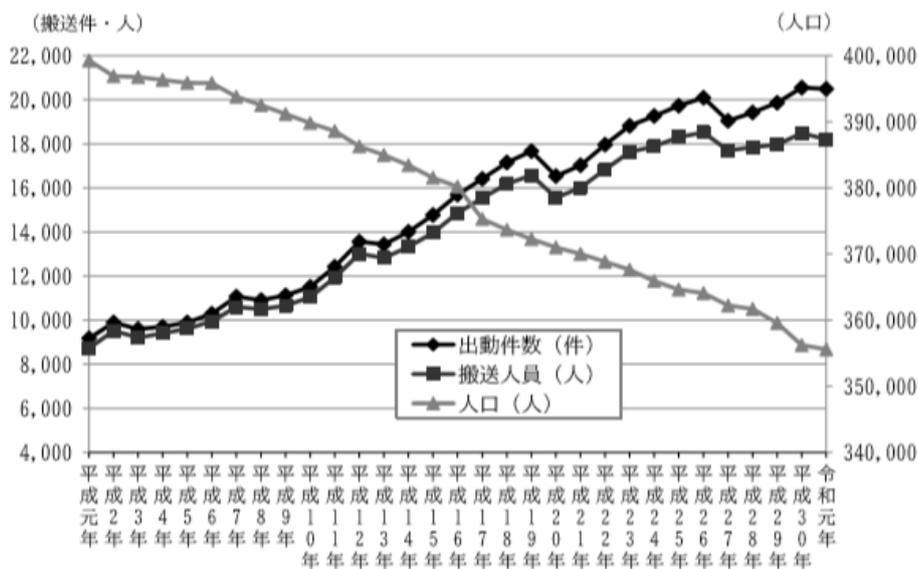
救急隊の人員確保について（意見）

消防力の整備指針第 28 条で必要とされる救急隊員数は和歌山市の場合上述したとおり 130 名であり、実際の和歌山市の消防隊員数 128 名とほぼ同数であるが、兼務隊員が 72 名であることを考慮すると十分に人員が足りているという状況には無い。

救急出動件数は年々増加傾向であることを鑑みても人員数の充足は重要である。人事交流等を活用し事務職に従事する人員を増員する等の対策も有効である。

➤ 救急及び救助活動

和歌山市の救急出動件数の推移は以下のとおりである。



項目	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
出動件数	19,040	19,417	19,865	20,554	20,488
搬送人員	17,703	17,851	17,960	18,491	18,203
不搬送件数	1,512	1,751	2,067	2,239	2,417

(消防局より入手)

和歌山市の人口は減少傾向にあるが、救急出動件数は増加傾向にある。これは、人口が減少していく一方で高齢者割合が増加していることや、救急車を利用するほどではない軽度の負傷者等の通報が増加しているためである。不搬送件数についても増加傾向となっている。

和歌山市では、救急車の適正利用対策として、救命講習時の広報、テレビ・ラジオ・新聞により啓発、消防局ホームページによる啓発、啓発ポスターの掲示、普及啓発グッズ（絆創膏）の作成、配布といった取り組みを実施している。

また、救急車の適正利用を促す取り組みとして総務省消防庁では、電話相談「救急安心センター事業（＃7119）」の全国展開を推進しており、また、住民による緊急度判定を支援する全国版救急受信アプリ「Ｑ助（きゅーすけ）」を作成し、平成 29 年 5 月から提供している。

救急安心センター事業（＃7119）は、消防と医療が連携し、救急医療相談と医療機関案内を、短縮ダイヤル（＃7119）で行う医療相談である。消防庁が公表している消防白書によると、消防面において、潜在的な重傷者の発見及び救護、軽症者の搬送割合の減少、不急の救急出動の抑制といった効果を挙げているとのことである。和歌山県でも田辺市周辺では利用されている。

また、Ｑ助は、病気やけがの際に、住民自らが行う緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供する WEB 版・スマートフォン版アプリである。消防庁が公表している消防白書によると、画面上に表示される選択肢から、傷病者に該当する傷病を選択していくことで、緊急度に応じた対応が、緊急性をイメージした色とともに表示される仕組みとなっており、スマートフォン版は、最も緊急性の高い赤の場合には、そのまま 119 番通報ができる。こうしたアプリの活用も救急車を利用するほどの症状であるかどうかを市民に啓発する手段として有効であると考え、和歌山市でもホームページでの啓発等を実施している。

救急車の適正利用の広報について（意見）

和歌山市では、救急安心センター事業（#7119）の活用を検討中であり、令和2年度に和歌山県消防長会救急部会で導入を要望しているところである。和歌山市では、市民からの救急車の通報に対して真摯に取り組んでおり、市民の安心安全を守っていく活動を実施しており、こうした施策を積極的に活用していくことで、救急車を利用するほどでは無い軽微な傷病者等の通報を回避できる可能性が高まると考える。

さらなる救急車の適正利用を促す取り組みを実施していくことが望ましい。

▶ 応急手当普及講習

消防庁によると、一般市民による応急手当が実施された場合傷病者の生存率及び社会復帰率が高くなるとの統計があり、和歌山市においても市民の間に応急手当の知識と技術が広く普及するよう取り組んでいるところである。

心肺蘇生法、AED（自動体外式除細動器）の取扱法、三角巾法、搬送法といった救命方法等の講習を実施し、一般市民に対し応急手当の方法を指導している。

令和元年度においては、普通救命講習Ⅰとして131回延べ2,493人が受講し、上級救命講習などの講習を113回延べ5,005人、計244回延べ7,498人が受講している。

▶ 救命救急士の育成

救命救急士は、現場に到着した救急隊員が傷病者を病院又は診療所に搬送するまでの間、医師の指導の下に一定の救急救命処置を行うことを業務とし、資格を取得するには消防職員の場合、救急業務に関する講習を修了し、5年又は2,000時間以上救急業務に従事したのち、6か月以上の救急救命士養成課程を修了し、国家試験を合格することにより取得することができる。

消防庁では、全ての救急隊に救急救命士が少なくとも1人配置する体制を目標としているなか、和歌山市においては、常時2名の救急救命士を配置することを目標としている。2020年4月1日現在86名の救急救命士が在籍しており、救急隊1隊あたり常時2名を目標とすると、昼夜の交代、休暇を考慮して4名確保が必要であり、4名×2部×13隊=104名必要となる。消防庁の基準によると、4名×1部×13隊=52名が必要となり、消防庁の目標は上回っているが、和歌山市の目標は下回っている。今後目標達成に向けた取り組みを進める必要がある。

（ウ） 監察指導班

監察指導班は、日常から災害対策の強化、救急・救助体制の強化等を図るため、消防隊員の訓練を企画し実施している。訓練は、基礎錬成、救助訓練、小隊訓練といった項目を設定し実施している。

令和元年度の実績については次のとおりである。

訓練種別		実施回数	実施延べ人員	実施延べ時間
基礎錬成		5,361	24,391	8,134
出動訓練		38	183	76
基本ポンプ操法		9	40	17
応用ポンプ操法		1	5	2
車両等の運用方法	ポンプ車	164	737	414
	タンク車	73	330	179
	化学車	40	222	97
	はしご車	75	379	147
	小型ポンプ	13	53	28
	救助工作車	8	37	16
	その他	72	364	150
ホース延長訓練		366	1,769	916
放水訓練		94	430	234
結索法		81	336	156
器具取扱訓練		423	1,901	894
救助訓練		1,332	6,204	3,573
救急訓練		833	2,879	1,610
図上訓練		188	749	361
その他		49	202	104
小隊訓練		800	3,655	2,441
中隊訓練		52	263	162
大隊訓練		8	40	32
特別訓練		13	53	27

(消防年報より入手)

訓練におけるフィードバックの活用について（意見）

消防局では日常から災害対策の強化、救急・救助体制の強化等を図るため、訓練を実施している。

訓練では、基礎錬成、救助訓練、小隊訓練といった項目が設定され実施されている。

実際の訓練回数、実施延べ人員及び実施延べ時間については集計され、消防局で把握している。目標数値の設定は、各小隊の任務や車両次第で条件が大きく異なることから、各小隊で設定している。

目標を設定した場合、フィードバックを活用することが重要であるが、各小隊のフィードバックが他の小隊に十分に活用できていない。

フィードバックを活用する一般的な管理手法として PDCA サイクルがあり、これに基づいた訓練の実施が望ましい。

具体的には、まず Plan（計画）として、各種訓練の回数等の目標を設定する。次に、Do（実行）として、計画に基づいて実際に訓練を実施する。そして、Check（評価）として、計画と実績を比較し、計画に沿った訓練が実行できたかを検証する。さらに、Action（改善）として、Check（評価）の結果あぶりだされた課題について解決策を検討し改善する。また、この改善策を考慮に入れながら次年度の Plan（計画）を策定するというサイクルである。

個々の隊員ごとの得手不得手を把握し個別に訓練のアフターフォロー等については実施されているとのことである。警防課で各小隊の計画値、実績値を収集し、各小隊のフィードバックを活用し訓練の効果をより高めていくことが望まれる。

3.4 指令課

(1) 概要

指令課は、第1班・第2班・第3班からなり、班ごとに業務内容の違いはなく、分業のために班分けされている。主に以下の業務を行っている。

- ① 災害や救助等の受報
- ② 消防部隊の統制・運用及び出動指令
- ③ 消防通信の統制
- ④ 災害現場の情報収集、情報支援及び関係機関への連絡
- ⑤ 医療機関や電気・ガス会社等との連絡及び調整
- ⑥ 防災気象の通信連絡
- ⑦ 通信施設等の研究、整備、運用
- ⑧ 無線従事者の育成指導

(2) 各班に対する監査結果

(ア) 消防の広域化について

全国様々な市町村で消防の広域化が進んできている。消防の広域化とは、消防組織法にて「二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。」（同法第31条）と定義され、消防の広域化は「消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない。」（同条）とされている。

広域化することで、

- ① 消防本部の規模が大きくなり、消防本部全体が保有する車両等が増えることから、初動時や第2次以降の出動体制が充実するとともに、統一的な指揮の下、迅速で効果的な災害対応が可能になる。
- ② 総務部門や通信指令部門の効率化を図り、人員を消火や救急部門に再配置することにより、不足している現場体制の強化が可能になる。また、予防部門や救急部門の担当職員の専任化を進めることにより、質の高い消防サービスの提供が可能になる。
- ③ 財政規模の拡大による効率化により、小規模な消防本部では整備が困難であったはしご自動車、救助工作車及び消防指令センター等の計画的な整備が可能になる。また、職員数が増加することから、人事ローテーションの設定、職務経験不足の解消、各種研修への職員派遣など、組織管理の観点からも多くのメリットが期待できる。

といったメリットがある。

消防の広域化の現状として、全国の消防本部数は、平成6年4月1日現在で931本部であったが、消防の広域化の推進や市町村合併の進展とともに減少し、平成18年4月1日現在で811本部となった。

平成18年の消防組織法の改正以降では、これまでに54地域で広域化が実現し、管轄人口10万未満の小規模な消防本部は、487本部から55本部減少して432本部（全体の約6割）となり、消防本部や消防署を設置していない非常備町村は、40町村のうち11町村が解消された。

また、連携・協力の具体例として挙げられる指令の共同運用については、47地域（192本部、12非常備町村）で行われている。平成31年4月1日現在、消防本部数は726本部、非常備町村は29町村である。29の非常備町村は7都県に存在するが、地理的な要因から非常備である地域が多く、1都3県の21町村（非常備町村全体の72.4%）は島しょ地域である。

（イ）指令に関する消防の広域化状況

① 指令の共同運用状況

和歌山市では、平成27年4月1日より一部広域化が始まり、和歌山市、岩出市、紀の川市、海南市、紀美野町の区域における119番通報の受信や、消防車・救急車の無線管制等の通信指令業務を和歌山市に設置されている「和歌山広域消防指令センター」（以下「指令センター」という。）にて共同で行っている。管轄内では、年間約40,000件の119番通報を全て指令センターで一括受信、消防救急デジタル無線等の通信設備を活用し、より広域的な災害対応を行っている。

指令センターには、高機能消防指令システム、位置情報通知システム、救急医療情報システム、総合防災情報システム、消防無線（基地局）、高所監視カメラ等を備え、火災、救急、救助、その他の災害等に関する消防通信全般を統括している。

また、災害時に電話やインターネット等の通信手段が寸断された状況でも、指令センターと現場隊員間で確実に連絡が取れるように、4市1町内全8か所（うち和歌山市3か所）に無線中継局を設置している。

管内区域	人口（人）	世帯数（世帯）	面積（km ² ）
和歌山市	364,154	153,089	208.84
海南市	51,860	20,678	101.06
紀の川市	62,616	23,457	228.21
岩出市	53,452	20,774	38.51
紀美野町	9,206	3,762	128.34
計	541,288	221,760	704.96

（和歌山市提供資料「平成27年国勢調査」より）

② 通信指令業務に係る費用

4市1町では、次のように按分している。(以下、和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会経費支弁に関する規程より一部抜粋)

第3条 担当事務の管理及び執行に要する経費及び負担割合は、下記別表のとおりとする。

2. 算出した額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。
3. 和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町(以下「関係団体」という。)の負担割合に用いる数値は、百分率で小数点第6位を四捨五入するものとする。
4. 人口割合に用いる数値は、国勢調査人口による比率とする。
5. 国勢調査人口は、当該年度の4月1日現在の確定値を使用するものとする。
6. 関係団体は、第1項から第5項までの規定において算出された負担すべき管理費用について上半期分を11月まで、下半期分を翌年5月までに和歌山市の請求に基づき納付するものとする。

第4条 管理費用の予定額は、和歌山市が作成する予算見積書案、事業計画案、財政計画案、その他参考となる資料に基づき、予算要求書作成時期までに、和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会(以下「協議会」という。)において調製し承認を得て、関係団体は管理費用の予定額について予算案を作成し、あらかじめ議会の議決を得ておくものとする。

第5条 和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会会長(以下「会長」という。)は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、その旨を関係団体の長に申し出るものとする。

2. 前項の申し出に基づき、関係団体の長が協議会に係る予算の補正すべき額を決定したときは、会長は補正予算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

別表（第3条関係）

	項目	負担割合				経費負担
		和歌山市	那賀 消防組合	海南市	紀美野町	
管 理 費 用	1 通信運搬費 [指令回線使用料(各本部署所用)]	10回線	3回線	3回線	1回線	個別負担
	2 通信運搬費 [指令回線使用料(指令センター用)]	51.47059%	19.11765%	22.05882%	7.35294%	接続回線帯 域割
	3 通信運搬費 [紀美野町無線制御用回線使用料]					個別負担
	4 通信運搬費 [ホットライン回線使用料]	66.82135%	21.41991%	9.88399%	1.87475%	人口比率
	5 通信運搬費 [災害自動案内回線使用料]					個別負担 (個別契約)
	6 通信運搬費 [携帯IP発信地IP-VPNサービス 利用料]	66.82135%	21.41991%	9.88399%	1.87475%	人口比率
	7 通信運搬費 [車両端末用専用線DA128利用料]	66.82135%	21.41991%	9.88399%	1.87475%	人口比率
	8 通信運搬費 [車両端末用FOMA回線使用料]	60台	24台	20台	10台	個別負担 (個別契約)
	9 通信運搬費 [IP業者識別サービス使用料]	66.82135%	21.41991%	9.88399%	1.87475%	人口比率
	10 通信運搬費 [携帯119エリア識別ダイヤルイン 利用料]	25%	25%	25%	25%	均等割
	11 通信運搬費・現場画像受信回線 用 [Web119・光回線(NTT西日本)]	66.82135%	21.41991%	9.88399%	1.87475%	人口比率
	12 通信運搬費・現場画像受信回線 用 [Web119・プロバイダ(NTT- com)IP8、ホスティング]	66.82135%	21.41991%	9.88399%	1.87475%	人口比率
	13 通信運搬費 [ASP Web119サービス]	10年間不要(構築費を含む。)				
	14 通信運搬費 [ASP Web119(気象・安否情報)]	66.82135%	21.41991%	9.88399%	1.87475%	人口比率
	15 通信運搬費 [災害情報用メール回線使用料]	66.82135%	21.41991%	9.88399%	1.87475%	人口比率
	16 通信運搬費 [一般回線使用料]	66.82135%	21.41991%	9.88399%	1.87475%	人口比率
	17 通信運搬費 [発信者情報照会に係る書留等郵 便料金]	66.82135%	21.41991%	9.88399%	1.87475%	人口比率
	18 通信運搬費 [ネットワークカメラ回線使用料]		2回線			個別負担
	19 通信運搬費 [現場画像伝送回線使用料]	4台	1台	1台	1台	個別負担
	20 通信運搬費 [順次指令装置回線使用料]					個別負担 (個別契約)

21	通信運搬費 [緊急用 FAX]	66.82135%	21.41991%	9.88399%	1.87475%	人口比率
22	委託料 [消防緊急指令システム等保守委託料]	56.45071%	21.71142%	15.70350%	6.13437%	構築費・個別・人口比率
23	委託料 [統合型位置情報通知運用委託料]	66.82135%	21.41991%	9.88399%	1.87475%	人口比率
24	需用費 [電気料金]	【詳細は※1の「人口比率」】				
25	需用費 [ガス料金]	【詳細は※2の「人口比率」】				
26	需用費 [水道・下水料金]	【詳細は※3の「勤務要員数割合」】				
27	需用費 [消耗品（指令センター用）]	66.82135%	21.41991%	9.88399%	1.87475%	人口比率
28	需要費 [消耗品（各本部署所用）]					個別負担
29	需用費 [機械修繕（共同整備）]	54.27495%	22.49394%	14.41879%	8.81232%	人口比率・均等割
30	需用費 [機械修繕（個別整備）]					個別負担
31	使用料及び賃借料 [コピー機使用料]	66.82135%	21.41991%	9.88399%	1.87475%	人口比率
32	使用料及び賃借料 [仮眠用寝具リース料]	19/31	6/31	4/31	2/31	勤務要員数割
33	使用料及び賃借料 [テレビ受信料]	66.82135%	21.41991%	9.88399%	1.87475%	人口比率
34	備品購入費 [指令センター設置備品]	54.27495%	22.49394%	14.41879%	8.81232%	人口比率・均等割
35	使用料及び賃借料 [庁舎使用料]	和歌山市「行政財産の使用許可に関する使用料条例」第3条「使用料の減免」に該当するため、免除				

(和歌山市提供資料より)

令和2年4月1日現在

※1 【電気料金】

和歌山広域消防指令センターで使用する延べ床面積（約 528.5 m²）を消防局庁舎全体の床面積（7084.7 m²）で除し、これに消防局全体の電気使用料を乗じ、更に人口（国勢調査人口）割合を乗じた額を適用する。

$$528.5 \div 7084.7 = 0.0745974$$

$$0.0745974 \times \text{電気使用料} \times \text{人口比率}$$

※2 【ガス料金】

和歌山広域消防指令センター勤務要員数を消防局庁舎勤務員数で除し、これに消防局庁舎全体のガス使用料を乗じ、更に和歌山広域消防指令センター勤務要員数割合又は人口比率を乗じた額を適用する。

$$\text{庁舎勤務員比率（※下記備考参照（0.1574074））} \times \text{ガス料金} \times \text{人口比率}$$

※3 【上下水道料金】

和歌山広域消防指令センター勤務要員数を消防局庁舎勤務員数で除し、これに消防局庁舎全体の上下水道使用料を乗じ、更に和歌山広域消防指令センター勤務要員数割合又は人口比率を乗じた額を適用する。

$$\text{庁舎勤務員比率（※下記備考参照（0.1574074））} \times \text{上下水道使用料} \times \text{勤務要員数割合}$$

備考

和歌山広域消防指令センター勤務員数及び消防局庁舎勤務員数は、当該年度の4月1日現在の確定値を使用するものとする。

指令センター勤務員数（34名）÷消防局庁舎勤務員数（216名）＝0.1574074

大災害における指令共同運用システムの利用について（意見）

4市1町で通信指令業務の共同運用システムを導入したことで、機器購入費の削減や人員の適正な配置ができ、また隣町の情報を得られるといったメリットがあったようだが、台風や地震により大規模な災害が4市1町を同時に襲った場合に多数の119番通報が一局に集中することによる対応の遅延、また同システムが被害を受けた場合、4市1町に影響が及ぶというデメリットがある。

なお、同システムは、部分的な故障で各市町に影響が及ぶということがないように、冗長化及びバックアップが行なわれている。

同システムを運用開始後、上記デメリットのような事例は発生していないが、今後予想される大災害に備え、対策を綿密に立てておくことが望ましい。

（ウ）指令システム

災害が発生した場合、指令システムは以下のように運用される。

- ① 119番通報が入ると、指令台の画面に通報の住所情報や付近地図が表示される。
- ② 通報内容から火災、救急、救助など災害の種別を決定する。
- ③ 通報場所を特定するために、統合型位置情報通知装置を用いることで、住所や目標物等から正確な地図を瞬時に画面に表示し、災害発生地点を決定する。
- ④ 自動的にコンピューター音声で出動の予告放送をする。
- ⑤ 消防隊、救急隊が出動準備を進める間に、災害規模や内容に応じて部隊を自動的に選別し、出動隊を編成する。また、消防車、救急車には、車両運用端末装置を搭載しており、リアルタイムで車両の位置、活動状況を把握し、災害現場が特定されれば、現場から最も近い位置にいる車両から選別できる。
- ⑥ 出動隊の編成が完了すると、自動的に指令内容を出動隊に伝達する。
- ⑦ 指令を受けた出動隊は、車両運用端末装置による支援情報を基に、災害現場へ急行する。

指令システム各装置の概要

▶ 統合型位置情報通知装置

通報者が動揺していたり、自分の居場所が分からないなど正確な位置情報が得られない場合でも、本システムで通報地点を素早く特定することができる。災害地点の確認がよりスムーズに行え、より迅速な現場への出動が可能となっている。

▶ ヘルプ通話機能

目標物が乏しく災害地点の特定が難しい場合にも、地理を把握している管轄の消防本部・署所を指令台から呼び出し、通報者・指令員・管轄署員の3者間で通話することができる。管轄消防本部と連携しながら災害地点を迅速に特定する。

▶ 出動車両運用管理装置

消防車、救急車に車両運用端末装置を搭載し、GPS（測位衛星）を使いリアルタイムに車両の位置・活動状況の把握ができる。災害点が特定できた時点で災害現場に最も近い位置の車両から選別を行い、出動部隊を自動的に編成し、最短時間による現場到着を実現する。

▶ 車両運用端末装置

指令情報や地図情報、道路障害・水利情報といった支援情報等の閲覧・検索が行える。署外活動中に指令を受けた場合でも、無線以外に端末画面で各種情報の確認が行えるため、効率的に消防活動が行える。

この他にも火災等の被害を最小限に抑えるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話、消防通信網等がある。

▶ 火災報知専用電話

火災報知専用電話は、通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を消防機関が受信するための専用電話をいう。なお、電気通信番号計画において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている。

▶ 消防通信網等

消防救急無線は、消防本部から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達及び情報収集を行う場合に必要とされる重要な設備である。また、消防電話は、消防本部、消防署及び出張所相互間において、通報を受けた場合に同時伝達、指令等の連絡に使われる専用電話である。

一方、消防防災ヘリコプターに搭載されたカメラ等で撮影された映像情報は、衛星通信ネットワークを活用して、全国や地域で利用されている。

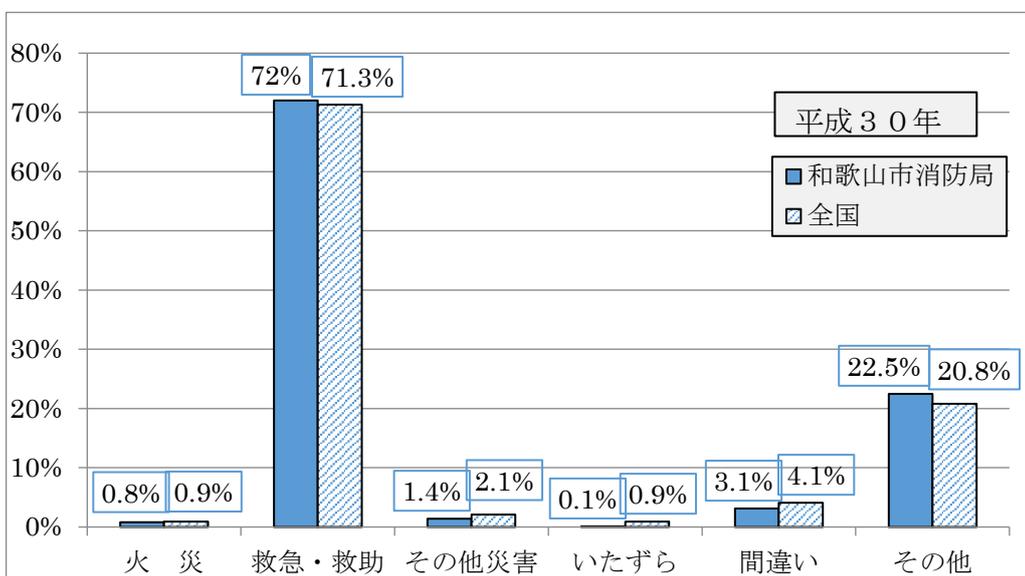
和歌山市では、無線中継装置や衛星を利用して映像等を送信できる無線中継車を配備している。

(エ) 緊急通報

平成 30 年中の 119 番通報件数は、全国で 8,705,751 件となっており、その通報内容の内訳は、救急・救助に関する通報件数が全体の 71.3%を占めている。

なお、平成 30 年中は、和歌山市で 27,427 件となっており、その通報内容の内訳は、救急・救助に関する通報件数が 19,751 件で、全体の 72.0%を占めている。

通報内容別の割合は、以下のとおりとなっている。

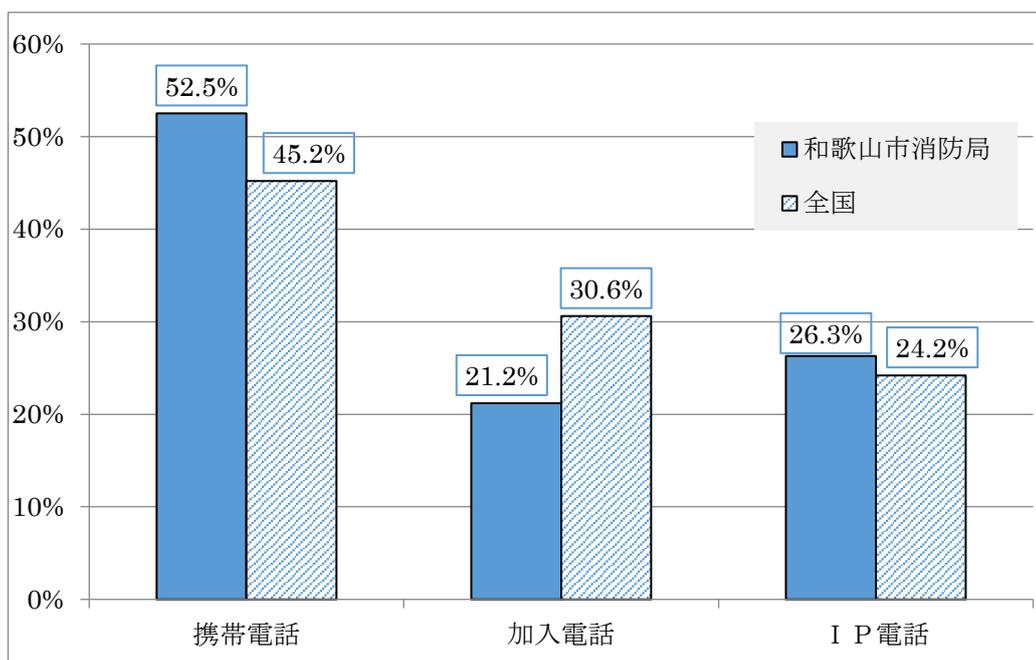


(和歌山市提供資料より)

近年の携帯電話・IP 電話等（以下「携帯電話等」という。）の普及に伴い、携帯電話等による 119 番通報の件数が増加し、通報総数に占める割合は、平成 30 年中はそれぞれ 45.2%、24.2%となっている。

なお、平成 30 年中は、和歌山市で携帯電話による件数が 52.5%、IP 電話による件数が 26.3%となっている。

通報電話別の割合は、以下のとおりとなっている。



(和歌山市提供資料より)

【119 番緊急通報での位置情報通知】

119 番通報を受信する消防機関では、通報者とのやり取りの中で、災害地点や災害情報の聞き取りを行っているが、高機能消防指令センターを導入する消防機関では 119 番通報を受けた際にモニター上の地図に通報場所などの位置情報を表示することが可能となっている。

平成 19 年 4 月から、携帯電話等からの 119 番通報時に発信場所の位置情報が消防機関に通知される「位置情報通知システム」の運用が始まり、平成 21 年 10 月からは、この位置情報通知システムと従前より固定電話からの通報のために運用している「新発信地表示システム」を統合した「統合型位置情報通知システム」の運用を開始した。

平成 31 年 4 月 1 日現在、「位置情報通知システム」や「統合型位置情報通知システム」により、携帯電話等からの 119 番通報時に位置情報を把握できる消防本部数は、712 本部（うち統合型位置情報通知システム 596 本部）となっている。

なお、和歌山市では、統合型位置情報通知システムが導入されている。

【音声によらない通報】

聴覚・言語障害者が音声によらず 119 番緊急通報を行う手段として、FAX や電子メールを用いた音声によらない代替手段が導入されているが、FAX が置かれている場所からしか通報ができない、通報者の所在地や状況を伝えるのに時間を要する等の課題が存在している。

そこで消防庁では、平成 27 年度から、聴覚・言語障害者がスマートフォンの画面上のボタン操作や文字入力により通報を行うことができる「Net119 緊急通報システム」について検討し、平成 29 年度には全国の消防本部で導入すべきシステムの標準仕様等を取りまとめた。標準仕様に沿ったシステムが導入されれば、GPS 等スマートフォンの位置情報により、通報場所を管轄する消防本部に直接通報されることとなるため、聴覚・言語障害者でも円滑に 119 番通報できる体制が整備される。

なお、和歌山市では、平成 29 年 3 月から NET119 緊急通報システム及び緊急通報 FAX 装置を導入している。

【外国人からの通報】

電話通訳センターを介した三者間同時通訳による 119 番多言語対応は、外国人からの 119 番通報時、外国人のいる救急現場での活動時等において、迅速かつ的確に対応するため、電話通訳センターを介して、24 時間 365 日主要な言語で対応するものであり、消防庁では、全ての消防本部で導入されることを目標に取り組んでいる。

なお、和歌山市では、平成 29 年 4 月 21 日から和歌山県における多言語電話通訳・簡易翻訳サービスを活用し、12 言語に対応している。

(オ) 役務の調達に係る契約方法

指令課の取り扱う器具備品は、高額となることが多い。そこで、極力安値でかつ良品を購入できるよう、原則として多数の業者による入札によることとされている。令和元年 8 月 27 日に購入した携帯型無線機バッテリーを例にとると、11 の業者に指名競争入札執行通知書を送付している。11 業者のうち、6 業者が辞退したので 5 業者によって入札が行われ、最終的には最安値で入札した業者に決定された。

また、一部の契約では、競争入札によらず契約の相手を決定する随意契約が行われているものもあり、例として、高機能消防指令システムのオペレーティングシステム更新等の業務委託と統合型位置情報通知システムを挙げる。

高機能消防指令システムにより使用している一部の装置では、セキュリティ対策のために更新を行う必要があり、更新する装置は当該システムの根幹と接続されており、不具合が発生すると指令業務及び住民からの 119 番通報が受理できなくなるなどの影響が出る可能性がある。そこで、指令システムの構築・保守業者であり、仕様、システム構成・復旧方法を熟知しており、かつ更新した装置についても保守を受けることができる業者である日本電気株式会社に更新等の業務委託を随意契約にてしている。

なお、システム内容の品質向上及び妥当な価格での導入を目指すために、新たにシステムの導入を計画する場合や稼働中のシステムを更新又は改修する場合には、情報システム課により導入等をするシステムの内容を評価している。

統合型位置情報通知システムは、西日本電信電話株式会社が保有する電話加入者データを利用し、119番通報を発信した電話の設置場所及び加入者を検索表示するシステムである。検索利用されているデータベースは、西日本電信電話株式会社が電気通信業務を遂行する範囲で構築保有しているものであり、またそのようなシステムを提供しているのが西日本電信電話株式会社のみであるため、随意契約となっている。

(カ) 情報セキュリティ対策等

① 和歌山市情報セキュリティポリシー対策基準

i. バックアップの実施

情報セキュリティ執行責任者及び情報システム管理者は、文書サーバ等に記録された情報について、サーバの冗長化対策に関わらず、必要に応じて、定期的にバックアップを実施しなければならない。

ii. 情報資産の保管

- 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、情報資産の分類に従って、情報資産を適正に保管しなければならない。
- 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、情報資産を記録した電磁的記録媒体を長期保管する場合は、書込禁止の措置を講じなければならない。
- 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、利用頻度が低い電磁的記録媒体及び情報システムのバックアップで取得したデータを記録する電磁的記録媒体を長期保管する場合は、必要に応じ、自然災害を被る可能性が低い地域に保管しなければならない。
- 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、「重要情報資産」を保管する場合、必要に応じ、耐火、耐熱、耐水、耐湿等を講じた施錠可能な場所に保管しなければならない。

iii. パスワードの取扱い

職員は、自己の管理するパスワードに関し、次の事項を遵守しなければならない。

- パスワードは、他者に知られないように管理しなければならない。
- パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じてはならない。
- パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものにしなければならない。
- パスワードが流出したおそれがある場合には、情報セキュリティ管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更しなければならない。

- 複数の情報システムを扱う職員は、同一のパスワードをシステム間で用いてはならない。
- 仮のパスワード（初期パスワード含む。）は、最初のログイン時点で変更しなければならない。
- サーバ、ネットワーク機器及びパソコン等の端末において、他人が容易に参照できるような状況の場所にパスワードを記録させてはならない。
- 職員間での個人用に与えられたパスワードを共有してはならない（ただし、共有 ID に対するパスワードは除く。）。

iv. ログ取得等に係る方針

- 情報セキュリティ執行責任者及び情報システム管理者は、各種ログ及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、一定の期間保存しなければならない。
- 情報セキュリティ執行責任者及び情報システム管理者は、ログとして取得する項目、保存期間、取得方法及びログが取得できなくなった場合の対処等について定め、適正にログを管理しなければならない。
- 情報セキュリティ執行責任者及び情報システム管理者は、取得したログを定期的に点検又は分析する機能を設け、必要に応じて悪意ある第三者等からの不正侵入、不正操作等の有無について点検又は分析を実施しなければならない。なお、個人番号利用事務に関わる情報システムにおいては、定期に及び必要に応じ随時に分析等を実施しなければならない。

② 利用者 ID の取扱い

和歌山市消防事務ネットワークシステム運用管理規程

- 第 16 条 ユーザーアカウントは、運用管理者（指令課長）が設定し、消防事務ネットワークシステムが利用できるグループごとに貸与する。
- 2 ユーザーアカウントの取扱いは、貸与されたグループがこれを適正に行わなければならない。
 - 3 パスワードの変更は、運用管理者（指令課長）が必要に応じ行う。

4. 総括

和歌山市の平成 29 年度から 10 年間のまちづくりの方向性を示す「第 5 次和歌山市長期総合計画」では、「誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち」を実現するための政策の一つとして「消防力の充実」を掲げ、以下の 3 つの施策が展開されている。

施策	取組方針	内容
予防体制の充実	住宅の防火安全対策の推進	住宅用火災警報器の設置及び維持管理を啓発するなど、火災をなくす市民運動を実施します。また、各家庭への消火器の設置を促進し、住宅火災による死者の軽減をめざします。
	防火防災意識の高揚と自主防火活動の推進	防火協力団体と連携し、防火・防災のつどい、防災訓練、防火研修会等自主防火活動を実施するとともに、防災学習センターに来館する市民に対する体験学習等を通じて防火・防災啓発を進めます。また、街頭広報、広報紙、マスメディア等を活用し、市民の防火意識高揚を図るために広報を進めます。
	火災調査体制の充実	火災調査を実施し、得られた資料・火災調査書類を検討し、火災予防に生かします。製品火災に対する調査技術の向上を図るとともに、製品火災情報を積極的に収集し、市民への周知を進めます。また、火災調査研修会等を通じて、職員に対する火災調査書類の作成指導を行い、火災調査担当者の技術の向上を図ります。
	事業所の防火安全対策の推進	立入検査（防火査察）や是正指導を実施し、防火対象物（事業所）における火災の発生危険及び人命危険の予防を図ります。また、自主的な防火管理体制を確立するため、防火管理者を中心とした、事業所内の防火教育及び消防訓練による安全対策を推進するとともに、防火管理者資格講習会の実施により、事業所防火管理体制を推進します。
	危険物災害の防止	危険物施設における安全性を確保するため、機器・設備の維持管理について指導を行います。また、危険物施設を保有する事業所の自主防災体制の確立のため、保安監督者を中心とした教育及び点検等の安全対策を推進します。
災害対応力の充実	消防活動拠点の整備	災害時の活動拠点となる消防庁舎や緊急消防援助隊が活動するための拠点施設の整備を進めます。
	常備消防力の強化	各種研修や訓練の実施、消防自動車や機械器具等の整備を進め、多様化する災害への対応力を強化するとともに、通信指令体制の充実を図ります。
	地域防災力の充実・強化	広く市民に消防団活動の重要性を訴え、入団を促進するとともに、消防分団施設、消防団活動に必要な資機材等の整備を進めます。
	消防水利の整備	大規模災害時の消防水利確保のため、防火水槽の耐震化を推進します。
	消防広域応援・受援体制の充実	緊急消防援助隊及び消防相互応援体制の訓練等を実施し、充実を図ります。また、消防の広域化及び消防機関の連携・協力についての検討を進めます。
救急・救助体制の充実	応急手当の普及	市民のニーズに合った講習（場所・時間・内容）を実施し、応急手当（心肺蘇生・AEDの使用等）が実施できる市民の養成を進めます。
	口頭指導体制の充実	119番通報時の口頭指導に係る訓練、指導体制の構築及び事後検証体制の確立を推進します。
	救急隊員の観察・救急処置能力の向上	指導救命士を中心とした救急隊員教育の充実を図ります。また、救急ワークステーション・ドクターカーの充実を図ります。
	救急・救助活動能力の充実	多数傷病者発生事故、生物・化学災害、自然災害を想定した訓練、研修を実施するとともに、特殊災害対応訓練やセミナー等に派遣し、実務教養及び技術の習得と救助隊員の活動能力の向上を図ります。

今回の包括外部監査の結果並びに意見を上記の施策の取組方針毎に区分して関連付けると以下のとおりとなる。

施策	取組方針	指摘意見	着眼点	指摘・意見の内容
予防体制の充実	住宅の防火安全対策の推進	意見 5	有効性	住宅用火災警報器の設置率の増加について
	防火防災意識の高揚と自主防火活動の推進	指摘 8	経済性	防災学習センターの運営委託費について
	火災調査体制の充実			
	事業所の防火安全対策の推進	指摘 9 指摘 10 指摘 11 意見 6 意見 7	適正性 適正性 効率性 有効性 効率性	防火管理者の長期にわたる未選任について 市の施設における防火管理者の未選任について 防火対象物・防災物品の違反に関する予防システムへの保存について 立入検査の際のノウハウの蓄積について 予防システムの活用について
	危険物災害の防止			
災害対応力の充実	消防活動拠点の整備	指摘 6	適正性	土地の貸借契約に係る交渉記録の文書化について
	常備消防力の強化	指摘 5 指摘 12 意見 8 意見 9 意見 10 意見 16 意見 17	有効性 有効性 経済性 有効性 適正性 効率性 有効性	女性消防吏員の活躍推進のための取組について 消防車両の更新投資について 随意契約について 車両の利用年数について 備品台帳の管理について 訓練におけるフィードバックの活用について 大災害における指令共同運用システムの利用について
	地域防災力の充実・強化	指摘 1 指摘 2 指摘 3 指摘 4 意見 1 意見 2 意見 3 意見 11	有効性 適正性 有効性 適正性 有効性 適正性 有効性 適正性	消防団員の教育訓練について 業務委託料の確認について 消防団報酬の見直しの必要性に関する検討について 消防団員の寄付金受領の有無について 消防機関の出動状況について 消防団報酬の支給方法について 消防音楽隊見直し検討について 警備本部運用マニュアルの整備について
	消防水利の整備	意見 12 意見 13	有効性 適正性	防火水槽の耐震化の状況について 防火水槽用地の無償借り受けについて
	消防広域応援・受援体制の充実			
	救急・救助体制の充実	救急・救助活動能力の充実	意見 14	有効性
そのほか合規性の観点からの指摘・意見				
そのほか3Eの観点からの指摘・意見		指摘 7 意見 4 意見 15	経済性 経済性 経済性	自動販売機設置にかかる業者選定の公募について 一般社団法人和歌山市消防協会を通じた自動販売機の設置について 救急車の適正利用の広報について

和歌山市においては、市民や事業所の防火意識の高まりや建築物の不燃化が進んだ結果、火災件数は徐々に減少し、その規模も小さくなっているが、近年の火災による死者は、ほとんどが住宅火災によるものであることを踏まえると、住宅用火災警報器の設置率の向上について、原因分析を適切に行い普及が推進されるよう取り組まれることが望まれる。また、大規模火災を未然に防ぐためにも、防火管理者が長期間未選任となっている施設に関しては厳格に対応して違反状態を解消する努力が必要である。そのためには情報システムを有効に活用し、違反者に対する是正措置を効果的に行う取り組みが望まれる。

災害対応力の充実の観点からは、消防車両の利用年数の長期化に関して、計画的な消防機械器具の更新が必要と思われる。この度の外部監査において、消防ポンプ車が3台同時に出勤不能になる事態が発生したとの説明を受けたが、消火や救命活動に利用される重要性に鑑み、老朽車両の維持管理については更新計画と併せて、中長期的な視点に立った検討が必要である。また、近年、地震や局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増している。これらの観点から、警備本部運用マニュアルの早期の策定や、消防団についても、現状の取り組みを不断に見直し、団員確保や訓練の充実など地域防災力の充実強化のためのより効果的な取り組みの実現が望まれる。

一方で、少子高齢化による人口減少が進むなか、財政は一層厳しさを増し、この傾向は今後も続くことが予想される。そうしたなか、上記のような将来に向けた取り組みを行うには、少しでもコストを抑制し効率的に事業を行う努力が必要である。この度の外部監査において経済性や効率性の観点から指摘した事項を含め、できる限り無駄を排除し、消防力充実に向けた前向きな投資が促進されることを期待する。